

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定

目次

前文

第一章 総則（第一・一条—第一・九条）

第二章 物品の貿易

第三章 一般規定（第二・一条—第二・五条）

第四章 内国民待遇及び物品の市場アクセス（第二・六条—第二・二十一条）

第五章 ぶどう酒產品の輸出の促進（第二・二十二条—第二・三十一条）

第六章 他の規定（第二・三十一条—第二・三十四条）

第七章 原産地規則及び原産地手続

第八章 原産地規則（第三・一条—第三・十五条）

第九章 原産地手続（第三・十六条—第三・二十六条）

第C節 雜則（第三・二十七条及び第三・二十八条）

第四章 税関に係る事項及び貿易円滑化（第四・一条—第四・十四条）

第五章 貿易上の救済

第A節 一般規定（第五・一条）

第B節 二国間セーフガード措置（第五・二条—第五・八条）

第C節 世界向けのセーフガード措置（第五・九条及び第五・十条）

第D節 ダンピング防止措置及び相殺措置（第五・十一条—第五・十五条）

第六章 衛生植物検疫措置（第六・一条—第六・十六条）

第七章 貿易の技術的障害（第七・一条—第七・十五条）

第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引

第A節 一般規定（第八・一条—第八・五条）

第B節 投資の自由化（第八・六条—第八・十三条）

第C節 国境を越えるサービスの貿易（第八・十四条—第八・十九条）

第D節 自然人の入国及び一時的な滞在（第八・二十一条—第八・二十八条）

第E節 規制の枠組み

第一款 国内規制（第八・二十九条—第八・三十二条）

第二款 一般に適用される規定（第八・三十三条—第八・三十五条）

第三款 郵便サービス及びクーリエ・サービス（第八・三十六条—第八・四十条）

第四款 電気通信サービス（第八・四十二条—第八・五十七条）

第五款 金融サービス（第八・五十八条—第八・六十七条）

第六款 國際海上運送サービス（第八・六十八条及び第八・六十九条）

第F節 電子商取引（第八・七十一条—第八・八十六条）

第九章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置（第九・一条—第九・四条）

第十章 政府調達（第十・一条—第十・十七条）

第十一章 競争政策（第十一・一条—第十一・十条）

第十二章 補助金（第十二・一条—第十二・十条）

第十三章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業（第十三・一条—第十三・八条）

第十四章 知的財産

第A節 一般規定（第十四・一条—第十四・七条）

第B節 知的財産に関する基準

第一款 著作権及び関連する権利（第十四・八条—第十四・十九条）

第二款 商標（第十四・二十一条—第十四・二十五条）

第三款 地理的表示（第十四・二十六条—第十四・三十四条）

第四款 意匠（第十四・三十五条及び第十四・三十六条）

第五款 商品の登録されていない外観（第十四・三十七条）

第六款 特許（第十四・三十八条—第十四・四十条）

第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ（第十四・四十一条及び第十四・四十二条）

第八款 植物の新品種（第十四・四十三条）

第九款 不正競争（第十四・四十四条）

第C節 権利行使

第一款 一般規定（第十四・四十五条及び第十四・四十六条）

第二款 民事上の救済に係る権利行使（第十四・四十七条—第十四・五十五条）

第三款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使（第十四・五十六条）

第四款 国境措置に係る権利行使（第十四・五十七条）

第五款 刑事上の制裁に係る権利行使（第十四・五十八条）

第六款 デジタル環境における権利行使（第十四・五十九条）

第D節 協力及び制度上の措置（第十四・六十一条—第十四・六十三条）

第十五章 企業統治（第十五・一条—第十五・七条）

第十六章 貿易及び持続可能な開発（第十六・一条—第十六・十八条）

第十七章 透明性（第十七・一条—第十七・九条）

第十八章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第A節 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第一款 一般規定（第十八・一条—第十八・三条）

第二款 規制に関する良い慣行（第十八・四条—第十八・十一条）

第三款 規制に関する協力（第十八・十二条及び第十八・十三条）

第四款 制度に関する規定（第十八・十四条—第十八・十六条）

第B節 動物の福祉（第十八・十七条）

第C節 最終規定（第十八・十八条及び第十八・十九条）

第十九章 農業分野における協力（第十九・一条—第十九・八条）

第二十章 中小企業（第二十・一条—第二十・五条）

第二十一章 貿易及び女性の経済的エンパワーメント（第二十一・一条—第二十一・四条）

第二十二章 紛争解決

第A節 目的、適用範囲及び定義（第二十二・一条—第二十二・三条）

第B節 協議及び仲介（第二十二・四条—第二十一・六条）

第C節 パネルの手続（第二十二・七条—第二十一・二十四条）

第D節 一般規定（第二十二・二十五条—第二十一・三十条）

第二十三章 制度に関する規定（第二十三・一条—第二十三・六条）

第二十四章 最終規定（第二十四・一条—第二十四・七条）

附属書（存在する附属書のみを次に掲げる。）

附属書二一A 関税の撤廃及び削減

附属書二一B 第二・十五条及び第二・十七条に規定する物品の表

附属書二一C 自動車及び部品

付録二一C一1 兩締約国が適用している国際連合規則

付録二一C一2 一方の締約国が適用している国際連合規則であつて他方の締約国がその適用を検討
していないもの

附属書二一D 焼酎の輸出の促進

附属書二－E ぶどう酒産品の輸出の促進

附属書三－A 品目別原産地規則の注釈

附属書三－B 品目別原産地規則

付録三－B－1 特定の車両及び車両の部品に関する規定

附属書三－C 第三・五条に規定する產品

附属書三－D 第三・五条に規定する情報

附属書三－E 原産地に関する申告文

附属書六 食品添加物

附属書八－A 金融サービスにおける規制に関する協力

附属書八－B 第八章に関する表

附属書I 現行の措置に関する留保

附属書II 将来における措置に関する留保

附属書III 設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び短期の商用訪問者

附属書IV 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

付録IV 日本国における契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の業務活動の制限

附属書八－C 自然人の商用目的での移動に関する了解

附属書十 政府調達

附属書十四－A 地理的表示に関する両締約国の法令

附属書十四－B 地理的表示の表

相互承認に関する議定書

前文

日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英國」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、

共通の原則及び価値観に基づく両締約国間の多年にわたる強固な連携並びに両締約国間の重要な経済、貿易及び投資の関係を意識し、

各締約国の産業界、特に中小企業のニーズ並びに高い水準の環境及び労働に関する保護であつて国際的に認められた関連する基準及び両締約国が締結している国際協定を通じたものの必要性に留意しつつ、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目的に従つて両締約国間の経済、貿易及び投資の関係を強化すること並びに両締約国間の貿易及び投資を促進することの重要性を認識し、

この協定が高い水準の消費者の保護及び経済的福祉を確保する政策を通じて消費者の福祉を向上させることに寄与することを認識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によつてもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境において、多数の新たな経済上の課題及び機会、特にデータの自由な流通の原則に基づくデジタル貿易の一層の重

要性が両締約国に提示されていることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていていること並びにそのような補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国間の貿易及び投資の発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することが、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを信じ、

国際連合憲章に係る両締約国の約束を再確認し、また、世界人権宣言に示された原則を考慮し、

全ての利害関係者の利益のために国際的な貿易及び投資における透明性が重要であることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する明確かつ互恵的な規則を定め、並びにこれらに対する障害を軽減し、又は撤廃することを希望し、

この協定によって創出される機会への女性のアクセス及び当該機会から利益を得る女性の能力を増大さ

せ、並びに女性が国内経済及び世界経済に衡平に参加する環境を支持することを希望し、

この協定を通じて国際的な貿易及び投資に対する障害を除去することによりこれらの調和のとれた発展及び拡大に寄与し、並びにこの協定による利益を減少させるおそれがある両締約国間の貿易又は投資に対する新たな障害を設けることを回避することを決意し、

世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している多数国間の、地域的な及び二国間の協定に基づく各締約国の権利及び義務を強化し、

両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一・一条 目的

この協定は、貿易及び投資を自由化し、及び円滑にすること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を促進することを目的とする。

第一・二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

- (a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。
- (b) 「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。
- (c) 「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定をいう。
- (d) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。
- (e) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計

部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

(f) 「税関当局」とは、

(i) 英国については、歳入関税庁及び英國の関税領域内で税關に係る事項に責任を有するその他の当局をいう。

(ii) 日本国については、財務省をいう。

(g)

「関税法令」とは、締約国の法令であつて、物品の輸入、輸出及び通過を規律し、並びにその他の税関手続の管理下に物品を置くことを規律するもの（税関当局の権限に属する禁止、制限又は規制の措置を含む。）をいう。

(h)

「関税領域」とは、

(i) 英国については、英國、ガーンジー代官管轄区及びジャージー代官管轄区並びにマン島の領域をいう。

(ii) 日本国については、日本國の関税法令が施行されている領域をいう。

(i) 「日」とは、暦日をいう。

(j) 「紛争解決了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書二「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」をいう。

(k) 「日EU経済連携協定」とは、二千十八年七月十七日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。

(l) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一「Bサービスの貿易に関する一般協定」をいう。

(m) 「千九百九十四年のガツト」とは、世界貿易機関設立協定附属書一「A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定」をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガツトの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(n) 「政府調達協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書四「政府調達に関する協定（注）」をいう。

注 「政府調達協定」とは、二千十一年三月三十日にジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された政府調達協定をいうものと了解する。

(o) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注

釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）をいう。

「IMF」とは、国際通貨基金をいう。

(p) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、慣行、行政上の行為その他のいづれの形式であるかを問わない。）をいう。

(q) 「締約国の自然人」とは、締約国の関係法令に基づく当該締約国の国民をいう。

(r) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(s) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(t) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(u) 「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(v) 「領域」とは、次条の規定に従つてこの協定が適用される区域をいう。（注）

注 この定義は、(h)、次条及び第一・八条の規定にいう「領域」については、適用しない。

「歐州連合運営条約」とは、歐州連合の運営に関する条約をいう。

(x)
「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(y)
「W I P O」とは、世界知的所有権機関をいう。

(z)
「W T O」とは、世界貿易機関をいう。

(aa)
(bb)
「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条 地理的適用

1 この協定は、次の領域について適用する。

- (a) 英国については、英國の領域
(b) 日本国については、日本国の領域
- 2 この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、各締約国の領海の外側に位置する区域（海底及びその

下を含む。）であつて、当該各締約国が千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約を含む国際法及び国際法に合致する自国の法令に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する全てのものについても適用する。

3 この協定は、税関に係る事項についてのこの協定の規定に関し、1(a)の規定の対象とならない英國の関税領域の区域についても適用する。

4 1(a)及び2の規定にかかわらず、相互承認に関する議定書は、英國については、英國の関税領域について適用する。

5 この協定又はこの協定の規定のうち特定されたものは、この協定の適用が1から4までの規定において定められていない限りにおいて、この協定の効力発生の時に又はその後いつでも、英國政府が國際關係について責任を有する領域であつて外交上の公文の交換により両締約国の政府が合意するものに適用を拡大することができる。

6 英国は、5の規定に基づく適用の拡大の後いつでも、英國政府が國際關係について責任を有する領域についてこの協定が適用されないこととなる旨を日本国に通報ができる。このため、第二十四・四

条2に規定する手続を準用する。

第一・四条 租税

1 この条の規定の適用上、

(a) 「居住」とは、租税上の居住をいう。

(b) 「租税協定」とは、二重課税の回避のための協定又は専ら若しくは主として租税に関するその他の国際協定若しくは取決めであつて、締約国が締結しているものをいう。

(c) 「租税に係る課税措置」とは、締約国の税法の適用に当たりとられる措置をいう。

2 この協定の規定は、この協定の規定を実施するためにその適用が必要な場合に限り、租税に係る課税措置について適用する。

3 この協定のいかなる規定も、租税協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、租税協定が優先する。両締約国間の租税協定に関し、この協定の下での関連する権限のある当局及び当該租税協定の下での関連する権限のある当局は、この協定と当該租税協定との間に抵触が存在するかどうかについて、共同で決定する。

4 この協定における最恵国待遇の義務は、租税協定に基づいて締約国が与える利益については、適用しない。

5 第二十三・一条の規定に基づいて設置される合同委員会は、租税に係る課税措置について、第二十二章の規定による紛争解決に関する異なる適用範囲を決定することができる。

6 この協定のいかなる規定も、締約国が税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置（次に掲げるものを含む。）を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの租税に係る課税措置を、同様の条件の下にある両締約国において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易及び投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 特に居住の場所又は資本の投下場所に関して同一の状況にない納税者を区別する措置
- (b) 租税協定又は自国の税法の規定に基づいて租税の回避又は脱税を防止する措置

第一・五条 安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置を含む措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他貨物及び原料の生産又は取引に関する措置

(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv) 戰時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げるること。

2 1の規定にかかわらず、

(a) 第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。

(b) 第十四章の規定の適用上、第十四・六十二条の規定を適用する。

第一・六条 秘密の情報

1 この協定のいかなる規定も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

2 この協定において一方の締約国がその法令により秘密とされる情報を他方の締約国に提供する場合には、他方の締約国は、当該情報を提供する締約国が同意するときを除くほか、当該情報の秘密性を保持する。

第一・七条 義務の履行及び委任された権限

1 各締約国は、この協定を実施するために必要な全ての措置がとられることを確保する。

2 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく自国の義務を履行するため自国が規制上又は行政上の権限を委任した者又は団体が、その委任された権限の行使に当たり自国の義務に従つて活動することを確保する。

3 各締約国は、自国のいずれかの段階の政府又は自国によつて委任された権限を行使するいずれかの非政府機関がこの協定の規定に従わない場合であつても、この協定に基づく義務を免れることはできない。

第一・八条 法令及びその改正

1 この協定において締約国の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、その改正を含むものと了解する。

2 この協定において欧洲連合の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、二千十八年の欧洲連合からの脱退に関する法律に従つて英国の法令に組み込まれ、又は実施されている欧洲連合の法令をいうものと了解するものとし、及びこの協定の効力発生の日前に英国により行われた当該法令の改正が存在する場合には、当該改正を含む。

3 第一・三条3から5までの規定に従い英國政府が国際関係について責任を有する領域について適用するこの協定の規定に関し、

(a) 欧州連合の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、当該領域については、日EU経済連携協定が英國について適用されなくなる日の翌日に当該領域の法令に組み込まれ、又は実施されてい

る欧洲連合の法令をいうものと了解するものとし、及び欧洲連合の法令に言及するこの協定の規定の適用が当該領域について開始する日の前に行われた当該法令の改正が存在する場合には、当該改正を含む。

(b) 英国の法令というときは、当該領域については、これに対応する当該領域の法令をいうものと了解する。

第一・九条 他の協定との関係

- 1 両締約国間の現行の協定は、この協定によつて代替され、又は終了されない。
- 2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定に基づく義務に反する態様で行動することを要求するものではない。
- 3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るため、直ちに相互に協議する。
- 4 この協定において国際協定（注）の全部又は一部が引用され、又は組み込まれている場合には、当該国際協定には、当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定であつて、この協定の署名の日以後に

両締約国について効力を生ずるもののが含まれるものと了解する。当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定の結果、この協定の実施又は適用について問題が生ずる場合において、いずれかの締約国の要請があつたときは、両締約国は、当該問題について相互に満足すべき解決を得るため、必要に応じて相互に協議することができる。

注 この協定において引用され、又は組み込まれている国際協定には、この協定の署名の日前に両締約国について効力を生じている直近の改正を含むものと了解する。

5(a) この協定は、この協定と二千二十年一月二十四日にロンドン及びブリュッセルで署名されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定のアイルランド及び北アイルランドに関する議定書とが抵触する場合には、一方の締約国がこの協定に基づく義務に適合しない特定の措置であつてこの協定と当該議定書との抵触に関するものをとることを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(b) (a)の場合において、一方の締約国は、(a)に規定する措置を他方の締約国に通報し、及び他方の締約国

の要請があつたときは、当該措置に関する補足的な情報又は明確な説明を速やかに提供する。両締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、当該措置がこの協定に及ぼす影響について協議を行い、及び相互に受け入れることができる解決を求める。

第二章 物品の貿易

第A節 一般規定

第二・一条 目的

この章の規定は、この協定に従つて、両締約国間の物品の貿易を円滑にし、及び物品の貿易を漸進的に自由化することを目的とする。

第二・二条 適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間の物品の貿易について適用する。

第二・三条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手續（許可といふかどうかを問わない。）であつて、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（税関手続のためのものを除く。）の提出を要求するものをいう。

(b) 「非自動輸出入許可手続」とは、許可手続の対象とされる產品に係る輸出入業務を行うための許可手續であつて、許可の申請に対する承認が締約国が定める要件を満たす者の全てに対して与えられるものではないものをいう。

(c) 「原産」とは、次章の規定に従つて締約国の原產品とされることをいう。

第二・四条 関税

各締約国は、第二・八条1の規定に従つて、関税を引き下げ、又は撤廃する。この章の規定の適用上、「関税」とは、產品の輸入に際して又は產品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徵金（產品の輸入に際して又は產品の輸入に関連して課されるあらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

- (a) 千九百九十四年のガット第三条の規定に従つて課される内國税に相当する課徵金
- (b) 千九百九十四年のガット第六条及び第十九条の規定、ダンピング防止協定、補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガード協定並びに紛争解決了解第二十二条の規定に従つて課される税
- (c) 第二・十六条の規定に従つて課される手数料その他課徵金

第二・五条 農業セーフガード

1 一方の締約国の原産品とされる農産品（以下「原産農産品」という。）は、農業協定の下でとられる特別セーフガード措置に基づき他方の締約国により課される税の対象とならない。

2 この協定の下での原産農産品に対しては、附属書一一A第三編第C節の規定に従つて農産品セーフガード措置をとることができる。

第B節 内国民待遇及び物品の市場アクセス

第一・六条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・七条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の产品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・八条 輸入関税の引下げ及び撤廃

1 一方の締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書二一Aの規定に従つて、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

2 一方の締約国は、実行最惠国税率を引き下げる場合において、引下げ後の実行最惠国税率が附属書二一Aの規定に従つて計算される他方の締約国の原産品に関する関税率を下回るときに限り、当該実行最惠国税率を当該原産品について適用する。

3 (a) 附属書二一A第二編第B節の英国の表及び同附属書第三編第D節の日本国の表の「注釈」欄に「S」を掲げる品目に分類される締約国の原産品の取扱いは、この協定の効力発生の日の属する年の後五年目の年又は両締約国が別段の合意をする場合にはその年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、同附属書第三編第B節に定める制度の仕組み及び運用の改善、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から行われる。

(b) 両締約国は、この協定の効力発生の日の属する年の後五年目の年において、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、附属書二一A第三編第B節に定める制度の仕組み及び運用の改

善、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から、原産農

產品（a）の規定の対象となる原産農產品を除く。）の取扱いの見直しを開始する。

4 一方の締約国が、3(a)の規定の適用の対象となる產品に関する國際協定に基づき、第三国に対し、この協定に基づいて行われる關稅の引下げよりも大幅若しくは迅速な關稅の引下げを行う場合又はこの協定に基づいて与えられる割当てよりも大きな割当て若しくはこの協定に基づいて与えられる他の待遇よりも有利な待遇を与える場合において、当該引下げ、当該割当て又は当該待遇が英國又は日本國の當該產品の市場における均衡に影響を及ぼすときは、両締約国は、他方の締約国が少なくとも當該第三国と同等の特恵を得ることを確保することを目的として、英國又は日本國と當該第三国との間の當該國際協定の効力發生の日から三箇月以内に見直しを開始し、同日から六箇月以内に結論を得ることを目指して當該見直しを行う。

第二・九条 修理及び変更の後に再輸入される產品

1 一方の締約国は、自國の關稅領域から他方の締約國の關稅領域に修理又は変更のために一時輸出された後に自國の關稅領域に再輸入される產品について、その原產地のいかんにかかわらず、關稅を課してはな

らない（当該修理又は変更を自国の関税領域において行うことが可能であつたかどうかを問わない。）。ただし、当該產品が、一方の締約国の法令に定める期間内に一方の締約国の関税領域に再輸入されることを条件とする。

2 1の規定は、締約国の関税領域において輸入税を納付することなく税関管理の下にあつた產品であつて、修理又は変更のために輸出され、かつ、輸入税を納付することなく税関管理の下にある関税領域に再輸入される產品でないものについては、適用しない。

3 一方の締約国は、修理又は変更のために他方の締約国の関税領域から一時輸入される產品について、その原産地のいかんにかかわらず、関税を課してはならない。ただし、当該產品が、輸入締約国の法令に定める期間内に輸入締約国の関税領域から再輸出されることを条件とする。

4 この条の規定の適用上、「修理」又は「変更」とは、產品の本来の機能の回復を伴う形で操作上の欠陥を是正し、若しくは物的損害を回復するため又は產品の使用のための技術的要件を満たすことを確保するためには產品に対して行われる作業又は工程をいう。產品の修理又は変更には、当該產品の回復及び維持（当該產品の価値の増加をもたらすかどうかを問わない。）を含むが、次の作業又は工程を含まない。

(a) 産品の本質的な性質を失わせ、又は新たに若しくは商業的に異なる産品を作ること。

(b) 未完成品を完成品にすること。

(c) 産品の機能を変更すること。

第二・十条 産品の一時輸入

各締約国は、次の産品について、自国の法令に従つて自国の関税領域への一時免税輸入を認める。ただし、当該産品がいかなる変更（当該産品を使用することによる通常の価値の低下を除く。）も加えられず、かつ、各締約国が定める期間内に輸出されることを条件とする。

(a) 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され、又は使用される産品

(b) 職業用具（報道用具又はラジオ放送用具若しくはテレビジョン放送用具、映画用の用具並びにこれらの用具の補助機器及び附属品を含む。）

(c) 商品見本並びに広告用のフィルム及び記録物

(d) 國際運輸において産品の輸送に用いられており、又は用いられるためのコンテナー及びパレット並びにこれらの附属品及び備品

船員の厚生用の產品

専ら科学的な目的のために輸入される產品

(g) 国際的なスポーツの競技会、実演又は訓練のために輸入される產品

(h) 一時的に訪問する旅行者が所有する身回品

(i) 観光旅行宣伝用の資料

第二・十一条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・十二条 輸出税

一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される產品に課される租税、手数料その他あらゆる種類の課徴金又は他方の締約国に輸出される產品についての内国税その他課徴金（国内消費に向けられる同種の產品に課される内国税その他課徴金の額を超えるもの）を採用し、又は維持してはならない。この条の規定の適用上、手数料その他あらゆる種類の課徴金には、第二・十六条の規定に従つて課される手数料その他課徴

金であつて、提供された役務の費用の概算額を限度とするものを含まない。

第二・十三条 現状維持

1 一方の締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の原産品について、附属書二一Aの規定に従つて適用される税率より関税を引き上げてはならない。

2 締約国は、関税の一方的な引下げの後のそれぞれの年について、附属書二一A第二編第B節の英國の表及び同附属書第三編第D節の日本国の中表に定める水準を上限として、関税を引き上げることができる。

第二・十四条 輸出競争

1 この条の規定の適用上、「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に規定する補助金及び補助金及び相殺措置に関する協定附属書一に掲げる他の補助金（農業協定附属書一に掲げる農産品について適用することができるもの）をいう。

2 両締約国は、二千十五年十二月十九日のWTOの輸出競争に関する閣僚決定（文書番号WT/MIN(一五)／四五及び文書番号WT/L/九八〇）において表明された約束であつて、輸出補助金及びこれと同等の効果を有する輸出措置に関し当該閣僚決定に規定するところにより最大限の抑制を行うものを確

認する。

第二・十五条 輸入及び輸出の制限

1 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく場合を除くほか、他方の締約国の產品の輸入についての関税以外の禁止若しくは制限又は他方の締約国の関税領域に仕向けられる產品の輸出若しくは輸出のための販売についての関税以外の禁止若しくは制限を採用し、又は維持してはならない。

このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条2又は第二十条の規定に基づき、附屬書二一Bに掲げる產品の輸出又は輸出のための販売について禁止又は制限を採用する意図を有する場合には、次のことを行う。

- (a) 他方の締約国に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払いつつ、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。
- (b) 可能な限り当該禁止若しくは制限の導入の前に、かつ、実行可能な限り早期に、又はそれが不可能なときはその導入の日の後十五日以内に、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限について書面により通

報すること。その書面による通報には、対象となる產品及び導入される当該禁止又は制限（その性質、理由並びに導入の期日及び予定適用期間を含む。）の説明を含める。

(c) 他方の締約国の要請があつたときは、当該禁止又は制限に関連するいかなる事項についても協議のための適当な機会を他方の締約国に与えること。

第二・十六条 輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1 各締約国は、千九百九十四年のガツト第八条の規定に従い、自國が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する全ての手数料及び課徵金（その性質のいかんを問わず、かつ、関税、輸出税及び千九百九十四年のガツト第三条の規定に従つて課される税を除く。）が、提供された役務の費用（従価により算定されないものとする。）の概算額を限度とし、かつ、国内產品の間接的な保護又は輸入に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保する。

2 締約国は、領事手続（関連する手数料及び課徵金を含む。）を要求してはならない。この2の規定の適用上、「領事手続」とは、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地證明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であつて輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）の取得に

当たつて輸出締約国に所在する輸入締約国の領事が要求する手続をいう。

第二・十七条 輸入許可手続及び輸出許可手続

- 1 両締約国は、輸入許可手続に関する協定に基づく現行の権利及び義務を確認する。
- 2 各締約国は、輸入許可手続に関する協定第一条1から9まで及び第三条の規定に従つて、輸出許可手続を採用し、又は維持する。締約国は、輸入許可手続に関する協定第二条の規定に従つて、輸出許可手続を採用し、又は維持することができる。このため、輸入許可手続に関する協定のこれらの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すものとし、両締約国間の輸出許可手続について適用する。この2から8までの規定は、附属書二一Bに掲げる産品について適用する。
- 3 各締約国は、全ての輸出許可手続が公平に適用され、並びにこれが公正な、衡平な、差別的でない及び透明性のある態様で運用されることを確保する。
- 4 各締約国は、行政上の目的を達成するための他の適当な手続が合理的に利用可能でない場合に限り、輸入許可手続又は輸出許可手続を採用し、又は維持する。
- 5 締約国は、この協定に適合する措置を実施するために必要でない限り、非自動輸出入許可手続を採用

し、又は維持してはならない。非自動輸出入許可手続を採用する締約国は、当該非自動輸出入許可手続により実施される措置を明示する。

6 一方の締約国は、自国が採用しようどし、採用しており、又は維持する輸入許可手続又は輸出許可手続及び輸出入許可の付与又は割当ての基準に関する他方の締約国からの照会に対して六十日以内に回答する。

7 締約国は、產品に対して割当てによる輸出制限を課するに当たり、その制限がない場合に期待される取分にできる限り近づくように当該產品の貿易量を配分することを目標としなければならない。

8 一方の締約国が輸出許可手続を採用し、又は維持する場合において、他方の締約国の要請があつたときは、両締約国は、当該輸出許可手続の実施に関する問題について協議を行い、及び当該協議の結果に妥当な考慮を払う。

第二・十八条 再製造品

1 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、再製造品を新品として扱うことを定める。各締約国は、再製造品が流通又は販売に際して再製造品として特定されていることを要求することができ

る。

2 この条の規定の適用上、「再製造品」とは、統一システムの第四〇・一二項、第八四類から第九〇類までの各類又は第九四・〇二項に分類される产品であつて、次の全ての要件を満たすものをいう。（注）

注 この章において言及する統一システムの関税分類番号は、一千十七年一月一日に改正された統一システムに基づくものである。

る。

- (a) 中古の产品から得られた部品によつて完全又は部分的に構成されていること。
- (b) 当該产品が新品である場合と比較して同程度の耐用年数及び性能を有すること。
- (c) 当該产品が新品である場合に付される保証書と類似の保証書が付されていること。

第二・十九条 非関税措置

- 1 产品に対する非関税措置に関する各締約国の特定の約束は、附属書二一C及び附属書二一Dに定める。
- 2 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年後又は締約国の要請があつた場合には、产品に対する非関税措置から生ずる問題がこの協定の枠内で効果的に対処され得るかどうかについて評価する。この評価の結果として、両締約国は、产品に対する非関税措置に関する相互に関心を有する既存の約束（協力に

関するものを含む。）の適用範囲を拡大すること又は產品に対する非関税措置に関する相互に関心を有する追加的な約束（協力に関するものを含む。）を行うことを検討するために協議を開始する。両締約国は、当該協議に基づき、相互に関心を有する交渉を開始することに合意することができる。両締約国は、この2の規定を実施するに当たり、この協定の実施に先立つ期間において得られた経験を考慮する。

第二・二十条 国際収支の擁護のための制限

1 この協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に定める条件に従うものとする。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二・二十一条 一般的例外

1 この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協

定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(i)及び(j)の規定に基づいて措置をとる意図を有する場合には、次のことを行う。

(a) 他方の締約国に対して全ての関連する情報を提供すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互に受け入れることができる解決を求める目的として、他方の締約国に対し、当該措置に関するあらゆる問題について協議を行う適當な機会を与えること。

3 両締約国は、2(b)に規定する協議の対象となる問題を終了させるために必要な方法について合意することができる。

4 一方の締約国は、緊急の行動を必要とする例外的かつ危機的な状況が事前の情報の提供又は検討を不可能とする場合において、関係する措置をとる意図を有するときは、当該状況に対処するために必要な措置を直ちにとることができるものとし、他方の締約国に対し当該措置を直ちに通報する。

第C節 ぶどう酒産品の輸出の促進

第二・二十二条 適用範囲

この節の規定は、統一システムの第二二・〇四項に分類されるぶどう酒産品以外の産品については、適用しない。

第二・二十三条 一般原則

次条から第二・二十七条までに別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定の対象となる両締約国間で取引されるぶどう酒産品の輸入及び販売は、輸入締約国の法令に従つて行う。

第二・二十四条 酿造法の承認（第一段階）

1 英国は、英國において人が消費するためのぶどう酒産品であつて、日本国を原産とし、かつ、次の事項に従つて生産されるものの輸入及び販売を承認する。

(a) 附属書二-E第二編第A節に規定する日本ワインの販売のために日本国において承認される産品の定義及び醸造法並びに日本国において適用される制限。ただし、同附属書第一編第A節に規定する産品の定義及び醸造法並びに制限に従うことを条件とする。

(b) 附属書二-E第二編第B節に掲げる醸造法

2 日本国は、日本国において人が消費するためのぶどう酒産品であつて、英國を原産とし、かつ、次の事項に従つて生産されるものの輸入及び販売を承認する。

(a) 附属書二一E第一編第A節に規定する英國において承認される産品の定義及び醸造法並びに英國において適用される制限。ただし、同附属書第二編第A節に規定する産品の定義及び醸造法並びに制限に従うことを条件とする。

(b) 附属書二一E第一編第B節に掲げる醸造法

第二・二十五条 醸造法の承認（第二段階）

1 英国は、附属書二一E第二編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する。

2 日本国は、附属書二一E第一編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手續が完了した旨を英國に通告する。

3 1及び2に規定する承認については、いずれかの締約国による遅い方の通告の日に効力を生じさせるものとする。

第二・二十六条 酿造法の承認（第三段階）

1 英国は、附属書二一E第二編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する。

2 日本国は、附属書二一E第一編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を英國に通告する。

3 1及び2に規定する承認については、いずれかの締約国による遅い方の通告の日に効力を生じさせるものとする。

第二・二十七条 自己証明

1 日本国の法令の範囲内で認証された証明書（日本国のある権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書を含む。）は、日本国を原産とするぶどう酒の輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠となる文書として十分なものと認められる。

2 第二十三・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日に、次の方針を決定により採択する。

- (a) 1の規定の実施のための方法（特に証明書において使用される様式及び提供される情報）
- (b) 両締約国が指定する連絡部局の間の協力のための方法
- 3 英国を原産とするぶどう酒産品については、日本国における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠として、証明書又は他の同等の文書を要求されないものとする。
- 第二・二十八条 検討、協議及び自己証明の一時的な停止
- 1 両締約国は、次のことを行う。
- (a) この協定の効力発生の日の後二年間は、定期的にかつ少なくとも年一回、第二・二十五条の規定の実施について検討すること。
- (b) この協定の効力発生の日の後三年以内に第二・二十六条の規定の実施について検討すること。
- 2 両締約国は、第二・二十五条の規定の実施について検討する過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に交換されていないと認める場合には、実際的な解決について合意するため協議を行う。
- 3 第二・二十五条2に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に送付されておらず、かつ、

同条1に規定する通告が送付されている場合において、2に規定する協議の開始から三箇月以内に2に規定する実際的な解決について合意が得られなかつたときは、英國は、前条に定めるぶどう酒産品の自己證明の受入れを一時的に停止することができる。

4 3に規定する自己證明の受入れの一時的な停止は、日本国が英國に対して第二・二十五条2に規定する通告を送付した場合には、速やかに終了する。

5 両締約国は、第二・二十六条の規定の実施に関する1(b)の規定による検討の過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から五年以内に交換されていないと認める場合には、協議を行う。

6 この条のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二・二十九条 現状維持

1 締約国は、第二・二十四条から第二・二十七条までの規定の対象となる事項について、この節において又はこの協定の署名の日に施行されている自国の法令において規定する条件よりも不利な条件を課してはならない。

2 1の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる両締約国の権利を害しないものとする。ただし、当該衛生植物検疫措置が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に反しないことを条件とする。

第二・三十条 改正

合同委員会は、第二十四・二条3の規定に従い、釀造法、制限その他の要素への言及を追加し、削除し、又は修正するため、附属書二-Eを改正する決定を採択することができる。

第D節 他の規定

第二・三十一条 情報の交換

1 両締約国は、この協定の運用を監視するため、この協定の効力発生の日の後十年間又は第二十三・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会が決定する期間、入手可能な最新の暦年についての輸入統計を毎年交換する。

2 1に規定する輸入統計の交換は、可能な範囲内で、一方の締約国の品目表に基づく入手可能な最新の暦年にについての情報（価額及び数量を含む。）又は一方の締約国の品目表に基づく物品の貿易に関する専門

委員会が決定する情報であつて、この協定に基づく関税上の特恵待遇を受ける他方の締約国の產品及び関税上の特恵待遇を受けない他方の締約国の產品の輸入に関するものを対象とする。

第二・三十二条 関税上の特恵待遇の管理に関する特別措置

1 両締約国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇に関連する自国の関税法令に対する違反が国内産業に悪影響を及ぼし得ることを認識し、並びに次章の関連する規定並びに両締約国の政府間で締結される税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する協定（以下「税関相互支援協定」という。）に従い、当該違反を防止し、及び探し、並びにこれに対応することに關して協力することに合意する。

2 一方の締約国は、客観的な、説得力のある及び検証可能な情報に基づき、次の(a)及び(b)の事項を認定した場合には、(a)に規定する組織的な違反に関連する產品について、4から7までに定める手続に従い、この協定に基づく関税上の特恵待遇を一時的に停止することができる。

- (a) 特定の產品についてのこの協定に基づく関税上の特恵待遇に關連する自国の関税法令に対する組織的な違反が行われたこと。
- (b) 他方の締約国が、(a)に規定する組織的な違反に関し、1に定める協力を組織的かつ不当に拒否し、又

は実施しなかったこと。

3 2の規定にかかわらず、4に規定する協議により両締約国が合意した遵守の基準を満たす貿易業者については、関税上の特恵待遇の一時的な停止を適用しない。

4 2に規定する認定を行つた一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議の開始を正当なものとするための十分な情報（2(a)及び(b)の規定に関連する重要な事実の概要を含む。）を付して、当該認定を不当に遅滞することなく通報するものとし、また、両締約国が受け入れができる解決を得ること並びにこの協定及び関連する関税法令に定める要件に関する遵守の基準に合意することを目的として、物品の貿易に関する専門委員会において他方の締約国との協議を開始する。

5 2に規定する認定を行つた締約国は、最終的な決定を行う前に、全ての利害関係者に対し、関税上の特恵待遇の一時的な停止を適用する意図を通知し、及び当該利害関係者が自己の利益を擁護するための十分な機会を与えられることを確保する。当該一時的な停止は、利害関係者が当該認定を行つた締約国に対し2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、当該利害関係者については、適用しない。

6 2に規定する認定を行つた一方の締約国は、4及び5に定める手続の後、両締約国が4に規定する通報から六箇月以内に受け入れができる解決に合意することができなかつた場合には、3に定める例外に妥当な考慮を払いつつ、関係する產品について、この協定に基づく關稅上の特惠待遇を一時的に停止することを決定することができる。その一時的な停止は、他方の締約国に対し不当に遅滞することなく通報する。

7 關稅上の特惠待遇の一時的な停止は、違反に対処するために必要な期間（六箇月を超えないもの）についてのみ適用する。一方の締約国は、当該一時的な停止の終了に当たり当初の一時的な停止の原因となつた状況が継続していると認定した場合には、他方の締約国に対し更新を正当なものとするための十分な情報報を付してその認定を通報した後に、当該一時的な停止を更新することを決定することができる。關稅上の特惠待遇のいかなる一時的な停止も、当初の一時的な停止が行われた日から二年以内に終了させる。ただし、当初の一時的な停止の原因となつた状況がそれぞれの更新の期間の終了に当たり継続していることが物品の貿易に関する専門委員会に対して証明された場合は、この限りでない。

8 適用された關稅上の特惠待遇の一時的な停止については、物品の貿易に関する専門委員会において定期

的な協議に付するものとする。

9 2又は7に規定する認定を行つた締約国は、自国内の内部手続に従つて、4から7までに定める関税上の特惠待遇の一時的な停止に関する通報及び決定についての輸入者に対する通知を公表する。

10 3に規定する貿易業者以外の貿易業者及び5に規定する利害関係者以外の貿易業者が、2又は7に規定する認定を行つた締約国に対し、2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、関税上の特惠待遇の一時的な停止は、当該貿易業者については、適用しない。

11 この条のいかなる規定も、貿易業者又は利害関係者が、2又は7に規定する認定を行つた締約国に対し、当該締約国の法令に従い6に定める措置により違法に被つた損害の賠償を請求することを妨げるものと解してはならない。

第二・三十三条 物品の貿易に関する専門委員会

- 1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。
- 2 専門委員会は、次の任務を有する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、並びにこれらの監視を行うこと。

(b) 合同委員会に対して専門委員会の所見を報告すること。

(c) 附属書二一A第三編第B節の規定の対象となる物品について最大限可能な市場アクセスを与えたため、同節に定める制度の仕組み及び運用について検討し、並びにこれらの監視を行うこと。

(d) 第二・三十一条に規定する情報の交換に関する事項について決定すること。

(e) 合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3 専門委員会は、両締約国の代表者が合意する時期及び場所において又は手段によつて会合を開催する。

第二・三十四条 ぶどう酒に関する作業部会

1 第二十三・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、前節及び附属書二一Eの規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 ぶどう酒に関する作業部会は、次の任務を有する。

(a) 第二・二十七条2に規定する自己証明に関する方法を採択すること。

(b) 第二・二十四条から第二・二十八条までの規定の実施を監視すること（同条の規定に基づく検討及び

協議を含む。)。

(c) 附属書二-Eの改正を検討し、及びその改正に関する決定の採択について合同委員会に勧告を行うこと。

3 ぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日にその第一回会合を開催する。

第三章 原産地規則及び原産地手続

第A節 原産地規則

第三・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「養殖」とは、成育又は成長の過程において生産を高めるための関与（通常の備蓄、給餌、捕食生物からの保護等）により、種苗（卵、稚魚、幼魚、幼生、小魚その他幼生期の後も成魚ではない魚等）から水生生物（魚、水棲無脊椎動物（軟体動物及び甲殻類を含む。）、水生植物等）を飼養することをいう。
- (b) 「貨物」とは、一の輸出者から一の荷受人に同時に送付される产品又は一の輸出者から一の荷受人への产品の輸送を扱う单一の運送書類（当該書類がない場合には、单一の仕入書）の対象となる产品をいう。
- (c) 「輸出者」とは、締約国に所在する者であつて、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。

(d) 「輸入者」とは、原産品を輸入する者であつて、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求するものをいう。

(e) 「材料」とは、物又は物質であつて、產品の生産において使用されるもの（構成要素、成分、原材料及び部品を含む。）をいう。

(f) 「非原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。

(g) 「関税上の特恵待遇」とは、第二・八条1の規定に従つて原産品について適用する関税率をいう。

(h) 「產品」とは、生産によつて生ずる物又は物質（他の產品を生産するための材料としての使用を目的とするものを含む。）をいい、前章に規定する產品をいうものと了解する。

(i) 「生産」とは、全ての種類の作業又は加工をいい、組立てを含む。

第三・二条 原産品の要件

¹ 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特恵待遇を第二・八条1の規定に従つて適用するに当たり、次に掲げる產品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締

約国の原産品とする。

- (a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される產品
 - (b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される產品
 - (c) 非原産材料を使用して生産される產品であつて、附属書三一Bに定める全ての関連する要件を満たすもの
- 2 この章の規定の適用上、締約国についての地理的適用範囲には、自国の領海の外側に位置する海、海底及びその下を含まない。
- 3 產品の生産において使用される非原産材料は、当該產品が原産品としての資格を取得した場合において、当該產品が他の產品に材料として組み込まれるときは、非原産材料とはしない。
- 4 原產品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。
- 第三・三条 完全に得られる產品
- 1 前条の規定の適用上、次に掲げる產品は、締約国において完全に得られる產品とする。

- (a) 当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品

- (b) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (c) 生きている動物（当該締約国において成育されたもの）から得られる產品
- (d) ときつされた動物（当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの）から得られる產品
- (e) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (f) 当該締約国において養殖により得られる產品
- (g) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(f)までに規定するものを除く。）
- (h) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国（第三国）の領海の外側に位置する海、海底又はその下から得られる魚介類その他の海洋生物
- (i) 両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国（第三国）の領海の外側に位置する当該締約国の工船上で(h)に規定する產品のみから生産される產品

(j) 当該締約国又は当該締約国の者により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、第三国が管轄権を行使する区域の外側に位置する海底又はその下から得られる產品（魚介類その他の海洋生物を除く。）。ただし、当該締約国又は当該締約国の者が、国際法に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(k) 次のいずれかの產品

(i) 当該締約国における生産から生ずる廢品又はくず

(ii) 当該締約国において収集される使用済みの產品から生ずる廢品又はくずであつて、原材料の回収にのみ適するもの

(1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する產品又はこれらの派生物のみから生産される產品

2 1(h)に規定する「締約国の船舶」又は1(i)に規定する「締約国の工船」とは、それぞれ、次の全ての要件を満たす船舶又は工船をいう。

(a) 当該締約国において登録されていること。

(b) 当該締約国を旗国とすること。

(c)

次のいずれかの要件を満たすこと。

(i)

当該締約国又は欧州連合（注1）の一又は二以上の自然人（注2）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

注1 この章の規定の適用上、「欧州連合」と地理的意味でいうときは、欧州連合に関する条約及び欧州連合運営条約（これら

れらの改正を含む。）がこれらの条約に定める条件の下に適用される領域並びに欧州連合の法令を適用するために欧州連合の関税法典を定める二千十三年十月九日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第九五二・二〇一三号第四条（その欧州連合による改正を含む。）に規定する欧州連合の関税領域を意味するものと了解する。第一・八条の規定は、この注において言及する欧州連合の法令については、適用しない。この注の第一文の規定にかかわらず、この章の規定の適用上、「欧州連合」には、セウタ及びメリリヤを含まない。

注2 この章の規定の適用上、「欧州連合の自然人」とは、欧州連合構成国の関係法令に基づく当該欧州連合構成国の国民をいう。

(ii)

次の(A)及び(B)の要件を満たす一又は二以上の法人（注）が所有していること。

注 この章の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であ

るかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(A)

当該締約国内又は欧州連合内に本店及び主たる営業所を有すること。

(B)

当該締約国又は欧州連合の自然人又は法人（注）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

注　この章の規定の適用上、「欧州連合の法人」とは、欧州連合構成国の関係法令に基づく当該欧州連合構成国の法人を

いう。

第三・四条 十分な変更とはみなされない作業又は加工

1 第三・二条1(c)の規定にかかわらず、締約国における產品の生産において、非原産材料に対しても次に掲

げる一又は二以上の工程のみが行われる場合には、当該產品は、当該締約国の原產品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に当該產品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための

工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程

(b) 改装

(c) 仕分

(d) 洗浄、浄化又は粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去

(e) 紡織用纖維及びその製品のアイロンがけ又はプレス

(f) 塗装又は研磨の単純な工程

(g) 穀物及び米について、殻を除き、一部若しくは全部を漂白し、研磨し、又は艶出しする工程

(h) 砂糖を着色し、これに香味を付け、若しくはこれを角砂糖とするための工程又は固体の砂糖の一部若しくは全部を粉碎する工程

(i) 果実、ナット又は野菜の皮、核又は殻を除く工程

(j) 研ぐこと、単純な破碎又は単純な切断

(k) ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）

(l) 瓶、缶、フ拉斯コ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の全ての単純な包装工程

(m) 產品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印

刷する工程

(n) 產品の単純な混合（注）（異なる種類の產品の混合であるかどうかを問わない。）

注 この條の規定の適用上、產品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。

(o) 単に水を加えること、希釀、脱水又は產品の変性（注）

注 この條の規定の適用上、変性には、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の添加による食用に適しない產品の製造を含む。

(p) 完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて完成したものとして分類

される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は產品の部品への分解

(q) 動物のとさつ

2 1の規定の適用上、1に規定する工程を行うために専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合には、当該工程は、単純な工程とする。

第三・五条 累積

1 一方の締約国の原產品とされる產品は、他方の締約国において他の產品を生産するための材料として使

用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。

2 欧州連合の原産品とされる产品（注1）は、締約国において附属書三一Cに特定する統一システム（注2）の類及び項に分類される他の产品を生産するための材料として使用される場合には、当該締約国の原産品とみなす。

注1 両締約国は、次に掲げる产品をこの章に規定する欧州連合の原産品として取り扱う。

- (a) アンドラ公国の原産品であつて、統一システムの第二五類から第九七類までの各類に分類されるもの
- (b) サンマリノ共和国の原産品

产品がアンドラ公国の原産品又はサンマリノ共和国の原産品であるかどうかを決定するに当たつては、この章の規定に基づく原産地規則を準用する。

注2 この章において言及する統一システムの関税分類番号は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに基づくものである。

3 一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、产品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たつて考慮することができる。

4 欧州連合において非原産材料について行われた生産は、附属書三一Cに特定する統一システムの類及び

項に分類される产品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。

5 1及び3の規定は、他方の締約国において行われた生産が前条1(a)から(q)までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、適用しない。

6 2及び4の規定は、締約国において行われた生産が前条1(a)から(q)までに規定する一又は二以上の工程の水準を超えない場合には、適用しない。

7 輸出者は、3及び4に規定する产品に関し、第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告を完成させること、附属書三一Dに規定する情報を当該产品についての供給者から入手しなければならない。

8 7に規定する情報は、当該情報が提供された日から十二箇月を超えない期間内に供給される同一の材料についての单一又は複数の貨物について適用される。

9 2及び4の規定の適用上、产品が欧州連合の原産品であるかどうかを決定し、又は欧州連合において非原産材料について行われた生産を考慮するに当たっては、この章の規定に基づく原産地規則を準用する。

10 日本国は、自国が欧州連合との間において千九百九十四年のガット第二十四条に規定する自由貿易地域

を構成する貿易協定（効力を有するもの）を締結している場合には、当該貿易協定の適用上次のとおりとすることについて欧州連合との間で合意することを追求することができる。

(a) 英国の原産品とされる產品につき、日本国又は欧州連合において他の產品を生産するための材料として使用される場合には、日本国又は欧州連合の原産品とみなすこと。

(b) 英国において英國の非原産材料について行われた生産につき、產品が日本国又は欧州連合の原産品であるかどうかを決定するに当たつて考慮することができる。

11 英国は、自國が欧州連合との間ににおいて千九百九十四年のガット第二十四条に規定する自由貿易地域を構成する貿易協定（効力を有するもの）を締結している場合には、当該貿易協定の適用上次のとおりとすることについて欧州連合との間で合意することを追求することができる。

(a) 日本国の原産品とされる產品につき、英國又は欧州連合において他の產品を生産するための材料として使用される場合には、英國又は欧州連合の原産品とみなすこと。

(b) 日本国において日本国の非原産材料について行われた生産につき、產品が英國又は欧州連合の原産品であるかどうかを決定するに当たつて考慮することができる。

12 両締約国は、10及び11に規定する合意の結果を反映するため、この章の規定に基づく累積の適用に関する更なる条件（追加的な品目別原産地規則を含む。）について交渉することができる。当該交渉により結果が出る場合には、その結果は、第二十四・二条の規定に従つてこの協定に組み込まれる。

第三・六条 許容限度

1 産品の生産において使用される非原産材料が附属書三一Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす。

(a) 統一システムの第一類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の十パーセントを超えないとき。

(b) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、附屬書三一A注釈六から注釈八までに定める許容限度が適用されるとき。

2 1の規定は、産品の生産において使用される非原産材料の価額が、附屬書三一Bに定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。

3 1の規定は、第三・三条に規定する締約国において完全に得られる產品については、適用しない。附属書三一Bの規定が產品の生産において使用される材料が完全に得られる產品であることを要求する場合は、1及び2の規定を適用する。

第三・七条 原產品としての資格の単位

1 この章の規定の適用上、原產品としての資格の単位は、統一システムに基づいて產品を分類する場合の基本的な単位とされる特定の產品とする。

2 貨物が統一システムの同一の項に分類される複数の同一の產品から成る場合には、この章の規定を適用するに当たり、個別の產品ごとに考慮する。

第三・八条 会計の分離

1 原產材料である代替性のある材料及び非原產材料である代替性のある材料については、その原產品としての資格を維持するため、保管の期間において、物理的に分離する。

2 この条の規定の適用上、「代替性のある材料」とは、種類及び商業上の品質が同一である材料（同一の技術的及び物理的特性を有するもの）であつて、完成品に組み込まれた後はそれを区別することがで

きないものをいう。

3 1の規定にかかわらず、原産材料である代替性のある材料及び非原産材料である代替性のある材料については、会計の分離の方法を用いることを条件として、保管の期間において物理的に分離することなく產品を生産するために使用することができる。

4 3に規定する会計の分離の方法については、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて適用する。

5 締約国は、自国の法令に定める条件の下で、会計の分離の方法の使用を当該締約国の税関当局による事前の許可の対象とすることを要求することができる。当該締約国の税関当局は、当該許可の運用を監視するものとし、当該許可を取得した者が会計の分離の方法を不適正に使用する場合又はこの章に定める他のいづれかの条件を満たさない場合には、当該許可を取り消すことができる。

6 会計の分離の方法は、いかなる場合にも、代替性のある材料を物理的に分離していたならば原産品としての資格を有したであろう数量を超えて、当該代替性のある材料が原産品としての資格を有しないことを確保する方法とする。

第三・九条 セット

統一システムの解釈に関する通則3(b)及び(c)の規定に従つて関税分類が決定されるセットは、その全ての構成要素がこの章の規定に基づく原産品である場合には、締約国の原産品とする。セットは、原産品である構成要素及び非原産品である構成要素から成る場合には、非原産品である構成要素の価額が当該セットの工場渡しの価額又は本船渡しの価額の十五パーセントを超えないことを条件として、当該セット全体として締約国の原産品とする。

第三・十条 変更の禁止

- 1 輸入締約国において国内使用のために申告される原産品については、輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、変更してはならず、何らかの改変を行つてはならず、並びに当該原産品を良好な状態に保存するために必要な工程及びマーク、ラベル、封印その他書類を付し、又は施す工程（輸入締約国の特定の国内的な要件の遵守を確保するためのもの）以外の工程を行つてはならない。
- 2 產品の蔵置又は展示は、当該產品が第三国において税關の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。

3 貨物の分割は、当該分割が輸出者によつて又は輸出者の責任の下で行わられる場合には、当該貨物が第三国の税関の監視の下に置かれていることを条件として、当該第三国において行うことができる。ただし、この3の規定は、次節の規定の適用を妨げるものではない。

4 輸入締約国の税関当局は、1から3までの規定が遵守されているかどうかについて疑義がある場合には、輸入者に対し、遵守の証拠であつて何らかの方法によるもの（船荷証券等の契約上の運送書類、事実関係の又は具体的な証拠（包装の表示又は包装に付された番号に基づくもの）、产品自体に関連する証拠等）を提供するよう要求することができる。

第三・十一条 返送される产品

締約国から第三国に輸出された当該締約国の原產品が当該締約国に返送された場合には、当該原產品については、非原產品とみなす。ただし、当該締約国の税関当局に対し、その返送された原產品について次の(a)及び(b)の要件が満たされていると当該税関当局が認めるに足りる十分な立証が行われる場合は、この限りでない。

(a) 輸出された当該締約国の原產品と同一のものであること。

(b) 当該第三国にある間又は輸出のための輸送中に、当該返送された原産品を良好な状態に保存するために必要な工程以外の工程が行われなかつたこと。

第三・十二条 附屬品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1 附屬品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の場合には、この条の規定の適用の対象となる。

(a) 附屬品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、產品に含まれるものとして分類され、及び当該產品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされていない場合

(b) 附屬品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が產品について慣習的なものである場合

2 產品が完全に得られたものであるかどうか又は產品が附屬書三一Bに定める生産工程の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、附屬品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しない。

3 產品が附屬書三一Bに定める価額の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、当該產品に価額の要件

を適用するための算定において、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

4 產品の附屬品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、これらと共に納入される当該產品の原産品としての資格と同一の資格を有する。

第三・十三条 中立的な要素

產品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、次に掲げる要素の原産品としての資格については、決定する必要はないものとする。

- (a) 燃料、エネルギー、触媒及び溶剤
- (b) 当該產品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (c) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
- (d) 機械、工具、ダイス及び鋳型
- (e) (f) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑油、グリース、コンパウン

ド材その他の材料

(g) 産品に組み込まれない他の材料であつて、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に証明することができるもの

第三・十四条 輸送用のこん包材料及びこん包容器

輸送中の産品を保護するために使用される輸送用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たつて考慮しない。

第三・十五条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料が附属書三一Bに定める該当する関税分類の変更若しくは生産工程を行つたかどうか又は当該産品が完全に得られたものであるかどうかを決定するに当たつて考慮しない。

2 産品が附属書三一Bに定める価額の要件の対象となる場合において、当該産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器が当該産品に含まれるものとして分類されるときは、当該産品に価額の要件を適

用するための算定に当たり、当該包装材料及び包装容器の価額を場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

第B節 原産地手続

第三・十六条 関税上の特恵待遇の要求

1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特恵待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特恵待遇を与える。輸入者は、関税上の特恵待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。

2 関税上の特恵待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。

- (a) 产品が原産品であることについての輸出者によつて作成された原産地に関する申告
 - (b) 产品が原産品であることについての輸入者の知識
- 3 関税上の特恵待遇の要求及び2(a)又は(b)に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従つて、税關への輸入申告に含められるものとする。輸入締約国の税關当局は、輸入者に対し、产品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税關への輸入申告の一部として、

又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。

4 2(a)に規定する原産地に関する申告に基づいて関税上の特恵待遇の要求を行つた輸入者は、当該原産地に関する申告を保管し、及び輸入締約国の税関当局から要求された場合には、当該税関当局に対してその写しを提供する。

5 2から4までの規定は、第三・二十条の規定に該当する場合には、適用しない。

第三・十七条 原産地に関する申告

1 原産地に関する申告については、產品が原產品であることを示す情報（当該產品の生産において使用された材料の原產品としての資格に関する情報を含む。）に基づいて当該產品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う。

2 原産地に関する申告については、附属書三一Eに規定する申告文のうちいづれかの言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書（原產品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。

3 輸入締約国の税関当局は、原産地に関する申告における軽微な誤り若しくは表現の相違を理由として、又は仕入書が第三国において発給されたことのみを理由として、関税上の特恵待遇の要求を否認してはならない。

4 原産地に関する申告は、次のいずれかの期間有効なものとする。

- (a) 5(a)に規定する一回限りの輸送については、原産地に関する申告の作成の日から十二箇月間又は輸入締約国が定めるこれよりも長い期間

(b) 5(b)に規定する二回以上の輸送については、原産地に関する申告の作成の日から十二箇月間

5 原産地に関する申告は、次のいずれかの輸送に適用することができる。

- (a) 締約国に輸入される一又は二以上の產品の一回限りの輸送
(b) 締約国に輸入される同一の產品の二回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する十二箇月を超えない期間内に行われるもの）

6 統一システムの解釈に関する通則2(a)に規定する組み立ててないか又は分解してある產品であつて、統一システムの第一五部から第二一部までに該当するものが輸入者の要求により複数回に分けて輸入される

場合には、当該產品についての單一の原產地に關する申告については、輸入締約国の稅關當局が定める条件に従つて使用することができる。

第三・十八条 輸入者の知識

產品が輸出締約國の原產品であることについての輸入者の知識は、当該產品が原產品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。

第三・十九条 記録の保管に関する義務

1 輸入締約國に輸入される產品について關稅上の特惠待遇の要求を行つた輸入者は、当該產品の輸入の日の後少なくとも三年間、次に掲げるものを保管する。

(a) 当該關稅上の特惠待遇の要求が原產地に關する申告に基づくものである場合には、輸出者によつて作成された当該原產地に關する申告

(b) 当該關稅上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、当該產品が原產品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録

2 原產地に關する申告を作成した輸出者は、当該原產地に關する申告を作成した日の後少なくとも四年

間、当該原産地に関する申告の写し及び產品が原產品としての資格を得るための要件を満たすことを示す他の全ての記録を保管する。

- 3 この条の規定に従つて保管する記録は、電子的な様式で保管することができます。
- 4 1から3までの規定は、次条の規定に該当する場合には、適用しない。

第三・二十条 小型貨物及び免除

1 私人である者から私人である者に対して小包として送付される產品又は旅行者の手荷物の一部を構成する產品は、原產品として認める。ただし、当該產品が、貿易により輸入されるものでないこと（注）及びこの章に定める要件を満たすものとして申告されたものであることを条件とし、かつ、その申告の真実性について疑義がない場合に限る。

注 不定期の輸入であつて、受領者若しくは旅行者又はこれらの家族の個人的な使用のための產品によつてのみ構成されるものは、商業的目的のものでないことが当該產品の性質及び数量から明らかである場合には、貿易による輸入とみなしてはならない。

- 2 1に規定する產品（その輸入が原産地に関する申告に係る義務を回避することを目的として別個に行わ

れたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないもの）の価額の総額は、輸入締約国が自国の法令に定める価額の限度（他方の締約国に通報したもの）を超えてはならない。

3 各締約国は、輸入締約国が第三・十六条2に規定する関税上の特恵待遇の要求に関する要件を免除した產品の輸入について、当該関税上の特恵待遇の要求の根拠を求めないことを定めることができる。

第三・二十一条 原産品であるかどうかについての確認

1 輸入締約国の税関当局は、自國に輸入された產品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第三・十六条に規定する関税上の特恵待遇の要求を行つた輸入者に対し情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。輸入締約国の税関当局は、税關への輸入申告の時、產品の引取りの前又は產品の引取りの後に確認を行うことができる。

2 1の規定に従つて要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。

- (a) 原産地に関する申告が第三・十六条2(a)に規定する関税上の特恵待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告

(b) 産品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準

生産工程についての簡潔な記載

(d) 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載

(e) 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載

(f) 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）

(g) 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、產品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額

(h) 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、產品の重量及び產品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは產品に使用された原産材料の重量

(i) 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であつて、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に応じて二桁番号、四桁番号又は六桁番

号の様式によるもの）を含むもの

(j) 第三・十条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関連する情報

3 輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情報を追加することができる。

4 輸入者は、輸入締約国の税関当局に対し、関税上の特恵待遇の要求が第三・十六条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、要求された情報がその全てについて又は一若しくは二以上のデータの要素に関連して輸出者から直接提供され得るときは、その旨を通報する。

5 関税上の特恵待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、1の規定に従つて情報の提供を最初に要求した後、產品の原產品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。当該税関当局は、適当な場合には、輸入者に対して特定の文書及び情報の提供を要求することができる。

6 輸入締約国の税関当局は、関係する產品について確認の結果が出るまでの間関税上の特恵待遇を与える

ことを停止することを決定する場合には、適當な予防措置（担保を含む。）に従うことを条件として、輸入者に対し当該產品の引取りを提案する。關稅上の特惠待遇の停止については、当該產品の原產品としての資格又はこの章に定める他の要件が満たされていることが輸入締約国の稅關當局によつて確認された後できる限り速やかに解除する。

第三・二十二条 運用上の協力

- 1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、產品が原產品であるかどうか及びこの章に定める他の要件を遵守しているかどうかを確認するに当たり、各締約國の稅關當局を通じて協力する。
- 2　關稅上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(a)に規定する原產地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約國の稅關當局が、前条1の規定に従つて情報の提供を最初に要求した後、產品の原產品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、當該稅關當局は、さらには、當該產品の輸入の日の後二年の期間が満了する日又は當該原產地に関する申告の作成の日の後三十八箇月の期間が満了する日のいずれか早い方の日まで、輸出締約國の稅關當局から情報の提供を要請することができる。當該情報の提供の要請においては、次に掲げる情報を含めるべきである。

- (a) 当該原産地に関する申告
- (b) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
- (c) 輸出者の氏名又は名称
- (d) 確認の対象及び範囲
- (e) 該当する場合には、関連する文書
- 3 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局に対し、当該情報に加えて、適當な場合には、特定の文書及び情報の提供を要請することができる。
- 3 輸出締約国の税関当局は、自国の法令に従い、記録を検討するため及び產品の生産において使用された設備を視察するために、証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによつて行う審査を要請することができる。
- 4 2の規定に基づく要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この4の規定は、5の規定の適用を妨げるものではない。
- (a) 入手可能な場合には、要請された文書

(b) 産品の原産品としての資格についての意見

(c) 審査の対象となつている產品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類

(d) 產品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明

(e) 審査が実施された方法についての情報

(f) 適当な場合には、裏付けとなる文書

5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。

6 一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の税関当局の連絡先の詳細（郵便用宛名及び電子メールアドレス並びに電話番号及びファクシミリ番号を含む。）を通報し、及びこれらの情報に関する変更を当該変更の日の後三十日以内に通報する。

第三・二十三条 不正行為の防止に関する相互支援

両締約国は、この章の規定に対する違反の疑いがある場合には、税関相互支援協定に従つて相互に支援を行う。

第三・二十四条 関税上の特恵待遇の否認

1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。

- (a) 第三・二十一条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 関税上の特恵待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、产品が原産品であることを確認するために十分でないとき。
- (b) 第三・二十一条5の規定に基づいて情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 提供された情報が、产品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- (c) 第三・二十二条2の規定に基づいて情報の提供の要請が行われた日の後十箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 提供された情報が、产品が原産品であることを確認するために十分でない場合

(d) 前条の規定に基づく支援を事前に要請した後、相互に合意した期間内に、第三・十六条1に規定する

関税上の特恵待遇の要求の対象となつている产品に関するして、

(i) 輸出締約国の税関当局が支援を行わない場合

(ii) 支援の結果が、当該产品が原产品であることを確認するために十分でない場合

2 輸入締約国の税関当局は、輸入者が产品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの章に定める要件（当該产品の原产品としての資格に関連するものを除く。）を満たさないときは、当該产品に關税上の特恵待遇を与えないことができる。

3 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局が第三・二十二条4(b)の規定に従つて产品の原产品としての資格を確認する意見を提供した場合において、輸入締約国の税関当局が1の規定に従つて關税上の特恵待遇を与えないことを正当とする十分な根拠があるときは、輸出締約国の税関当局に対し、当該意見を受領した日の後二箇月以内に、關税上の特恵待遇を与えない意思を通報する。その通報が行われた場合において、締約国の要請があつたときは、当該通報が行われた日の後三箇月以内に協議を行う。当該協議の期間は、個々の場合に応じて両締約国間の相互の合意により延長することができる。当該協議は、第二

十三・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会が定める手続に従つて行うことができる。輸入締約国の税関当局は、当該協議の期間が満了した時に、関税上の特恵待遇を与えないことを正当とする十分な根拠に基づいてのみ、かつ、輸入者に意見を述べる権利を与えた後にのみ、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第三・二十五条 秘密の取扱い

- 1 一方の締約国は、この章の規定に従つて他方の締約国から自国に提供される全ての情報の秘密を自国の法令に従つて保持するものとし、当該情報を開示から保護する。
- 2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従つて入手した情報については、この章の規定の実施のために、当該税関当局のみが使用することができる。
- 3 この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸出締約国の税関当局又は輸入締約国の税関当局が第三・二十二条及び第三・二十二条の規定の適用により輸出者から入手した業務上の秘密の情報は、開示してはならない。
- 4 輸入締約国は、自国の税関当局がこの章の規定に従つて入手した情報については、裁判所又は裁判官の

行う刑事手続において使用してはならない。ただし、輸出締約国が自国の法令に基づき当該情報の使用の許可を与えた場合は、この限りでない。

第三・二十六条 行政上の措置及び制裁

各締約国は、產品について関税上の特恵待遇を得るために提供された文書であつて不正確な情報を含むものを作成し、又は作成させた者（第三・十九条に定める義務を遵守していない者又は第三・二十二条3に規定する証拠を提供せず、若しくは同条3に規定する訪問を拒否する者に限る。）に対し、自国の法令に従つて行政上の措置をとり、及び適当な場合には制裁を科する。

第三C節 雜則

第三・二十七条 原産地規則及び税關に関連する事項に関する専門委員会

- 1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税關に関連する事項に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、第四・十四条1に規定する他の責任に加えて、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。
- 2 この章の規定の適用上、専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。
- (i) この章の規定の実施及び運用
- (ii) 締約国から提案されるこの章の規定の改正
- (b) この章の規定の実施を円滑にするための注釈を採択すること。
- (c) 第三・二十四条₃に規定する協議の手続を定めること。
- (d) 両締約国の代表者が合意するこの章の規定に関連する他の問題について検討すること。
- 第三・二十八条 輸送中の產品又は藏置されている產品についての経過規定
- この協定の規定は、この章の規定に適合する產品であつて、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であるもの又は輸入締約国において輸入税を納付することなく税關の管理下にあるものについて適用することができる。ただし、同日から十二箇月以内に輸入締約国の税關當局に対して第三・十六条に規定する関稅上の特惠待遇の要求が行われることを条件とする。

第四章 税関に係る事項及び貿易円滑化

第四・一条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 貿易慣行の進展を考慮しつつ、効果的な税関による管理を確保しながら、両締約国間で取引される物品の貿易の円滑化を促進すること。
- (b) 各締約国の関税法令その他の貿易に関連する法令の透明性及びこれらの法令の適用可能な国際的な基準との適合性を確保すること。
- (c) 各締約国の関税法令その他の貿易に関連する法令について、予見可能であり、一貫性があり、及び差別的でない各締約国による適用を確保すること。
- (d) 各締約国の税関手続及び税関実務の簡素化及び近代化を促進すること。
- (e) 国際貿易のサプライチェーンを確保しつつ、正当な貿易を円滑にするため、危険度に応じた管理手法に係る技術を更に発展させること。
- (f) 税関に係る事項及び貿易円滑化の分野における両締約国間の協力を促進すること。

第四・二条 適用範囲

- 1 この章の規定は、各締約国の関税法令その他の貿易に関連する法令及び貿易に関連する一般的な行政上の手続に係る事項（両締約国間で取引される物品へのこれらの法令及び手続の適用を含む。）並びに両締約国間の協力に係る事項について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、第六章及び第七章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 3 この章の規定と第六章又は第七章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、第六章又は第七章の規定が優先する。
- 4 この章の規定は、次に掲げる事項の保護に関し、各締約国の正当な政策目的の達成及び各締約国が締結している国際協定に基づく義務に影響を及ぼすことなく、適用する。
 - (a) 公衆の道徳
 - (b) 人、動物又は植物の生命又は健康
 - (c) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産

(d) 環境

5 この章の規定は、各締約国により、自国の法令に従つて実施される。各締約国は、この章の規定を実施するため、適当な方法により、自国の利用可能な資源を用いる。

第四・三条 透明性

- 1 各締約国は、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令並びに貿易に関連する一般的な行政上の手続及び一般に利用される関連情報を、簡単に利用可能な方法（適当な場合には、インターネットを通じたものを含む。）により、公表し、及び利害関係を有する者が容易に入手することができることを確保する。
- 2 各締約国は、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令及び貿易に関連する一般的な行政上の手続を利害関係を有する者が知ることができるようにするため、次に規定する場合を除くほか、これらの法令及び手続をその効力発生前でのできる限り早い時期に公表し、及び容易入手することができるようとする。
 - (a) 緊急事態の場合
 - (b) 当該法令又は当該一般的な行政上の手続の変更が軽微なものである場合
 - (c) 事前の公表の結果、当該法令又はその執行の有効性が損なわれる場合

(d) 関税を軽減する効果を有する措置の場合

3 各締約国は、1の規定の対象となる事項について利害関係を有する者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定する。照会所は、各締約国が定める合理的な期間内に当該照会に応じ、並びに関連する様式及び書類を提供する。

4 各締約国は、適当な場合には、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局と自国の領域内に存在する貿易業者その他の利害関係者との間の定期的な協議の機会を設ける。

5 手数料及び課徴金に関する情報については、1及び2の規定に従つて公表する。この情報には、適用する手数料及び課徴金、当該手数料及び課徴金を課する理由、責任を有する当局並びに納付の時期及び方法を含める。当該手数料及び課徴金は、これらに関する情報が公表されるまで、適用してはならない。

第四・四条 輸入、輸出及び通過のための手続

- 1 各締約国は、予見可能であり、一貫性及び透明性があり、並びに差別的でない方法で自国の関税法令その他の貿易に関連する法令を適用する。
- 2 各締約国は、自国の税関手続について次のことを確保する。

(a) 世界税関機構（注）の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の国際的な基準及び勧告された慣行であつて税関手続の分野において各締約国について適用されるもの（千九百九十九年六月二十六日にブリュッセルで作成された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書、千九百八十三年六月十四日にブリュッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び世界税関機構の国際的な貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み（以下「SAFE枠組み」という。）の実質的な要素を含む。）に適合すること。

注 世界税関機構は、千九百五十二年に關税協力理事会として設立された。

(b) 貿易慣行の進展を考慮しつつ、自国の法令の遵守を確保しながら、正当な貿易を円滑にすることを目的とすること。

(c) 税関手続に関する自国の法令の違反（関税ほ脱及び密輸を含む。）がある場合における効果的な取締りについて定めること。

(d) 通関業者又は船積み前検査の義務的な利用を含まないこと。

3 各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす貿易業者又は事業者に対し、物品の引取りまでの間の税

関による管理について、有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する。

4 各締約国は、貿易業者又は事業者と自国の税関当局その他の貿易に関連する当局との間における電子データの交換を促進するため、高度なシステム（情報通信技術に基づくものを含む。）の開発及び利用を促進する。

5 各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局が要求するデータ及び書類の更なる簡素化及び標準化に向けて努力する。

第四・五条 物品の引取り

各締約国は、次のことを含む税関手続を採用し、又は維持する。

- (a) 自国の法令の遵守を確保するために必要な期間内に物品の速やかな引取りを認めることについて定めること。
- (b) 物品の到着に先立ち、書類その他の必要な情報を事前に電子的に提出し、及び処理することを認めること。
- (c) 関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な納付を確保するために、自国の法令において保証の提供を

要求している場合には、当該保証の提供を条件として、当該関税、租税、手数料及び課徴金に係る最終的な決定が行われる前に物品の引取りを認めること。

第四・六条 税関手続の簡素化

1 各締約国は、貿易業者又は事業者（中小企業を含む。）に係る税関手続の時間及び費用を減少させるため、自国の税関手続に係る要件及び手続の簡素化に向けて努力する。

2 各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす貿易業者又は事業者が税関手続の更なる簡素化から利益を得ることを認める措置を採用し、又は維持する。当該簡素化については、物品の引取りの後に、一定の期間における複数回の輸入を対象とする関税及び租税の決定及び納付のための申告を定期的に行うことを見認めることができる。

3 各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす事業者が2に規定する簡素化から更に利益を得、又は当該簡素化を利用することを一層容易にすることを可能にする制度を採用し、又は維持する。

第四・七条 事前教示

1 各締約国は、自国の税関当局を通じて、関係する物品に与えられる待遇を定める事前の教示を行う。当

該事前の教示は、当該事前の教示を行う締約国の法令に従い、全ての必要な情報が記載された書面による要請（電子的な手段によるものを含む。）を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに行われる。

2 事前の教示は、物品の関税分類、物品の原産地（前章の規定に基づく原産品としての資格を含む。）又は他のあらゆる事項であつて両締約国が合意するもの（特に、物品の関税評価のために使用される適当な方法又は基準に関するもの）を対象とする。

3 締約国は、自国の法令に定める秘密の取扱いに係る要件に従うことを条件として、自国の事前の教示をインターネット等を通じて公表することができる。

第四・八条 異議の申立て及び審査の請求

1 各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局による行政上の決定の対象となる全ての者に対し、異議を申し立て、又は審査を請求する権利を保障する。

2 異議の申立て又は審査の請求には、次のものを含める。

(a) 一の行政当局であつて、1に規定する決定を行つた職員若しくは官署よりも上級のもの若しくはこれ

らから独立したものに対する行政上の異議の申立て又は当該行政当局による審査の請求

(b) 1に規定する決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

3 各締約国は、2(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求についての決定が自国の法令に定める期間内に行われない場合又は不当な遅延なくしては行われない場合には、1に規定する者が、行政上若しくは司法上の更なる異議の申立てを行い、又は行政上若しくは司法上の更なる審査を請求する権利を有することを確保する。

4 各締約国は、必要な場合には、1に規定する者が異議の申立て又は審査の請求の手続を利用することができるよう、当該者に対して行政上の決定の理由を提供することを確保する。

第四・九条 危険度に応じた管理手法

1 各締約国は、危険度に応じた管理手法の制度であつて、自国の税関当局が危険度の高い貨物の検査活動に集中することができるようにして、及び危険度の低い貨物の引取りを迅速にするものを採用し、又は維持する。

2 各締約国は、危険度に応じた管理手法を、適当な選定の基準による危険性の評価に基づいて適用する。

3 締約国は、危険度に応じた管理手法の一部として、1に規定する検査活動のため貨物を無作為に選定することもできる。

4 各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

第四・十条 通関後の監査

1 各締約国は、物品の引取りを迅速にするため、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。各締約国の税関当局は、前条に規定する危険度に応じた管理手法を適用する場合には、自ら行った通関後の監査の結果を利用する。締約国は、自国の税関当局が危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、貿易に関連する他の当局が行つた通関後の監査の結果を利用することを定めることができる。その逆の場合も、同様とする。

2 各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定するものとし、当該方法には、適正な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性のある方法で、通関後の監査を実施する。ある者が監査の対象となり、当該監査につき明確な結果が得られた場合には、締約国は、

自己の記録について当該監査を受けた者に対し、当該結果、当該監査を受けた者の権利及び義務並びに当該結果の理由を遅滞なく通知する。

第四・十一条 通過及び積替え

一方の締約国は、適切な管理を維持しつつ、自国の関税領域を通過し、又は当該関税領域において積み替えられる他方の締約国からの又は他方の締約国への物品の移動を円滑にするための手続を採用し、又は維持する。

第四・十二条 税関協力

- 1 両締約国の税関当局は、この協定に規定する他の形態の協力に影響を及ぼすことなく、第一・六条の規定にかかわらず、税関相互支援協定に従つて、この章に規定する事項について、協力（情報を交換することによるものを含む。）を行い、及び相互行政支援を提供する。
- 2 両締約国の税関当局は、それぞれの関税法令の遵守を確保しつつ貿易の円滑化を一層発展させること及びサプライチェーン・セキュリティを改善することを目的として、次の分野において、この章に規定する事項について協力を促進する。

- (a) 貿易慣行の進展を考慮しつつ、税関手続を一層簡素化することに関する協力
- (b) 世界税関機構の標準規定その他の適用可能な国際的な基準に従つて通関のためのデータに係る要件を調和させることに関する協力
- (c) 国際貿易のサプライチェーンをSAFE枠組みに基づいて確保し、及び促進することに係る税関に関する側面の更なる発展に関する協力
- (d) 危険度に応じた管理手法に係る技術の向上に関する協力（最良の慣行並びに適當な場合には危険度の情報及び管理の結果を共有することを含む。）
- (e) 第四・四条3及び第四・六条2に規定する措置又は同条3に規定する制度を更に発展させるための協力（一方の締約国の貿易業者又は事業者が他方の締約国の措置又は制度から利益を得ることを認めるために協力する可能性を含む。）
- (f) 共通の関心事項（関税分類、関税評価及び原産地を含む。）についてのWTO、世界税関機構その他の国際機関における協力及び調整（可能な場合には、共通の立場を確立することを目的とするもの）
- (g) 禁制品の取引の取締りに関する協力

3　両締約国の税関当局は、2の規定を実施するためには必要な情報の交換を確保する。

第四・十三条 一時輸入

一方の締約国は、第二・十条に規定する產品の一時輸入のため及びその原產地のいかんにかかわらず、一時輸入に関する國際協定に定める手続であつて自國が適用するものに従い、他方の締約国において發給された物品の一時輸入のための通關手帳（注）を受け入れる。

注　「物品の一時輸入のための通關手帳」とは、千九百六十一年十二月六日にブリュッセルで作成された物品の一時輸入のための通關手帳に関する通關條約又は千九百九十年六月二十六日にイスタンブールで作成された一時輸入に関する條約におけるものと同一の意味を有する。

第四・十四条 原產地規則及び税關に關連する事項に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される原產地規則及び税關に關連する事項に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、第三・二十七条1に規定する他の責任に加え、この章の規定の効果的な実施及び運用並びに第二章及び第十四・五十七条规定する税關に關連する事項について責任を負う。（注）

注 この条のいかなる規定も、第二章の規定に関連する物品の貿易に関する専門委員会又は第十四章の規定に関連する知的財産に関する専門委員会について、両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 両締約国は、専門委員会の会合に出席する自国の代表団の構成が当該会合の議題に対応することを確保する。

3 専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) 1に規定する規定の実施及び運用から生ずる全ての問題に取り組むこと。
- (b) 1に規定する規定の実施及び運用を改善する分野を特定すること。
- (c) 1に規定する規定の対象となる事項に関し、相互に合意する解決を速やかに得るための仕組みとしての任務を遂行すること。
- (d) この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要であると認める行動又は措置に関する決議、勧告又は意見を作成すること。
- (e) 第四・十二条2に規定する分野において、この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要なと認める行動又は措置であつて一方の締約国又は両締約国がとるものを作成すること。

(f)

合同委員会が第一十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

第五章 貿易上の救済

第A節 一般規定

第五・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する產品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該產品の生産高の合計が当該產品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。
- (b) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。
- (c) 「重大な損害のおそれ」とは、第五・四条3に規定する調査によつて明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいう。重大な損害のおそれの存在の決定は、事実に基づいて行うものとし、単に申し立て、推測又は希薄な可能性に基づいて行つてはならない。
- (d) 「経過期間」とは、特定の原產品に関し、この協定の効力発生の日に開始し、附属書二-Aの規定に従つて行う当該原產品の関税の引下げ又は撤廃の完了の日の後十年を経過した時に終了する期間をい

う。

第B節 二国間セーフガード措置

第五・二条 二国間セーフガード措置の適用

1 第二・八条の規定に従つて関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、一方の締約国からの原産品が他方の締約国に絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が他方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれ引き起こしているときは、他方の締約国は、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済しきかつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な範囲において、2に規定する措置をとることができ

る。

2 二国間セーフガード措置とは、次のいずれかの措置をいう。

- (a) 原産品の関税の更なる引下げであつて第二章に定めるものを停止する措置
 - (b) 次の税率のうちいづれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げる措置
- (i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最惠国税率

(ii) 二千十九年一月三十一日における実行最惠国税率

第五・三条 条件及び制限

- 1 二国間セーフガード措置については、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、国内産業の調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持してはならず、また、その措置の適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間については、延長を含めた合計の適用期間が四年を超えないことを条件として、延長することができる。
- 2 二国間セーフガード措置については、経過期間中に限りとることができる。
- 3 二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。
- 4 既に二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置をとつてはならない。

5 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかつたとしたならば適用されたであろう税率とする。

第五・四条 調査

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従つて自国の権限のある当局（注）が調査を行つた後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

注 この節の規定の適用上、日本国については、権限のある当局には、関係当局を含む。

2 調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているかどうかを決定するための調査においては、当該調査を行う権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であつて、客観的な、かつ、数値化されたものを評価する。当該要因には、特に、当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、当該原産品の輸入の増加に係る国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を含める。

4 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定については、調査が当該原産品の輸入の増加と当該国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。当該決定を行つに当たり、当該原産品の輸入の増加以外の要因であつて、当該国内産業に同時に損害を引き起こしているものを考慮に入れるものとする。

第五・五条 通報

- 1 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面により通報する。
 - (a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条1に規定する調査を開始する場合
 - (b) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれを認定する場合
 - (c) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長することを決定する場合
- 2 1に規定する通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。
 - (a) 1(a)に規定する場合における通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品について

の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号並びに調査の開始の日付及び予定期間

(b)

1 (b)及び(c)に規定する場合における通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び当該二国間セーフガード措置の予定適用期間

第五・六条 協議及び補償

- 1 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第五・四条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関して意見を交換し、及びこの条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。
- 2 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の関税に関する譲

許を行うことにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

3　両締約国が協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、自国の原産品について二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置の結果生ずる関税の増大分と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。関税に関する譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、関税に関する譲許の適用を停止することができる。

4　3の規定にかかわらず、3に定める停止の権利については、二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月においては行使してはならない。

第五・七条 暫定的な二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、遅延すれば回復し難い損害を引き起こすこととなる危機的な事態が存在する場合は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が自国の国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれ引き起

こしていることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第五・二条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、とろうとする暫定的な二国間セーフガード措置について、当該暫定的な二国間セーフガード措置をとる日までに、他方の締約国に対し書面により通報する。両締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに協議を開始する。その通報には、危機的な事態の存在についての証拠、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号並びに当該暫定的な二国間セーフガード措置の正確な説明を含める。

3 暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第五・四条に定める関連する要件が満たされたものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第五・三条1に規定する適用期間に算入される。

4 第五・三条5の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフ

ガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第五・四条1に規定する調査により、当該暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第五・八条 雜則

第五・五条1及び前条2に規定する通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

第C節 世界向けのセーフガード措置

第五・九条 一般規定

- 1 この章のいかなる規定も、一方の締約国が千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づき他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。
- 2 この節の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第五・十条 セーフガード措置の適用

締約国は、同一の產品について、次の措置を同時にとり、又は維持してはならない。

(a) 前節に規定する二国間セーフガード措置

(b) 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置
(c) 附属書二一A第三編第C節に定めるセーフガード措置

第D節 ダンピング防止措置及び相殺措置

第五・十一条 一般規定

1 両締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく権利及び義務を維持する。

2 この節の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

3 第三章の規定は、この協定に基づくダンピング防止措置及び相殺措置については、適用しない。

第五・十二条 透明性及び重要な事実の開示

1 各締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づき、公正なかつ透明性のある態様によりダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行う。

2 各締約国は、ダンピング防止協定第七条及び補助金及び相殺措置に関する協定第十七条に規定する暫定

措置をとる前に又はとった後速やかに、いかなる場合であつても最終的な決定を行う前に、検討の対象となつて重要な重要な事実であつて、暫定措置及び確定的な措置をとるかどうかを決定するための基礎とするものの十分な開示を確保する。重要な事実の十分な開示は、ダンピング防止協定⁵及び補助金及び相殺措置に関する協定⁶に定める秘密性に関する要件に影響を及ぼすものではない。当該開示は、書面によつて行われるものとし、利害関係者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもつて行われるべきである。

3 2の規定に従つて行われる重要な事実の開示には、特に次のものを含める。

- (a) ダンピング防止のための調査については、定められたダンピングの価格差並びに正常の価額及び輸出価格を定めた根拠及び方法についての十分詳細な説明並びに正常の価額と輸出価格との比較に用いた方法（あらゆる調整を含む。）についての十分詳細な説明
- (b) 相殺関税に係る調査については、相殺関税の対象となる補助金についての決定（補助金の存在を決定するに当たつて用いた額の計算及び方法に関する十分詳細な情報を含む。）
- (c) 損害の決定に関連する情報（ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の產品

の価格に及ぼす影響、正常の価額を下回る価格の計算において用いた詳細な方法、ダンピング輸入が国内産業に結果として及ぼす影響並びにダンピング防止協定⁵に規定するダンピング輸入以外の要因の検討を含む因果関係の立証に関する情報を含む。)

4 締約国の調査当局（注）は、ダンピング防止協定^{6,8}の規定に従つて知ることができた事実を利用する意図を有する場合には、利害関係者に対してその意図を通知し、及び当該知ることができた事実の利用に至った理由を明確に示す。当該調査当局は、合理的な期間内に更に説明を行う機会を与えた後、当該利害関係者によつて行われた説明に満足することができないと認める場合には、重要な事実の開示に当たり、当該調査当局が代わりに利用した当該知ることができた事実を明確に示す。

注 この節の規定の適用上、日本国については、調査当局には、関係調査当局を含む。

第五・十三条 公共の利益の考慮

輸入締約国の調査当局は、產品についてダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行う場合には、同種の產品の自国内の生産者、調査の対象となる產品の輸入者、当該產品の産業上の使用者及び当該產品が一般に小売段階で販売されているときは代表的な消費者団体に対し、自国の法令に従い、ダンピング

防止のための調査及び相殺関税に係る調査についての見解（ダンピング防止税及び相殺関税がこれらの者の状況に与える潜在的な影響に関するものを含む。）を書面により提出する機会を与える。

第五・十四条 ダンピング防止のための調査

輸入締約国は、自国の調査当局が輸出締約国からの產品に関するダンピング防止のための調査の開始を求める書面による申請であつて、自国の国内産業によつて又は自国の国内産業のために行われるものを受領した場合には、当該調査を開始する少なくとも十日前までに当該申請について輸出締約国に通報する。

第五・十五条 ダンピング防止税及び相殺関税の賦課（「レツサー・デューティー・ルール」）

輸入締約国の調査当局は、課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか若しくは当該相当する額よりも少ない額とするかについて、又は課すべき相殺関税の額を補助金の額に等しい額とするか若しくは補助金の額よりも少ない額とするかについて、それぞれ、自国の法令に従つて検討することができる。

第六章 衛生植物検疫措置

第六・一条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 両締約国間の貿易への悪影響を最小限にしつつ、衛生植物検疫措置の作成、採用及び実施を通じて、人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。
- (b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の実施に関して両締約国間の協力を促進すること。
- (c) 両締約国間の連絡及び協力を改善するための手段、衛生植物検疫措置の実施に関する事項に対処するための枠組み並びに相互に受け入れることができる解決を得るための手段を提供すること。

第六・二条 適用範囲

この章の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく両締約国の全ての衛生植物検疫措置であって、両締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

第六・三条 定義

1 この章の規定の適用上、

(a) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定める定義を適用する。

(b) 第二十三・三条の規定に基づいて設置される衛生植物検疫措置に関する専門委員会が別段の合意をする場合を除くほか、食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で採択された関連する定義を適用する。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定める定義と食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で採択された定義とが抵触する場合には、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定める定義が優先する。

2 この章の規定の適用上、「輸入条件」とは、產品の輸入のために満たすことが求められる衛生植物検疫措置をいう。

第六・四条 世界貿易機関設立協定との関係

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を確認する。この章のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第六・五条 権限のある当局及び連絡部局

- 1 この協定の効力発生の日において、一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定の実施のための権限のある当局及びこの章の規定の対象となる全ての事項に関する連絡のための連絡部局についての説明を提供する。

- 2 一方の締約国は、自国の権限のある当局の構成、組織及び責任の分担に関する重要な変更を他方の締約国に通報し、並びに連絡部局に関する情報が當時最新のものであることを確保する。

第六・六条 危険性の評価

- 両締約国は、自国の衛生植物検疫措置が衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定の他の関連する規定による危険性の評価に基づいていることを確保する。

第六・七条 輸入条件、輸入手続及び貿易円滑化

- 1 輸入締約国は、適切な保護の水準を達成するため、必要な場合には両締約国間の協議に従い、及び当該協議を考慮しつつ、輸入条件を定める。
- 2 輸入締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく各締約国の権利及び義務を害することな

く、輸出締約国の要請があつた場合には、一貫性のある態様で輸出締約国の全領域について産品の輸入条件を適用すべきである。

3 1及び2の規定は、この協定の効力発生の日において両締約国間に存在する輸入条件に影響を及ぼすものではない。両締約国は、当該輸入条件に関する見直しについての要請を考慮する。

4 各締約国は、衛生植物検疫措置（承認及び許可のための措置を含む。）の実施を確認し、及び確保するための輸入手続について、次のことを確保する。

- (a) 当該輸入手続が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、簡素化され、迅速化され、及び不当に遅延することなく完了すること。
- (b) 当該輸入手続が他方の締約国に対する恣意的又は不当な差別となるような態様で適用されないこと。
- (c) 各輸入手続の処理に要する標準的な期間が公表され、又は処理に要すると予想される期間が要請に応じて申請者に通知されること。
- (d) 要求される情報が、適切な管理、検査及び承認の手続（添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関するものを含む。）に必要なものに限られること。

5 両締約国は、有害動植物の分類を裏付け、及び植物検疫上の輸入条件を正当とするため、国際植物防疫条約に基づいて作成された適用可能な基準を考慮しつつ、有害動植物の状態（監視、根絶及び封じ込めに関する施策並びにこれらの結果を含む。）に関する適当な情報を維持する。

6 各締約国は、植物検疫上の懸念がある場合には、品目（注）に関する規制有害動植物の表を作成する。当該表には、適当な場合には、次の事項を含める。

注 この章の規定の適用上、「品目」は、国際植物防疫条約事務局によって作成された植物検疫上の用語に関する用語集（植物検疫措置に関する国際的な基準第五号）に基づくものと了解する。

- (a) 自国の領域のいかなる地域においても発生していることが知られていない検疫有害動植物
 - (b) 自国の領域のいずれかの地域において発生していることが知られているものの、広く分布しておらず、かつ、公的な防除の下にある検疫有害動植物
 - (c) 植物検疫措置をとる可能性があるその他の規制有害動植物
- 植物検疫上の懸念がある品目については、輸入条件は、輸入締約国において規制有害動植物が存在していないことを確保するための措置に限定される。輸入締約国は、規制品目及び全ての規制品目に対する植物

検疫上の輸入要件に関する自国の表を入手可能なものとする。この情報には、適当な場合には、特定の検疫有害動植物及び輸入締約国が定める植物検疫上の証明書に関する追加記載を含める。

7 輸出締約国の要請に対応するために輸入条件を設定する必要がある場合には、次のとおりとする。

(a) 輸入締約国は、不当に遅延することなく、関係する產品の輸入を許可するため、全ての必要な手段をとる。

(b) 輸出締約国は、次のことを行う。

(i) 輸入締約国が求める全ての関連する情報を提供すること。

(ii) 監査その他の関連する手続のため、輸入締約国に対して適当な機会を与えること。

8 両締約国は、輸入締約国の適切な保護の水準を達成するために一連の代替的な衛生植物検疫措置が利用可能である場合において、輸出締約国の要請があつたときは、一層実行可能な、かつ、一層貿易制限的でない解決を選択することを検討する。

9 両締約国は、輸出締約国が発給する証明書が衛生植物検疫上の目的のために求められる場合には、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針又は勧告を考慮しつつ、当該証

明書の様式及び内容について合意する。

10 各締約国は、電子証明その他の貿易を円滑にするための技術の活用を促進する。

11 輸出締約国の領域における輸入締約国の職員による確認は、新たな貿易を促進することを目的とすべきである。当該確認は、永続的な措置とすべきではない。輸入締約国は、実施中の確認措置を代替的な措置であつて、植物検疫措置について合意された要件の輸出締約国による遵守を確認するものに改める。ただし、輸出締約国がそのような要請を行つた場合において、輸入締約国が不当に遅延することなく当該要請を受け入れたときに限る。

12 規制された品目の貨物は、輸出締約国による適当な保証に基づき、免許又は許可の形式での輸入に関する個別の承認なしに受け入れられる。ただし、輸入のための公的な同意が、国際植物防疫条約の関連する基準、指針及び勧告に基づいて必要である場合は、この限りでない。

13 有害動植物の危険性の評価については、できる限り速やかに開始し、不當に遅延することなく終了させる。

14 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Cの1(f)の規定に従い、輸出締約国から輸入される產品の

手続に課されるいかなる手数料も、同種の国内原産の產品に課される手数料との關係において公平なものとし、また、役務の実際の費用よりも高額のものとすべきでない。

第六・八条 監査

1 両締約国は、この章の規定の効果的な実施において信頼を獲得し、及び維持するため、次の事項についての監査を実施するため相互に支援する。

- (a) 輸出締約国の検査及び認証に関する制度の全部又は一部
 - (b) 輸出締約国の検査及び認証に関する制度に従つて行われる管理の結果
- 両締約国は、食品規格委員会、國際獸疫事務局又は國際植物防疫條約の関連する國際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従つて当該監査を実施する。
- 2 輸入締約国は、輸出締約国に対する情報の要請又は輸出締約国に対する監査のための訪問によつて、監査を実施することができる。
- 3 監査のための訪問は、両締約国が事前に合意する条件の下で実施する。
- 4 輸入締約国は、輸出締約国に対し、監査の所見について書面により意見を述べる機会を提供する。輸入

締約国は、結論に達し、当該結論についての行動をとる前に、当該意見を考慮する。輸入締約国は、不当に遅延することなく、輸出締約国に対し、自国の結論を記載した書面による報告書を提供する。

5 監査のための訪問の費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、輸入締約国が負担する。

第六・九条 施設又は設備を一覧表に掲載するための手続

- 1 輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国により求められる場合には、輸入締約国の輸入条件を遵守する施設及び設備の一覧表を作成し、常時最新のものとし、及び輸入締約国に送付することを確保する。
- 2 輸入締約国は、輸出締約国に対し、1に規定する一覧表を検討するために必要な情報を提供するよう要請することができる。輸入締約国は、一覧表の記載事項を確認するために追加の情報が必要となる場合を除くほか、一覧表に掲載された施設及び設備からの輸入を不当に遅延することなく許可するために必要な措置をとる。第六・十三条の規定の適用を妨げることなく、当該措置には、事前の検査を含まない。ただし、当該事前の検査が各締約国の法令により求められる場合又は両締約国が別段の合意をする場合は、この限りでない。
- 3 輸入締約国は、前条の規定に基づいて監査を実施することができる。

4 輸入締約国は、適當な場合には、1に規定する一覧表を公に入手可能なものとする。

5 一方の締約国は、この条の規定の範囲内において新たな法令を導入する意図を他方の締約国に通報し、及び他方の締約国がこれについて意見を提出することを認める。

第六・十条 地域的な状況に対応した調整

1 兩締約国は、動物、動物性生産品及び動物性副産物に関し、國際獸疫事務局の陸生動物衛生規約及び水生動物衛生規約に定める区域及び区画の制度を認識する。

2 輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じて衛生上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によつて定められた区域又は区画を認める。

3 輸出締約国は、自国の2に規定する区域又は区画を特定し、並びに輸入締約国の要請があつた場合には、國際獸疫事務局の陸生動物衛生規約若しくは水生動物衛生規約に基づき、又は輸出締約国の権限のある当局の経験を通じて得られた知識を基礎として兩締約国が適當と認めるその他の方法によつて、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

4 各締約国は、2及び3に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

5 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、衛生植物検疫措置に関する専門委員会を通じ、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約及び同事務局が採択する勧告に基づいて、衛生の状態についての相互の承認を定め、及び維持するための方法に関する情報を交換する。

6 一方の締約国は、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約又は水生動物衛生規約の対象とされていない病気について、2に規定する区域又は区画を定めることができ、及び両締約国間の貿易において当該区域又は区画を適用することを他方の締約国と合意することができる。

7 両締約国は、植物及び植物性生産品に関し、国際植物防疫条約に基づいて作成された植物検疫措置に関する国際的な基準に定める有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域の制度を認識する。

8 輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じて植物検疫上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によつて定められた有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域を認める。

9 輸出締約国は、自国の有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産

用地及び有害動植物の低発生地域を特定する。輸出締約国は、輸入締約国の要請があつた場合には、国際植物防疫条約に基づいて作成された関連する植物検疫措置に関する国際的な基準に基づき、又は輸出締約国の関連する植物検疫当局の経験を通じて得られた知識を基礎として両締約国が適当と認めるその他の方法によつて、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

10 7から9までの規定を実施するに当たり、技術的協議及び監査を実施することができる。技術的協議については、第六・十二条の規定に従つて行う。監査については、有害動植物及び関係する品目の生物学を考慮しつつ、第六・八条の規定に従つて実施する。

11 各締約国は、8から10までの規定に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

第六・十一条 透明性及び情報の交換

1 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第七条並びに衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書B及び附属書Cの規定に従つて、次のことを行う。

(a) 次の事項について、透明性を確保すること。

- (i) 衛生植物検疫措置（輸入条件を含む。）
- (ii) 管理、検査及び承認の手続（義務的な行政上の手順、予想される期限並びに輸入に関する申請の受理及び処理を担当する当局に関する完全な詳細を含む。）
- (b) 各締約国の衛生植物検疫措置及びその適用についての相互理解を促進すること。
- (c) 他方の締約国の妥当な要請に応じ、かつ、できる限り速やかに、自国の衛生植物検疫措置及びその適用に関する次の事項を含む情報を提供すること。
 - (i) 特定の产品的輸入に適用する輸入条件
 - (ii) 特定の产品的承認のための申請についての進捗状況
 - (iii) 他方の締約国の产品に対して実施する輸入検査の頻度
 - (iv) 両締約国間の貿易への悪影響を最小限にするため、両締約国間の貿易に影響を及ぼしており、又は影響を及ぼす可能性がある自国の衛生植物検疫措置を作成し、及び適用することに関連する事項（利用可能な新しい科学的証拠に関する進展を含む。）

衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の通報により1(a)及び(c)に規定する情報が利用可

能なものとされた場合又は当該情報が当該締約国の公式で一般にアクセス可能な、かつ、無料のウェブサイトにおいて利用可能なものとされた場合には、当該情報は、提供されたものとみなす。

第六・十二条 技術的協議

- 1 一方の締約国は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康又は他方の締約国が提案し、若しくは実施する措置に関する重大な懸念を有する場合には、技術的協議を要請することができる。
- 2 一方の締約国による1に規定する要請に関し、他方の締約国は、不当に遅延することなく回答し、及び1に規定する懸念に対処するための技術的協議を行う。
- 3 各締約国は、貿易を混乱させることを避けるため又は相互に受け入れができる解決を得るために必要な情報を提供するよう努める。
- 4 両締約国は、1に規定する懸念に対処するためこの条に定める仕組み以外の仕組みを既に設けている場合には、不必要的重複を避けるため、可能な範囲において、当該仕組みを利用する。
- 5 一方の締約国は、2の規定による他方の締約国の回答を受領した日の後九十日が経過した後はいつでも、又は両締約国が合意する他のいずれかの時点においても、他方の締約国に対して書面により通報する

ことによつて、技術的協議を終了させることができる。

第六・十三条 緊急措置

1 一方の締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用することができる。一方の締約国の権限のある当局は、当該緊急措置を採用する場合には、次のことを行う。

- (a) 他方の締約国の権限のある当局に対して当該緊急措置を直ちに通報すること。
- (b) 他方の締約国が書面により意見を提出することを認めること。
- (c) 必要な場合には、前条に規定する技術的協議を行うこと。
- (d) (b)に規定する意見及び(c)に規定する技術的協議の結果を考慮すること。

2 輸入締約国は、緊急措置を採用する時に両締約国間で輸送されている貨物に関する決定を行う場合には、貿易への不必要的混乱を避けるため、輸出締約国によつて適時に提供される情報を検討する。

3 輸入締約国は、1に規定する緊急措置を科学的証拠なしに維持しないことを確保する。輸入締約国は、科学的証拠が不十分な場合には、利用可能かつ適切な情報（関連する国際機関からのものを含む。）に基づき、暫定的に緊急措置を採用することができる。輸入締約国は、貿易への悪影響を最小限にするため、

当該緊急措置を廃止し、又は恒久的措置に代替することによつて当該緊急措置を見直す。

第六・十四条 措置の同等

- 1 輸入締約国は、輸出締約国の衛生植物検疫措置が輸入締約国の適切な保護の水準を達成していることを輸出締約国が輸入締約国に対して客観的に証明する場合には、輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、輸入締約国の要請があつた場合には、検査、試験その他の関連する手続のため、適當な機会が輸入締約国に与えられる。
- 2 両締約国は、いづれかの締約国の要請があつた場合には、特定の衛生植物検疫措置の同等を決定するための取決めを行うために協議を行う。
- 3 両締約国は、衛生植物検疫措置の同等を決定するに当たり、WTOの衛生植物検疫措置に関する委員会の関連する指針（特に、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第四条の実施に関する決定（注））並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

注 二千四年七月二十三日付けのWTO文書G／SPS／第十九号REV・二（その改正を含む。）
- 4 両締約国は、同等が決定された場合には、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国

際的な基準、指針又は勧告を考慮しつつ、代替の輸入条件及び簡素化された証明書について合意することができる。

第六・十五条 衛生植物検疫措置に関する専門委員会

- 1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。
- 2 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、次のことを目的とする。
 - (a) 各締約国によるこの章の規定の実施を促進すること。
 - (b) 相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項を検討すること。
 - (c) 相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する連絡及び協力を促進すること。
- 3 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、
 - (a) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の実施に関する衛生植物検疫上の事項についての両締約国の理解を増進させるための場を提供する。
 - (b) 各締約国の衛生植物検疫措置及び関連する規制の過程についての相互理解を促進するための場を提供

する。

(c) この章の規定の実施及び運用について監視し、見直し、及び情報を交換する。

(d) 相互に受け入れができる解決を得るために第六・十二条1に規定する懸念に対処する場として機能し（両締約国がまず同条の規定に従い技術的協議を通じて当該懸念に対処しようとした場合に限る。）、及び両締約国が合意する他の課題に対処する場として機能する。

(e) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会の任務に関連する特定の任務を遂行するための適当な方法（特別作業部会を含めることができる。）を決定する。

(f) 衛生植物検疫措置の作成、実施及び適用に関する両締約国間の技術協力に係る事業を特定し、及び検討することができる。

(g) WTOの衛生植物検疫措置に関する委員会の会合並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で開催される会合における事項及び立場について協議することができる。

4 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、衛生植物検疫措置を担当する両締約国の代表者であつて、関連する専門知識を有するものから成る。

5 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、その手続規則を定めるものとし、必要な場合には、当該手続規則を修正することができる。

6 衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に第一回会合を開催する。

第六・十六条 紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第七章 貿易の技術的障害

第七・一条 目的

この章の規定は、次の事項によつて両締約国間の物品の貿易を促進し、及び増大させることを目的とする。

- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要的障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。
- (b) 両締約国間の協力（貿易の技術的障害に関する協定の実施に関するものを含む。）を促進すること。
- (c) この章の規定の対象となる措置の貿易への不必要的悪影響を軽減する適当な方法を追求すること。

第七・二条 適用範囲

- 1 この章の規定は、貿易の技術的障害に関する協定に定める中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続であつて、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものの立案、制定及び適用について適用する。
- 2 各締約国は、自国の領域内にある中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関（注）であつて、

強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用に責任を有するものが第七・五条から第七・十一条までの規定を遵守することを奨励するため、利用し得る妥当な措置をとる。

注 この章の規定の適用上、英國については、「中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関」には、英國政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関及び権限を委譲された行政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関を含む。

3 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様
- (b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置

第七・三条 貿易の技術的障害に関する協定の特定の規定の組込み

- 1 兩締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。
- 2 貿易の技術的障害に関する協定第二条から第九条まで並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書一及び附属書三の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
- 3 一方の締約国の特定の措置について、他方の締約国が2に規定する貿易の技術的障害に関する協定の規定にのみ違反していると申し立てる紛争が生じた場合には、第二十二・二十七条1の規定にかかわらず、

他方の締約国は、世界貿易機関設立協定による紛争解決の制度を選択する。

第七・四条 定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第七・五条 強制規格

1　両締約国は、強制規格の立案、制定及び適用について、規制に関する良い慣行の重要性（特に、WTO

の貿易の技術的障害に関する委員会が行う規制に関する良い慣行についての活動の重要性）を認識する。

このため、各締約国は、次のことと約束する。

(a)　強制規格を作成するに当たり、次のことを行うこと。

(i)　貿易の技術的障害に関する協定2の規定に従い、強制規格案が自国の正当な目的を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的とならないことを確保するため、自国の正当な目的を達成することができる強制規格案の代替手段であつて、利用可能なもの（規制によるかどうかを問わない。）を、自国の法令又は行政上の指針に従つて評価すること。この(i)の規定は、緊急の問題（安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題を含む。）が生じている場合又は生ずるおそ

れがある場合には、各締約国が遅滞なく措置を立案し、制定し、及び適用する権利に影響を及ぼすものではない。

(ii) 貿易に著しい影響を及ぼす強制規格についての影響評価（当該強制規格の貿易への影響に関する評価を含む。）を体系的に実施するよう努めること。

(iii) 適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した產品の要件に基づく強制規格を定めること。

(b) 制定された強制規格について、貿易の技術的障害に関する協定³の規定の適用を妨げることなく、特に、関連する國際規格との收れんを進めるため、できる限り五年を超えない適当な間隔で見直すこと。

各締約国は、その見直しを行うに当たり、特に、関連する國際規格における新たな発展及び自国の強制規格と関連する國際規格との相違を生じさせた状況が引き続き存在するかどうかを考慮に入れる。一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、他方の締約国に対して当該見直しの結果を通報し、説明する。

2 一方の締約国は、自国の強制規格と他方の締約国の強制規格であつて同様の目的及び対象產品を有する

ものとが同等であると認める場合には、他方の締約国に対し、詳細な理由を示した上で、これらの強制規格を同等なものとして認めるよう書面により要請することができる。要請された締約国は、これらの強制規格が異なるものであつても、これらの強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、要請する締約国の強制規格が要請された締約国の強制規格の目的を十分に達成することが満たされることを条件とする。要請された締約国は、要請する締約国の強制規格を要請された締約国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合において、要請する締約国の要請があるときは、そのような決定を行つた理由を説明する。

3 一方の締約国が、他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有している場合において、他方の締約国に要請を行つたときは、要請された他方の締約国は、自国の強制規格の作成に当たつて利用した関連の情報（研究及び文書を含む。秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で、要請した一方の締約国に提供する。

4 各締約国は、自国の全領域に適用される強制規格において設定される要件であつて、產品の市場への提供に関するものを一律に、かつ、貫して適用する。一方の締約国は、当該要件のいずれかが他方の締約

国の領域において一律に、かつ、一貫して適用されておらず、及びそのような状況が二国間の貿易に著しい影響をもたらしていると信ずるに足りる裏付けられた理由がある場合には、問題を明確にするため、及び適当なときは第七・十五条に規定する連絡部局又はこの協定に基づいて設置される他の適当な組織が適時に当該問題に対処するため、他方の締約国に対し当該裏付けられた理由を通報することができる。

第七・六条 国際規格

1 この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の適用上、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）、食品規格委員会、国際民間航空機関（ICAO）、国際連合欧州経済委員会（UNECE）の枠組みにおける自動車基準調和世界フォーラム（WP二十九）、化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関する国際連合専門家小委員会（UNSCERHS）、医薬品規制調和国際会議（ICH）等の国際機関が発表した規格は、当該規格の作成に当たり貿易の技術的障害に関する協定第二条及び第五条並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書三の規定に関する国際規格、指針及び勧告の作成のための原則についてのWTOの貿易の技術的障害に関する委員会による決定（注）に定める原則及び手続が遵守されたことを条件として、この章、貿易の技術的障害に関する協定第

二条及び第五条並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書三に規定する関連する国際規格とみなす。ただし、当該規格又はその関連部分が、追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。

注 二千零十一月十三日付けのWTO文書G/TBT/第九号の附属書四（その改正を含む。）

2 各締約国は、任意規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自国の領域内の国内標準化機関に次のことを行うよう奨励する。

- (a) 関連する国際標準化機関が国際規格を立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすこと。
- (b) 関連する国際規格を当該国内標準化機関が作成する任意規格の基礎として用いること。ただし、当該関連する国際規格が、不十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。
- (c) 国際標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けること。
- (d) 関連する国際規格を基礎としていない当該国内標準化機関の任意規格について、当該関連する国際規格との收れんを進めるため、できる限り五年を超えない適当な間隔で見直すこと。

3 強制規格又は適合性評価手続を作成する場合には、次のとおりとする。

- (a) 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定^{2, 4}及び^{5, 4}に定める範囲内で、関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用い、並びに自国の強制規格及び適合性評価手続が当該関連する国際規格と比較して相違し、又は追加的な要件を課することを避ける。ただし、強制規格又は適合性評価手続を作成する締約国が、関連する情報（利用可能な科学上又は技術上の証拠を含む。）に基づき、当該関連する国際規格が貿易の技術的障害に関する協定^{2, 2}及び⁴に規定する追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でないと証明することができる場合は、この限りでない。
- (b) 一方の締約国は、1に規定する関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格又は適合性評価手続の基礎として用いない場合において、他方の締約国の要請があつたときは、当該関連する国際規格が貿易の技術的障害に関する協定^{2, 2}及び⁴に規定する追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でないと認める理由を説明し、並びにこのような評価の根拠となつた関連する情報（利用可能な科学上又は技術上の証拠を含む。）を提供し、並びに問題となつてい

る強制規格又は適合性評価手続の該当部分であつて、当該関連する国際規格、指針又は勧告と実質的に相違するものを特定する。

4 一方の締約国は、国際標準化活動において、自国の領域内の国内標準化機関に対し、他方の締約国の関連する標準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国又は両締約国の標準化機関が構成員である国際標準化機関において行うことができる。そのような二国間協力については、特に、国際規格の作成を促進すること、両締約国にとつて共通の利益がある分野であつて国際規格が存在しないもの（特に新たな產品又は技術に関するもの）において両締約国にとつての共通の規格の作成を円滑にすること又は両締約国の標準化機関間の情報の交換を更に促進することを目的とすることができる。

第七・七条 任意規格

- 1 両締約国は、自国の領域内の国内標準化機関が、貿易の技術的障害に関する協定附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準を受け入れ、かつ、遵守することを確保する義務であつて、貿易の技術的障害に関する協定^{4.1}の規定に基づくものを確認する。
- 2 両締約国は、任意規格を遵守することが貿易の技術的障害に関する協定附属書一における任意規格の定

義に従つて義務付けられていないことを想起する。強制規格又は適合性評価手続において任意規格を組み込むこと又は引用することを通じて、締約国において当該任意規格を遵守することが求められる場合には、当該締約国は、強制規格案又は適合性評価手続案を作成するに当たつて、第七・九条及び貿易の技術的障害に関する協定⁹又は⁶に定める透明性の義務を遵守する。

3 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の領域内の国内標準化機関に対し、自国の領域において利害関係を有する者が任意規格の作成手続に十分に参加することを確保し、及び自国の者に与える条件よりも不利でない条件で他方の締約国との者が公衆が利用可能な協議手続に参加することを認めるよう奨励する。

4 両締約国は、次の事項に関する情報を交換することを約束する。

- (a) 強制規格の遵守の明確化又は遵守の促進のための各締約国による任意規格の利用
- (b) 自国の任意規格の作成過程（特に、国際規格又は地域規格が自国の国内規格の基礎として利用されている方法及び範囲）
- (c) 第三者又は国際機関との標準化に関する協力に関する協定又は取決め

1 強制規格の立案、制定及び適用に關し、第七・五条1(a)(i)及び(ii)並びに(b)の規定は、適合性評価手続について準用する。

2 各締約国は、貿易の技術的障害に關する協定^{5.1.2}の規定に従い、产品に關連する危険性（当該产品に適用される強制規格又は任意規格との不適合により生ずるもの）を考慮しつつ、適合性評価手續が、

当該強制規格又は任意規格に当該产品が適合しているとの十分な確信を輸入締約国に与えるために必要な範囲を超えて厳重なものでなく、又は厳重に適用されないことを確保する。

3 両締約国は、適合性評価手續の結果の受入れを促進する広範な仕組みが存在することを認識する。当該仕組みには、次に規定する仕組みを含む。

- (a) 相互承認協定（一方の締約国による他方の締約国の領域に所在する機関が実施する特定の強制規格に関する適合性評価手續の結果の承認に関するもの）
- (b) 両締約国の領域に所在する適合性評価機関間の協力的及び自発的な取決め
- (c) 両締約国が参加している複数国間及び多数国間の承認に関する協定又は取決め
- (d) 適合性評価機関に資格を与えるための認定の利用

- (e) 一方の締約国の政府による適合性評価機関（他方の締約国に所在するものを含む。）の指定
- (f) 一方の締約国による他方の締約国の領域において実施された適合性評価手続の結果の承認
- (g) 製造者適合宣言又は供給者適合宣言
- 4 両締約国は、3に規定する仕組みについての情報を交換する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、次の事項に関する情報を提供する。
- (a) 3に規定する仕組み及び類似の仕組みであつて、適合性評価手続の結果の受入れを促進するためのもの
- (b) 特定の產品について適當な適合性評価手續を選択するに当たつて考慮する要素（危険性の評価及び管理を含む。）
- (c) 認定のための國際規格に関する方針、認定の分野における國際的な協定及び取決め（國際試験所認定協力機構（I L A C）及び國際認定フォーラム（I A F）によるものを含む。）に関する方針その他の認定に関する方針（提供可能なものであつて、特定の分野において一方の締約国が用いるものに限る。）
- 5 各締約国は、3に規定する仕組みについて、次のことを行う。

- (a) 可能なときはいつでも、及び自国の法令に従い、適用される強制規格に適合していることの保証として、供給者適合宣言を用いること。
- (b) 適当な場合には、適合性評価機関に資格を与えるための技術的能力を示す手段として、政府から付与された権限に基づく認定又は政府による権限の行使としての認定を用いること。
- (c) 認定が適合性評価機関に資格を与えるために必要な別個の手段として法令により定められる場合には、認定の活動が適合性評価の活動から独立していること及び認定機関と当該認定機関が認定する適合性評価機関との間に利益相反がないことを確保すること。両締約国は、適合性評価機関が認定機関から分離していることにより、この(c)に定める義務を履行することができる。(注)
- う適合性評価の活動については、適用しない。
- (d) 適合性評価の結果の受入れの促進のための国際的な協定若しくは取決めへの自国の参加を検討すると又は該当する場合には当該国際的な協定若しくは取決めへの試験機関、検査機関及び認証機関の参加を妨げないこと。

(e) 二以上の適合性評価機関に対し、產品を市場に提供するために求められる適合性評価手続を実施するための権限を与える場合には、経済活動に従事する者が当該二以上の適合性評価機関から選択することを妨げないこと。

6 両締約国は、相互承認に関する議定書に従い、相互承認の分野において協力する。両締約国は、また、相互承認に関する議定書の関連規定に従い、產品、適用可能な規制上の要件及び承認された適合性評価機関についての範囲を拡大することを決定することができる。

第七・九条 透明性

1 各締約国は、貿易に著しい影響を及ぼす可能性がある強制規格又は適合性評価手続を作成するに当たり、次のことを行う。

- (a) 自国の法令に従い、公衆が利用可能な協議手続を実施し、並びに当該協議手続の結果及び既存の影響評価を公に入手可能なものとすること。
- (b) 自国の者に与える条件よりも不利でない条件で、他方の締約国の者に対し、公衆が利用可能な協議手続への参加を認めること。

(c) 公衆が利用可能な協議手続を実施する場合には、他方の締約国の意見を考慮し、及び他方の締約国の要請があつたときは、他方の締約国が提出した意見に対し適時に書面により回答すること。

(d) 第七・五条1(a)(ii)の規定に加えて、強制規格案又は適合性評価手続案についての影響評価（貿易への影響に関する評価を含む。）を実施する場合には、当該影響評価の結果を公に入手可能なものとすると。

(e) 他方の締約国の要請があつた場合には、(d)に規定する影響評価の要約を英語により提供するよう努めること。

2 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定^{2.9.2}又は^{2.5.6}の規定に従つて通報を行うに当たり、次のことを行う。

(a) 安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合を除くほか、他方の締約国が強制規格案又は適合性評価手続案に対する書面による意見を提出するための期間として当該通報の日から少なくとも六十日の期間を原則として与え、及び実行可能な場合には意見の提出期間の延長を求める妥当な要請に適當な考慮を払うこと。

(b)

通報された全ての文書の電子版を当該通報とともに提供すること。

(c)

通報された文書がWTOの公用語によるものでない場合には、措置の内容の詳細かつ包括的な記述をその通報の様式に従つて提供し、及び既に利用可能なときは、通報された文書の翻訳をWTOのいづれかの公用語により提供すること。

(d)

最終的な強制規格又は適合性評価手続の公表の日までに、強制規格案又は適合性評価手續案についての他方の締約国から受領した書面による意見に対し書面により回答すること。

(e)

当初の通報への追補を通じて、制定された最終的な文書に関する情報を提供すること。

(f)

他方の締約国の経済活動に従事する者が適応するため、強制規格の公表と実施との間に適當な期間

(注) を置くこと。

注 この(f)の規定の適用上、「適當な期間」とは、追求する正当な目的の達成のために効果的でない場合を除くほか、通常六箇

月以上の期間をいう。

(g)

貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従つて設立される照会所が、制定された強制規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国又は他方の締約国の利害関係を有する者からの妥当な照会に対し

て、WTOのいずれかの公用語により情報及び回答を提供することを確保すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

4 各締約国は、制定された全ての強制規格及び適合性評価手続が公式ウェブサイトにおいて、及び既に利用可能な場合には英語により、公にかつ無料で入手可能であることを確保する。

第七・十条 販売の監視

1 この条の規定の適用上、「販売の監視」とは、適合性評価手続とは別個の公的機関が有する機能であつて、適合性評価手続の後に実施されるものであり、また、締約国が自国の法令で定めた産品についての要件の遵守を監視し、又はこれに対応することができるよう、公的機関が当該締約国の手続により実施する活動及びとする措置をいう。

2 各締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 他方の締約国と販売の監視及び執行活動に関する情報（例えば、販売の監視及び執行に責任を有する当局に関する情報又は危険な產品に対してとる措置に関する情報）を交換すること。

(b) 利益相反を避けるため、販売の監視の機能が適合性評価の機能から独立していることを確保すること。

（注）

注 この(b)の規定は、締約国が產品の適合性について最終的な意思決定を行う権限を有している場合には、当該締約国自らが行う許可に関する機能については、適用しない。締約国は、販売の監視を行う当局が適合性評価機関から分離していることにより、この(b)に定める義務を履行することができる。

(c) 販売の監視を行う当局と管理又は監督の対象となる関係者（製造者、輸入者及び販売者を含む。）との間に利益相反がないことを確保すること。

第七・十一条 証票及びラベル等による表示

1 両締約国は、強制規格が証票又はラベル等による表示の要件を含むことができ、また、当該要件のみでも強制規格を作成することができることに留意する。締約国は、強制規格の形式で証票又はラベル等による表示の要件を作成する場合には、国際貿易への不必要的障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす結果となるよう当該要件を立案し、制定し、又は適用しないこと及び当該要件が貿易の技術的障害に関する協定²に規定する正当な目的の達成のために必要な範囲を超えて貿易制限的でないことを

確保する。

2　両締約国は、特に、各締約国が強制規格の形式で產品の証票又はラベル等による表示を求める場合には、次のことについて合意する。

- (a)　產品の証票又はラベル等による表示が求められる情報が、関係者（消費者、產品の使用者及び當局を含む。）に關連する情報であつて、當該產品が規制上の要件を満たしていることを示すためのものに限定されること。
- (b)　各締約国が、自國の正当な目的の達成のために必要な場合を除くほか、自國の義務的な技術要件を満たしていいる產品を自國の市場に提供するための前提となる条件として、產品の証票又はラベル等についていかなる事前承認、事前登録又は事前認証も求めてはならないこと。
- (c)　各締約国が、產品の証票又はラベル等による表示のために個別の識別番号の使用を求める場合には、
　　関係者（製造者、輸入者及び販売者を含む。）に対し、不当に遅滞することなく、かつ、差別的でない
　　原則に基づいて当該識別番号を発行すること。
- (d)　各締約国が、物品の仕向国として表示を求める情報に關連して、次のもの（誤認されず、矛盾せず、

若しくは混同を生ぜず、又は自国の正当な目的を損なわないものに限る。) を認めること。

- (i) 物品の仕向国として表示を求める言語に加えて、他の言語による情報
- (ii) 国際的な用語、絵表示、記号又は図形
- (iii) 物品の仕向国として表示を求める情報に追加される情報
- (e) 各締約国が、輸入地の保税倉庫におけるラベルの貼付け及びラベルの改装が行われることを輸出国におけるラベルの貼付けに代わるものとして受け入れること。ただし、当該ラベルの貼付けが公衆の衛生上又は安全上の理由から承認された者によつて行われることが求められている場合は、この限りでない。
- (f) 各締約国が、一時的なラベル若しくは取り外し可能なラベル又は產品への物理的な貼付けを伴わない形での添付書類における証票若しくはラベル等による表示を受け入れるよう努めること。ただし、各締約国が、貿易の技術的障害に関する協定の下での正当な目的がこれにより損なわれると認める場合は、この限りでない。

1 締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のロット識別コードであつて、供給者により提供され、及び容器上に表示されたものの除去又は故意の破損に対して罰を科し、又はその他の適当な措置をとることができる。ただし、当該措置を恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易若しくは投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

2 両締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒の供給のためのロット識別コードの除去又は故意の破損の予防に関する情報、経験及び最良の慣行を交換する。

3 両締約国は、両締約国の産業界又は産業に関連する団体の代表者であつて、ロット識別の分野における必要な専門知識を有するものと情報、経験及び最良の慣行を交換するための活動を行う。両締約国は、この協定の効力発生の日の後二年以内にこの活動を開始する。

第七・十三条 協力

1 両締約国は、それぞれの制度の相互理解を増進し、及びそれぞれの市場へのアクセスを促進するため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力を強化する。両締約国は、規制に関する協力についての既存の対話が当該協力を強化するための重要な手段であることを認識する。

2　両締約国は、貿易の促進についての自発的活動であつて、相互に関心を有するものを特定し、発展させ、及び促進するよう努める。

3　2に規定する自発的活動には、次のことを含めることができる。

- (a) それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続の質及び実効性を向上させ、並びに両締約国間の規制に関する協力（情報、経験及びデータの交換を含む。）を通じて規制に関する良い慣行を促進すること。
- (b) 適当な場合には、それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続を簡素化すること。
- (c) それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続と関連する国際規格、指針又は勧告との収れんを進めること。
- (d) それぞれの規制当局間の効率的な相互作用及び協力を国際的又は国内的な段階において確保すること。
- (e) 標準化、認定及び適合性評価手続を担当する両締約国の機関の間の協力を促進し、又は強化すること。

(f) 可能な範囲で、いざれかの締約国又は両締約国が締結している貿易の技術的障害に関連する国際的な協定及び取決めについての情報を交換すること。

第七・十四条 貿易の技術的障害に関する専門委員会

1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される貿易の技術的障害に関する専門委員会は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 貿易の技術的障害に関する専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) この章の規定の実施及び運用を検討すること。
- (b) 前条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善における協力を検討すること。
- (c) 貿易の技術的障害に関する協定第十三条の規定に基づいて設置されるWTOの貿易の技術的障害に関する委員会の下での発展に鑑みてこの章の規定を見直し、及び必要な場合にはこの章の規定の改正に關する勧告を作成すること。
- (d) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の実施並びに両締約国間の貿易の促進に資すると両

締約国が認める手段をとること。

- (e) 相互に関心を有する両締約国間の技術協力に係る事業（第三国に関するものを含む。）であつて、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野におけるものを特定し、及び検討すること。
- (f) 締約国の要請があつた場合には、この章の規定の対象となる事項について討議すること。
- (g) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づき、一方の締約国が他方の締約国の強制規格、任意規格又は適合性評価手続の作成、制定又は適用に関して提起する問題に速やかに対処すること。
- (h) この章の規定の目的を達成するために必要な場合には、解決を特定するため、特定の問題又は分野を扱う特別技術作業部会を設置すること。
- (i) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する活動に従事する地域的な場及び多数国間の場における作業並びにこの章の規定の実施及び運用についての情報を交換すること。
- (j) 合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。
- (k) 適当と認める場合には、この章の規定の実施及び運用について合同委員会に報告すること。

3 貿易の技術的障害に関する専門委員会及び同専門委員会の下での特別技術作業部会は、次のものによつて調整される。

(a) 英国については、国際貿易省

(b) 日本国については、外務省

4 3に規定する当局は、それぞれが属する締約国の領域内の関係機関及び関係者と調整し、並びに必要に応じて、当該関係機関及び関係者が貿易の技術的障害に関する専門委員会の会合に招請されることを確保する責任を有する。

5 貿易の技術的障害に関する専門委員会及び同専門委員会の下での特別技術作業部会は、締約国の要請があつた場合には、両締約国の代表者の間で合意する時期及び場所において会合する。その会合は、ビデオ会議その他の手段によつて行うことができる。

第七・十五条 連絡部局

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互

に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2 連絡部局の任務には、次のことを含める。

- (a) 各締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続又はこの章の規定の対象となるその他の事項について情報を交換すること。
- (b) 締約国がこの章の規定に基づいて要請する情報又は説明について、両締約国間で合意される合理的な期間内に、及び可能な場合にはその要請の受領の日から六十日以内に、印刷物で又は電子的に提供すること。
- (c) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づき、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成、制定又は適用に関して締約国が提起する問題について、可能な場合には、速やかに明確にし、及び対処すること。

第八章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引

第A節 一般規定

第八・一条 適用範囲

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定に基づくそれぞれの締約国の義務並びに両締約国間の貿易及び投資を発展させるためにより良い環境を作り出すことについての両締約国の約束を確認しつつ、サービスの貿易及び投資の漸進的かつ相互主義的な自由化のため並びに電子商取引に関する協力のために必要な措置をここに定める。

2 この章の規定の適用上、両締約国は、公衆衛生、安全、環境又は公衆の道徳の保護、社会的な保護、消費者の保護、文化の多様性の促進及び保護その他の正当な政策目的を達成するために必要な規制措置を自国の領域内で採用する権利を確認する。

3 この章の規定は、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

4 この章の規定は、一方の締約国が自国への自然人の入国又は自国における自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章に規定する条件に従つて他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。特定の国の自然人に対しては査証を要求し、他の国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもつて、この章の規定に従つて与えられる利益が無効にされ、又は損なわれているものとみなしてはならない。

第八・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
- (b) 「コンピュータ予約システム（C R S）のサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び

運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(c) 「対象企業」とは、一方の締約国の領域において他方の締約国の企業家により(i)に定めるところにより直接又は間接に設立される企業であつて、関係法令に従い、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後に設立されるものをいう。

(d) 「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供

(ii) 一方の締約国の領域におけるサービスの提供であつて、他方の締約国のサービス消費者に対して行わられるもの

(e) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対する全ての租税（財産の譲渡によつて生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

(f) 「経済活動」とは、産業的、商業的若しくは職業的な性格のサービス若しくは活動又は職人の活動を

いう。ただし、政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動を除く。

(g) 「企業」とは、法人又は支店若しくは代表事務所をいう。

(h) 「締約国の企業家」とは、一方の締約国の自然人又は法人であつて、(i)に定めるところにより他方の締約国の領域において企業を設立しようとしたし、設立中であり、又は既に設立したものとをいう。

(i) 「設立」とは、法人の設立若しくは取得（資本参加によるものを含む。）又は支店若しくは代表事務所の設置であつて、持続的な経済的つながりを確立し、又は維持することを目的とするものをいう。

(注)

注 両締約国は、拡張が設立の定義を通じて対象企業による設立の形態の中に含まれることを了解する。

(j) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(k) 「地上取扱サービス」とは、空港において次のサービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。

航空会社の代理、管理及び監督

旅客の取扱い

手荷物の取扱い

駐機場サービス

料理の提供（食品の調理を除く。）

航空貨物及び航空郵便の取扱い

航空機に対する燃料の供給

航空機内の点検及び清掃

平面路による運搬

航空便の運航、乗組員の管理及び飛行計画の立案

地上取扱サービスには、セルフ・ハンドリング、保安、ライン・メンテナンス、航空機の修理及び保守並びに空港に不可欠な集中制御型の基盤（除氷設備、燃料分配システム、手荷物取扱システム、固定式の空港内輸送システム等）の管理及び運営のサービスを含まない。

(1) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁

企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(m)

(i)

一の法人が締約国の自然人又は法人によつて「所有」されるとは、当該締約国の自然人又は法人が当該一の法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)

一の法人が締約国の自然人又は法人によつて「支配」されるとは、当該締約国の自然人又は法人が当該一の法人の役員の過半数を指名し、又は当該一の法人の活動について法的に指示する権限を有する場合をいう。

(n)

「締約国の法人」とは、締約国の法令に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、当該締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているものをいう。

第一文の規定にかかわらず、英國及び日本国外において設立される海運会社であつて、英國又は日本國の國民によつて支配されているものは、当該海運会社の船舶が、英國又は日本国においてそれぞれの法令に従つて登録され、かつ、英國又は日本国を旗国とするものである場合には、この章の規定の受益者となるものとする。

(o)

「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

- (i) 中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置
- (ii) 非政府機関が、中央、地域又は地方の政府又は機関によつて委任された権限を行使するに当たつて採用し、又は維持する措置
- (p) 「運営」とは、企業の管理、経営、維持、使用、享有及び売却その他の形態の処分をいう。
- (q) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他のマーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。
- (r) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスをいう。
- (s) 「政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、経済活動に従事する一又は二以上の者との競争を行うことなく提供されるサービス又は遂行される活動をいう。

(t)

「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する自然人又は法人をいう。

(u)

「締約国のサービス提供者」とは、締約国の自然人又は法人であつて、サービスを提供しようとし、

又は提供するものをいう。

第八・三条 一般的例外

1 次節及び第八・八十六条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。 (注)

注 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であつて、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

2 次節から第F節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいづれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国との間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置（注）

注 公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（注）

注 両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であつて、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公

平又は効果的な（注）賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条1及び2又は第

八・十六条1の規定に合致しない措置

注 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

- (a) 非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実に鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置
- (b) 一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置
- (c) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）
- (d) 一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
- (e) 全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置

(f) 一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置この2(d)（この注を含む。）に規定する租税に関する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従つて決定する。

第八・四条 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

1 第二十三・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) この章の規定の実施及び運用並びに附属書八ーB附属書Iから附属書IVまでの各締約国の表に記載する適合しない措置について検討及び監視を行うこと。
- (b) 次の事項を含む音響・映像サービスの貿易に関する事項について討議すること。
 - (i) 音響・映像サービスに関する規制に係る事項であつて、適当な場合には情報及び経験（関係法令

及びその実施並びに音響・映像サービスの規制に関する最良の慣行についてのものを含む。）を共有するためのもの

(ii) 両締約国の音響・映像分野の一層の協力を奨励するための方法（共同制作を奨励するためのもの）を含む。）

(iii) この章の適用範囲に音響・映像サービスを含めることの必要性

(c) この章の規定に関連する事項についての情報を交換すること。

(d) この章の規定について改善の可能性を検討すること（音響・映像サービスに関連するこの章の適用範囲の見直しを含む。）。

(e) この章の規定に関連する問題であつて両締約国の代表者の間で合意するものについて討議すること。

(f) 合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3 専門委員会は、両締約国の代表者（専門委員会において取り扱われる問題を所管する関係省庁の職員を含む。）から成る。専門委員会は、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、専門委員会において取り扱われる問題に関する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第八・五条 見直し

1 各締約国は、適當な場合には、附屬書八－B 附屬書Iから附屬書IVまでの自国の表に記載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

2 両締約国は、この章の規定について可能な改善を行うため、及び国際協定に基づく両締約国の約束に適合する範囲内で、サービスの貿易、投資の自由化、電子商取引及び投資環境に関する両締約国の法的枠組みの見直し（第二十四・一条の規定に従つて行うこの協定の見直しを含む。）を行う。

3 一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、投資に関する章であつて、投資の保護に関する規定を含み、又は投資家と国との間の紛争解決手続を定めるものをして有する国際協定に署名する場合には、他方の締約国は、当該国際協定の効力発生の日の後に、両締約国がこの節及び次節の規定の見直しを行うことを要請することができる。（注）当該見直しは、投資環境の改善をもたらし得るような規定をこの協定に含めるために行う。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該見直しは、その要請の日から二年以内に開始するものとし、合理的な期間内に完了する。

注 英国については、この3の規定は、この協定の効力発生の日において英国について効力を有し、若しくはこの協定の効力発生

の日の前に英國が署名した國際協定の枠組みの下におけるその後の見直し、改正又は自由化及び英國と第三国との間の國際協定であつて英國が歐州連合構成国であつた間に歐州連合が締結した現行の國際協定を移行させることを目的として締結するものについては、対象としない。

第B節 投資の自由化

第八・六条 適用範囲

1 この節の規定は、次の者による經濟活動に係る設立又は運営に関する締約国による措置について適用する。

- (a) 他方の締約国の企業家
 - (b) 対象企業
 - (c) 第八・十一条の規定の適用に当たつては、当該措置を採用し、又は維持する締約国の領域に所在するあらゆる企業
- 2 この節の規定は、次のものについては、適用しない。
- (a) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの（注）

注 英国については、この節の規定の下での海上運送サービスのうち内航海運に係るものは、英國に所在する港又は地点と英國に所在する他の港又は地点との間の旅客又は物品の運送（海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく英國の大陸棚におけるものを含む。）及び英國に所在する港又は地点から出発し、同じ港又は地点に終着する運送を対象とする。

(b) 航空サービス又は航空サービスを支援するための関連のサービス（注）。ただし、次のものを除く。

注 この節の規定は、その主たる用途を物品又は旅客の運送としない航空機を使用するサービス（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）については、適用しない。

- (i) 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス
- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (iii) コンピュータ予約システム（C R S）のサービス
- (iv) 地上取扱サービス

(c) 音響・映像サービス

第八・七条 市場アクセス

一方の締約国は、設立又は運営を通じた市場アクセスであつて他方の締約国の企業家又は対象企業によるものに關し、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) 次の制限を課する措置（注）

注 (i)から(iv)までに規定する制限には、農産品の生産を制限するためにとられる措置を含まない。

- (i) 企業の数の制限（数量割当て、独占、排他的権利又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）
- (ii) 取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (iii) 事業の総数又は指定された数量単位によつて表示された総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (iv) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

(v) 特定の分野において雇用され、又は企業が雇用する自然人であつて、経済活動の実施に必要であり、かつ、直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(b) 他方の締約国の企業家が法定の事業体又は合弁企業を通じて経済活動を実施するに当たり、当該法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第八・八条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自國の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自國の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、自國の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において自國の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定は、締約国が対象企業に関連して統計のための手続又は情報に関する要件を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手續又は当該要件がこの条の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段とならないことを条件とする。

第八・九条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の領域における設立に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - 2 一方の締約国は、自国の領域における運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、同様の状況において第三国の企業家及びその企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - 3 1及び2の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものから得られる待遇による利益を他方の締約国との企業家及び対象企業に与えることを義務付けるものと解してはならない。
 - (a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは国際取決め
 - (b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であつて、サービス貿易一般協定第七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書3に規定するものを定める現行の又は将来における措置
- 4 1及び2に規定する待遇には、他の国際協定に規定する投資家と国との間の紛争解決手続を含まない。

5 締約国が第三国との間で締結した他の国際協定の実体規定（注1）は、それ自体では、この条の規定に基づく待遇を構成しない。当該実体規定に関連する締約国の作為又は不作為は、待遇（注2）を構成し得るものであり、したがつて、違反が当該実体規定のみを根拠として成立するものでない限りにおいて、この条の規定の違反となり得る。

注1 当該実体規定を国内法令に転換することのみでは、当該実体規定の国際法の規定としての位置付けに変更は生じず、したがつて、当該実体規定へのこの5の規定の適用についても変更は生じない。

注2 他方の締約国企業家又はその対象企業は、第三国の企業家によって設立された企業が比較が行われる時点において存在しない場合にも、当該待遇を受ける権利を有する。

第八・十条 経営幹部及び取締役会

締約国は、対象企業に対し、特定の国籍を有する個人を役員、理事又は取締役に任命することを要求してはならない。

第八・十一条 特定措置の履行要求の禁止

1 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、次の事項の要求を課し、又は

強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。（注1、注2）

注1 2に規定する利益の享受又はその継続のための条件は、この1の規定の適用上、要求又は約束若しくは履行を構成しない。

注2 この1のいかなる規定も、英國が、ある者によつて買収又は合併に関して自発的に行われた約束の履行を強制することを妨げるものではない。「自発的に行われた約束」とは、これが英國により買収又は合併の承認の条件として課され、又は要求されたものではないことを意味する。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出

価額と又は外國為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。

(h) 自国の領域内に特定地域又は世界市場に向けた当該企業の事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けた自國の領域のみから供給すること。

(l) この(l)に規定する事項の要求が課され、若しくは強制される時点若しくは当該事項を約束し、若しくは履行することを強制される時点において存在するライセンス契約（注1）又は将来におけるライセンス契約であつて当該企業と自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体との間で任意に締結されるものについて次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が非司法的な政府の権限の行使として、

これらのライセンス契約に直接的に介入するような方法でこの(1)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。(注2)

注1 この(1)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契約を

いう。

注2 この(1)の規定は、当該ライセンス契約が当該企業と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

- (i) 使用料に係る一定の水準を下回る率又は額
 - (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間
- 2 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。
- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。
 - (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該企業に関連する外国為替の流入の量

と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該企業が生産する物品又は提供するサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出

価額と又は外國為替の流入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

4 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

5 1(g)及び(1)の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 競争法令の違反を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(g)若しくは(1)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場

合（注）

注 この(a)の規定には、競争に悪影響を及ぼす事態を是正するために、英國の競争当局が合併規制又は市場調査に関する英國の法令に従つて採用する措置を含む。

(b) 締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従つて知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であつて、貿易関連知的所有権協定第三十九条3の規定の適用対象となり、かつ、同条3の規定に反しないものをとる場合

6 1(1)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が1(1)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

7 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8 この条の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第八・十二条 適合しない措置及び例外

1 第八・七条から前条までの規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの

(i) 英国については、

- (A) 中央政府により維持される措置であつて、附属書八－B 附属書I の英國の表に記載するもの
- (B) 地域政府により維持される措置であつて、附属書八－B 附属書I の英國の表に記載するもの
- (C) (B) に規定する地域政府以外の地方政府により維持される措置

(ii) 日本国については、

- (A) 中央政府により維持される措置であつて、附属書八－B 附属書I の日本国(の)表に記載するもの
- (B) 都道府県により維持される措置であつて、附属書八－B 附属書I の日本国(の)表に記載するもの
- (C) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

(a) に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(a) 及び(b) に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第

八・七条から前条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。)

2 第八・七条から前条までの規定は、締約国による措置であつて、附属書八一B附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するものについては、適用しない。

3 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に附属書八一B附属書IIの自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の企業家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する企業を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 第八・八条及び第八・九条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定の例外又は特別の取扱いを構成するものとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に定める範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

5 第八・七条から前条までの規定は、政府調達に関する締約国による措置については、適用しない。

6 第八・七条から第八・十条までの規定は、締約国が交付する補助金については、適用しない。

第八・十三条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の企業家であつて他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法

人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する次の措置を採用し、又は維持するときは、当該企業家及びその対象企業に対し、この節の規定による利益を否認することができる。

- (a) 国際の平和及び安全の維持（人権の保護を含む。）に関する措置
- (b) 他方の締約国の法人若しくはその対象企業との取引を禁止する措置又は他方の締約国の法人若しくはその対象企業に対してこの節の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなる措置

第C節 国境を越えるサービスの貿易

第八・十四条 適用範囲

1 この節の規定は、一方の締約国による措置であつて、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、特に、次の措置を含む。

- (a) サービスの生産、流通、マーケティング、販売又は納入に影響を及ぼす措置
- (b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置
- (c) サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に

影響を及ぼす措置

2 この節の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの（注）

注 英国については、この節の規定の下での海上運送サービスのうち内航海運に係るものは、英國に所在する港又は地点と英國に所在する他の港又は地点との間の旅客又は物品の運送（海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく英國の大陸棚におけるものを含む。）及び英國に所在する港又は地点から出発し、同じ港又は地点に終着する運送を対象とする。

(b) 航空サービス又は航空サービスを支援するための関連のサービス（注）。ただし、次のものを除く。

注 この節の規定は、その主たる用途を物品又は旅客の運送としない航空機を使用するサービス（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）については、適用しない。

(i) 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システム（C.R.S）のサービス

(iv) 地上取扱サービス

(c) 政府調達

(d) 音響・映像サービス

(e) 第十二章に定義し、規定する補助金

第八・十五条 市場アクセス

締約国は、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) 次の制限を課する措置

(i) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮

するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）（注）

注 この(i)に規定する制限には、一方の締約国による措置であつて、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、一方の締約国の領域において、何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求するものを含む。

(ii) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によつて表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注 この(iii)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国による措置を含まない。

(b) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第八・十六条 内国民待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、1の規定の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとつて有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自國のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

第八・十七条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものから得られる待遇による利益を他方の締約国のサービス及びサービス提供者に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは国際

取決め

(b) 資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であつて、サービス貿易一般協定第7条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書3に規定するものを定める現行の又は将来における措置

第八・十八条 適合しない措置

1 前三条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの

(i) 英国については、

- (A) 中央政府により維持される措置であつて、附属書八一B附属書Iの英國の表に記載するもの
- (B) 地域政府により維持される措置であつて、附属書八一B附属書Iの英國の表に記載するもの
- (C) (B)に規定する地域政府以外の地方政府により維持される措置

(ii) 日本国については、

- (A) 中央政府により維持される措置であつて、附属書八一B附属書Iの日本国(の)表に記載するもの
- (B) 都道府県により維持される措置であつて、附属書八一B附属書Iの日本国(の)表に記載するもの

(c) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c) (a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前二条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 前三条の規定は、締約国による措置であつて、附属書Ⅰ－B附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するものについては、適用しない。

第八・十九条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する次の措置を採用し、又は維持するときは、当該他方の締約国のサービス提供者及び当該他方の締約国のサービス提供者が提供するサービスに対し、この節の規定による利益を否認することができる。

- (a) 國際の平和及び安全の維持（人権の保護を含む。）に関する措置
- (b) 当該他方の締約国のサービス提供者との取引を禁止する措置又は当該他方の締約国のサービス提供者

若しくは当該他方の締約国のサービス提供者の提供するサービスに対してこの節の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなる措置

第D節 自然人の入国及び一時的な滞在

第八・二十条 一般規定及び適用範囲

1 この節の規定は、両締約国間の強化された貿易関係を反映したものであり、また、自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて促進し、並びに手続の透明性を確保したいという両締約国の希望を反映したものである。

2 この節の規定は、一方の締約国による措置であつて、他方の締約国の自然人（設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家及び短期の商用訪問者に限る。）による一方の締約国への入国に影響を及ぼすもの及び当該他方の締約国の自然人の方の締約国における一時的な滞在の間の業務活動に影響を及ぼす措置について適用する。

3 この節において別段の約束が行われていない限り、入国及び一時的な滞在に関する締約国の法令に定める全ての要件（滞在期間に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

4 この節の規定にかかわらず、労働及び社会保障措置に関する締約国の法令に定める全ての要件（最低賃金に関する規則及び賃金についての労働協約に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

5 自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に関する約束については、当該入国及び一時的な滞在の意图又は効果が、労働若しくは経営に関する争議若しくは交渉の結果又は当該争議に関与している自然人の雇用に干渉し、又は影響を及ぼすものである場合には、適用しない。

第八・二十一条 定義

この節の規定の適用上、

- (a) 「設立を目的とした商用訪問者」とは、上級の地位において就労する一方の締約国の自然人であつて、企業の設立に責任を有するが、サービスを提供せず、設立のために必要な経済活動以外の経済活動に従事せず、及び他方の締約国において報酬を受けないものをいう。
- (b) 「契約に基づくサービス提供者」とは、次の自然人をいう。
 - (i) 英国への入国及び英國における一時的な滞在については、日本国の法人であつて、それ自体が人員をあつせんし、及び提供するサービスを行う機関でなく、そのような機関を通じて活動せず、英國の

領域において企業を設立しておらず、並びに英国内の最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（サービスを提供する契約を履行するために当該法人の被用者が英国において一時的に所在することを要求する契約に限る。）を締結しているものに雇用されている自然人（注）

注 この(i)に規定するサービスを提供する契約は、当該契約が実施される場所において適用される法令に定める要件に適合するものとする。

(ii)

日本国への入国及び日本国における一時的な滞在については、日本国において企業を設立していない英國の法人の被用者である英國の自然人であつて、次の全ての要件を満たすもの

(A) 日本国の法人と日本国において企業を設立していない英國の法人との間においてサービスを提供する契約が締結されていること。

(B) 日本国の権限のある出入国管理当局が、(A)に規定するサービスを提供する契約に關し、当該英國の自然人と日本国法人との間で労働契約が締結されていると判断すること。

(C) (A)に規定するサービスを提供する契約が人員をあつせんし、及び提供するサービス（CPC八七二）の範囲に該当しないこと並びに(B)に規定する労働契約が日本国の関係法令に適合しているこ

と。

(c) 「独立の自由職業家」とは、次の自然人をいう。

(i) 英国への入国及び英國における一時的な滞在については、日本国の領域において自営業者としてサービスの提供に従事する自然人であつて、英國の領域において企業を設立しておらず、及び英国内の最終的な消費者に対してサービスを提供する有効な契約（人員をあつせんし、及び提供するサービスを行う機関を通じた契約を除き、サービスを提供する契約を履行するために英國において一時的に所在することを要求する契約に限る。）を締結しているもの（注）

注 この(i)に規定するサービスを提供する契約は、当該契約が実施される場所において適用される法令に定める要件に適合するものとする。

(ii) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在については、日本国の法人との個人的な契約に基づき、日本国において一時的に滞在する間サービスを提供する業務活動に従事する英國の自然人

(d) 「企業内転勤者」とは、一方の締約国の法人に雇用されており、又は一方の締約国の法人の社員である自然人（他方の締約国への入国及び他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行つた日の直前

の一年以上の期間にわたり、当該一方の締約国の法人に雇用されており、又は当該一方の締約国の法人の社員であるものに限る。）であつて、当該一方の締約国の法人と同一の集団の一部（当該一方の締約国の法人の代表事務所、子会社、支店及び本社を含む。）を構成する他方の締約国の領域内の企業に一時的に転任するものをいう。ただし、当該自然人が、次のいずれかの区分に属していなければならぬ。

- (i) 経営者 上級の地位において就労する自然人であつて、主として、取締役会又は事業に係る株主若しくはこれに相当するものから一般的な監督又は指示を受けつつ、当該企業の経営についての指示を主として行うもの。当該自然人は、少なくとも次のいずれかの活動を行う。
- (A) 当該企業又はその一部門に対し指示すること。
- (B) 監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務について監督し、及び管理すること。
- (C) 採用及び解雇を独自に行う権限を有し、又は採用、解雇その他の人事に関連する行為についての勧告を独自に行う権限を有すること。

(ii)
専門家

(A) 英国については、企業の生産、研究設備、技術、工程、手続又は経営に不可欠な専門的な知識を有する自然人。当該知識を評価するに当たり、当該企業に特有の事情に関する知識を考慮するのみならず、当該自然人が特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は取引に関する高度の水準の資格（認定期の職業の資格を含む。）を有しているかどうかについても考慮すること。

(B) 日本国については、物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるものに從事する自然人。この(B)に定める自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該自然人が、原則として大学教育（学士若しくは短期大学を卒業することによつて授与される短期大学士又はこれらと同等のもの）又はそれ以上の教育を修了したことによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ從事することができない活動をいう。

(e)

「投資家」とは、次の自然人をいう。

(i)

英國については、日本国に本店を有する企業の上級被用者であつて、英國において当該企業の支店又は子会社を設立しており、かつ、主として、当該企業のより上級の役員、取締役会又は株主から一般的な監督又は指示を受けつつ、英國における当該企業の運営（当該企業又はその一部門若しくは部局に対して指示すること、監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務について監督し、及び管理すること並びに当該企業の一部門又は部局の目標及び方針を定める権限を有することを含む。）の全て又は実質的な部分に責任を有する日本国の自然人であるもの

(ii)

日本国については、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する英國の自然人

人

(A) 日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動

(B) 日本国の者以外の者であつて、日本国における事業に投資しているものに代わつて当該事業の経

営を行う活動

(C) 日本国における事業であつて、日本国の人以外の者が投資しているものの管理

第八・二十二条 一般的義務

1 一方の締約国は、この節並びに附属書八－B 附属書III 及び附属書IV に定めるところにより、商用目的での入国及び一時的な滞在について適用される自国の出入国管理に関する法令に他方の締約国の自然人が従うことを条件として、当該他方の締約国の自然人に対し、当該入国及び一時的な滞在を許可する。

2 各締約国は、第八・二十一条1 に規定する両締約国の希望に合致するようにこの節の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は設立若しくは運営を不当に妨げ、又は遅らせることのないように当該措置をとる。

3 一方の締約国の措置であつて、他方の締約国の自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に関する手続きを円滑にし、及び迅速化するためにとられるものは、附属書八－C の規定に適合するものでなければならぬ。

第八・二十三条 透明性

1 一方の締約国は、第八・二十条2 に規定する他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を利用可能なものとする。

2 1に規定する情報には、適當な場合には、次の情報を含める。

- (a) 入国及び一時的な滞在に関する査証、許可その他これらに類する承認の区分
- (b) 必要とされる文書及び満たすべき条件
- (c) 申請の提出の方法及び提出先の選択肢（領事事務所、オンライン等）
- (d) 申請の手数料及び申請を処理するための指標となる期間
- (e) (a)に規定する査証、許可その他これらに類する承認の種類ごとの最長の滞在期間
- (f) 利用可能な延長又は更新の条件
- (g) 同行する被扶養者に関する規則
- (h) 利用可能な審査又は上訴の手続
- (i) 自然人の入国及び一時的な滞在について一般に適用される関係法令

3 一方の締約国は、1及び2に規定する情報に関し、自国への入国の許可、自国における一時的な滞在の許可及び適用がある場合には自国における就労の許可についての効果的な申請に影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は既存の要件及び手続の変更を、他方の締約国に対して速やかに通報するよう努める。

第八・二十四条 他の節に定める義務

1 この協定は、この節に明示的に規定する場合を除くほか、締約国に対し、その出入国管理に関する措置についていかなる義務も課するものではない。

2 一方の締約国の決定であつて、他方の締約国の自然人に対してこの節の規定の範囲内で入国を許可するもの（その許可に基づいて認められる滞在期間を含む。）に影響を及ぼすことなく、

(a) 第八・七条から第八・十一条までに定める義務は、(i)第八・六条の規定及び(ii)第八・十二条に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域内の商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす限りにおいて同条の規定に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、他方の締約国の領域内の商用目的の自然人であつて、第八・二十一条に定義する設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家の区分に該当するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。

(b) 第八・十五条及び第八・十六条に定める義務は、(i)第八・十四条の規定及び(ii)第八・十八条に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域内の商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす限りにおいて同条の規定に従うことを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、他方の締約国の

領域内の商用目的の自然人であつて、次の区分に該当するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。

(i) 第八・二十一条に定義する契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家（附属書八一B附属書IVに掲げる全ての分野に関するもの）

(ii) 第八・二十七条に規定する短期の商用訪問者であつて、附属書八一B附属書IIIに定めるところによるもの

(c)

第八・十七条に定める義務は、(i)第八・十四条の規定及び(ii)第八・十八条に規定する適合しない措置が他方の締約国の領域内の商用目的の自然人の待遇に影響を及ぼす限りにおいて同条の規定に従うこととを条件として、この節に組み込まれ、この節の一部を成すものとし、他方の締約国の領域内の商用目的の自然人であつて、次の区分に該当するものの待遇に影響を及ぼす措置について適用する。

(i) 第八・二十一条に定義する契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

(ii) 第八・二十七条に規定する短期の商用訪問者

3 2に規定する義務は、締約国への入国の許可であつて、当該締約国又は第三国の自然人に対して与える

ものに関する措置については、適用しない。

第八・二十五条 設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家

1 一方の締約国は、附属書八一B附属書IIIに定めるところにより、他方の締約国の設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

2 締約国は、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、特定の分野又は小分野において、1の規定に従つて入国を許可する自然人の総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）を採用し、又は維持してはならない。

第八・二十六条 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家

1 一方の締約国は、附属書八一B附属書IVに定めるところにより、他方の締約国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

2 一方の締約国は、附属書八一B附属書IVに別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家であつて入国が許可されるものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）を採用し、又は維持してはならない。

第八・二十七条 短期の商用訪問者

1 一方の締約国（注）は、附属書八－B附属書IIIに定めるところにより、他方の締約国の短期の商用訪問者に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該短期の商用訪問者は、次の条件に従うものとする。

注 英国は、短期の商用訪問者については約束しない。

- (a) 一般公衆に対する物品の販売又はサービスの提供に従事しないこと。
- (b) 一時的に滞在する一方の締約国内から自己のために報酬を受けないこと。
- (c) 一時に滞在する一方の締約国の領域において企業を設立していない法人と一方の締約国の領域内の消費者との間で締結された契約の枠組みの下でサービスの提供に従事しないこと。ただし、附属書八－B附属書IIIに別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 各締約国は、附属書八－B附属書IIIに別段の定めがある場合を除くほか、就労許可、経済上の需要の考慮その他これらと同様の趣旨の事前承認の手続を要求することなく、短期の商用訪問者の入国を許可する。

第八・二十八条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この節の規定を効果的に実施し、及び運用するための連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第E節 規制の枠組み

第一款 国内規制

第八・二十九条 適用範囲及び定義

1 この款の規定は、締約国による措置であつて、次の事項に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手續並びに技術上の基準（注）に関連するものについて適用する。

注 この款の規定は、技術上の基準に関連する措置については、サービスの貿易に影響を及ぼす措置についてのみ適用する。

- (a) 第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易
- (b) 第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営
- (c) 第八・二十四条の規定に従つて行われるサービスの提供であつて、一方の締約国の自然人の存在を通

じて他方の締約国の領域において行われるもの

2 この款の規定は、次に規定する措置による免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準については、適用しない。

(a) 第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない措置であつて第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない措置であつて第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの

(b) 第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置

3 この款の規定の適用上、「権限のある当局」とは、中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関によつて委任された権限行使する非政府機関であつて、サービスの提供（設立を通じたものを含む。）に係る許可又はサービス以外の経済活動に従事するための企業の設立に係る許可に関する決定を行う権限を有するものをいう。

第八・三十条 免許及び資格の条件

1 各締約国の免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連する措

置については、次の基準に基づくものとする。

- (a) 明確性
 - (b) 客觀性
 - (c) 透明性
 - (d) 事前の公の利用可能性
 - (e) 利用の容易性
- 2 締約国は、免許要件及び資格要件並びに免許及び資格の審査に係る手続に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。
- (a) 当該免許及び資格の審査に係る手続が、公平であり、及び申請者が当該免許要件及び資格要件を満たすことを明らかにすることが要求される場合には、これに適当なものであること。
 - (b) 当該免許及び資格の審査に係る手続が、それ自体で、当該免許要件及び資格要件が満たされることを不當に妨げないものであること。
 - (c) 当該措置が男女の間で差別しないものであること。 (注)

注 この(c)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であつて正当な目的を達成することを目的とするもの及び締約国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。

第八・三十一条 免許及び資格の審査に係る手続

1 免許及び資格の審査に係る手続については、明確なものとし、事前に公表し、及び申請が客観的かつ公平に取り扱われることを確保するようなものとする。免許及び資格が更新の対象となる場合には、更新の必要性及び更新に係る手続については、事前に公表する。

2 免許及び資格の審査に係る手続については、可能な限り簡易なものとし、また、それ自体がサービスの提供又は他の経済活動の遂行に対する制限となつてはならない。申請者が申請に際して負担する許可に係る手数料（注）については、合理性及び透明性があるべきであり、可能な範囲内で当該申請の前に公に利用可能なものとし、また、それ自体がサービスの提供又は他の経済活動の遂行を制限してはならない。各締約国は、費用及び行政上の負担を考慮して、許可に係る手数料の電子的手段による支払を受け入れるよう奨励される。

注 許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オーケーション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及び

ユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

- 3 締約国は、実行可能な範囲内で、各申請について申請者に対し、二以上の権限のある当局に赴くことを要求しないようする。ただし、当該申請が複数の権限のある当局の権限に属する場合には、複数の申請を要求することができる。

- 4 許可の手続において権限のある当局が用いる手続及び権限のある当局が行う決定は、全ての申請者について公平なものとする。権限のある当局は、独立した様で決定を行うべきであり、また、許可が必要なサービスを提供する者又は許可が必要な経済活動を遂行する者に対して利害を有すべきでない。

- 5 締約国は、許可を要求する場合には、実行可能な範囲内で、自国の権限のある当局が年間を通じていつでも申請の提出を認めることを確保する。権限のある当局は、申請のための特定の期間が存在する場合は、申請者に対し、申請を提出するための合理的な期間を与える。権限のある当局は、申請の審査を不当に遅滞することなく開始する。権限のある当局は、可能な場合には、申請が真正であることについて書面による様式と同等の条件の下で、電子的様式による申請を受理すべきである。

- 6 締約国は、許可のための試験を要求する場合には、自国の権限のある当局が、合理的な頻度の期間ごと

に当該試験を行い、及び申請者が当該試験の受験を申請することができるようにするための合理的な期間を与えることを確保するものとする。各締約国は、費用、行政上の負担及び関係する手続の信頼性を考慮して、当該試験の受験の電子的様式による申請を受理し、及び実行可能な範囲内で試験の手続に係るその他的事項について電子的手段の利用を考慮するよう奨励される。

7 締約国は、申請者が許可のための関連する要件を満たしているかどうかを評価するに当たり、可能な範囲内で及び適当な場合には、自国の権限のある当局に対し、当該申請者の関連する職業上の経験（当該権限のある当局が当該申請者の能力及び経験の水準の指標となると認める場合に限る。）に妥当な考慮を払うよう奨励する。

8 権限のある当局は、不備のない申請の提出から合理的な期間内に最終的な決定を含む当該申請の審査を完了し、及び申請者に対して当該申請に係る決定を可能な範囲内で書面（注1）により通知する（注2）。各締約国は、申請の審査のための指標となる日程を定めるよう努め、及び当該日程が定められた場合は、当該日程を公に利用可能なものとする。締約国のある当局は、申請の処理状況に関する情報を申請者の要請があつた場合には不当に遅滞することなく提供し、及び実行可能な範囲内で、当該締約国の

国内法令に基づく審査にとつて申請が完全なものであることを確認する。

注1 この条の規定の適用上、「書面」には、電子的様式によるものを含むことができる。

注2 権限のある当局は、申請が提出された日から特定の期間が経過した後当該権限のある当局から回答がないことが申請の受諾又は拒否を示す旨を申請者に対し書面により事前に通知することによりこの要件を満たすことができる。

9 権限のある当局は、不備があると認める申請を受領した後合理的な期間内に次のことを行う。

- (a) 申請者にその旨を通知し、及び実行可能な範囲内で当該申請を完全なものとするために必要な追加的な情報を特定すること（適当な場合には、その理由を提供することによるものを含む。）。
- (b) 不備を補正する機会を与えること（適当な場合には、申請者が申請を正しく完全なものとすることに資する指針を与えることを含む。）。

10 権限のある当局は、可能な場合には、原本に代えて認証された写しを受理すべきである。

- 11 権限のある当局は、申請者による申請を拒否する場合には、当該申請者に対し、原則として書面により、及び不当に遅滞することなく、その旨を通知する。当該権限のある当局は、また、当該申請者の要請があつた場合には、当該申請者に対し、当該申請を拒否した理由及びその拒否の決定に対する不服申立て

の日程を通知する。申請者は、過去に拒否された申請のみを理由として、新たな又は修正された申請を提出することを妨げられるべきではない。

12 権限のある当局は、適当な検討に照らして申請者が許可の取得のための条件を満たすと認めた後速やかに許可を与える。

13 権限のある当局は、許可を与えた場合には、不当に遅滞することなく当該許可に規定する条件に従つて当該許可の効力が生ずることを確保する。

第八・三十二条 技術上の基準

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、技術上の基準を採用する場合には、開かれた、かつ、透明性のある手続を通じて策定された技術上の基準を採用するよう奨励し、及び技術上の基準を策定するために指定された団体（関係国際機関（注）を含む。）に対し、開かれた、かつ、透明性のある手続を利用するよう奨励する。

注 この条の適用上、「関係国際機関」とは、締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

第二款 一般に適用される規定

第八・三十三条 一般に適用される措置の実施

1 各締約国は、一般に適用される全ての措置であつて、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

2 1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 措置のうち、第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない点であつて第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない点であつて第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの

(b) 第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置

第八・三十四条 行政上の決定に関する審査手続

1 各締約国は、次の事項に影響を及ぼす行政上の決定について、他方の締約国の企業家又はサービス提供者であつて当該影響を受けたものの要請に応じ、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であつて、速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持する。

(a) 第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易

(b) 第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営

(c) 第八・二十四条の規定に従つて行われるサービスの提供であつて、一方の締約国の自然人の存在を通じて他方の締約国の領域において行われるもの

2 各締約国は、1に規定する手続が1に規定する行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

第八・三十五条 相互承認

1 この節のいかなる規定も、締約国が、自然人に対し、関係する活動の分野に係る必要な資格又は職業上の経験であつて、サービスが提供される領域において特定されるものをしていなければならないことを要求することを妨げるものではない。

2 各締約国は、特に自由職業サービスの分野において、企業家及びサービス提供者に対し許可、免許、運営及び資格証明を与えるために自国が適用する基準が全部又は一部について企業家及びサービス提供者によつて満たされることを認める目的をもつて、自国の領域内の関係する専門機関に対し、相互承認に関する

る共同勧告を専門委員会に提出するよう奨励する。

3 専門委員会は、2に規定する共同勧告を受領した場合には、合理的な期間内に、この協定との適合性を確保するため当該勧告を検討し、及び当該勧告に含まれる情報に基づき、特に、次の事項について評価を行う。

- (a) 2に規定する許可、免許、運営及び資格証明を与えるために各締約国が適用する基準の統合の程度
- (b) 2に規定する許可、免許、運営及び資格証明のための相互承認協定の潜在的な経済的価値

4 専門委員会は、3に定める要件が満たされる場合には、交渉を行うために必要な手続を定める。両締約国は、その後、それぞれの権限のある当局を通じて、2に規定する許可、免許、運営及び資格証明のための相互承認協定の交渉を開始する。

5 両締約国が締結する相互承認協定は、世界貿易機関設立協定の関連規定及び特にサービス貿易一般協定第七条の規定に従う。

第三款 郵便サービス及びクーリエ・サービス

第八・三十六条 適用範囲及び定義

1 この款は、郵便サービス及びクーリエ・サービスの提供に関する規制の枠組みの原則について定める。また、この款の規定は、郵便サービス及びクーリエ・サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この款の規定の適用上、

(a) 「免許」とは、締約国の独立の規制当局が、自国の法令に従い、郵便サービス及びクーリエ・サービスの個々の提供者に対して要求する承認であつて、当該提供者がこれらのサービスを提供するためのものをいう。

(b) 「ユニバーサル・サービス」とは、恒久的に提供される一定の質の郵便サービスであつて、締約国のが領域の全ての地点において、全ての利用者に対し、負担しやすい価格で提供されるものをいう。

第八・三十七条 ユニバーサル・サービス

1 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それ 자체では、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務が、その対象となる全ての提供者について、透明性があり、差別的でなく、及び競争中立的な態様で運用され、かつ、各締

約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

2 各締約国は、自国の利用者のニーズ及び国内事情（市場の力を含む。）を十分に考慮して、自国の郵便に関する法令の範囲内で、又は他の通常の手段により、ユニバーサル・サービスに関する義務の範囲を定める。

3 各締約国は、自国の領域内の郵便サービス及びクリエ・サービスの提供者であつて、自国の法令に基づくユニバーサル・サービスに関する義務の対象となるものが、次の活動を行わないことを確保する。

(a) それぞれ、英國の競争法令に違反して市場における支配的地位の濫用となる方法又は日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反して私的独占となる方法で、ユニバーサル・サービスの提供から生ずる収入を用いて、国際郵便急送サービス（EMS）（注₁）又は何らかの非ユニバーサル・サービスの提供に内部相互補助を行うことにより、他の企業の事業活動を排除すること。
（注₂）

注₁ この(a)の規定の適用上、「国際郵便急送サービス（EMS）」とは、一千九百六十六年十月六日にイスタンブールで作成された

万国郵便条約第一条³に規定するサービスをいう。

注² 競争当局による各締約国の競争法令の執行及び関連する決定については、第十一章の規定の対象とする。

(b) ユニバーサル・サービスに関する義務の対象となるサービスの提供について、料金並びに郵便物の引受け、配達、転送及び返送並びに送達に必要な日数に係る規定に関し、同様の条件の下にある大量の郵便物の差出人、混載業者その他の顧客の間で不当に差別すること。

第八・三十八条 国境手続

1 国際郵便サービス及び国際クーリエ・サービス（注）に係る国境手続は、関連する国際協定及び各締約国の法令に従つて実施される。

注 この条の規定の適用上、

(a) 「国際郵便サービス」とは、万国郵便条約第一条¹²に規定する指定された事業体が万国郵便連合の文書に従つて提供するサービスをいう。

(b) 「国際クーリエ・サービス」とは、外国を仕向地とする書類、印刷物、小包及び物品を収集し、仕分けし、運送し、及び配達することから成るサービスであつて、万国郵便連合の文書により規律されないものをいう。

2 各締約国は、国境手続に関し、国際クーリエ・サービスに対し、国際郵便サービスに与える待遇よりも不利な待遇を不当に与えてはならない。ただし、この2の規定は、1の規定を害さないものとする。

第八・三十九条 免許

- 1 各締約国は、この款の規定の対象となるサービスを提供するための免許を要求することができる。
- 2 締約国は、免許を要求する場合には、次の事項を公に利用可能なものとする。
 - (a) 全ての免許基準及び免許の申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間
 - (b) 免許の条件
- 3 権限のある当局は、免許の申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、その拒否の理由を当該申請者に通知する。各締約国は、独立の機関を通じた不服申立ての手続であつて、免許の申請を拒否された申請者が利用可能なものを定める。当該手続については、透明性があり、差別的でなく、及び客観的な基準に基づくものとする。

第八・四十一条 規制機関の独立性

各締約国は、次のことを確保する。

(a) この款の規定の対象となるサービスに関する自国の規制機関（注）が当該サービスのいずれの提供者

からも法的に分離され、かつ、当該サービスのいずれの提供者に対しても利害を有しないこと。

注 この条に規定する規制機関には、各締約国の税関当局を含まない。

(b) 各締約国の法令に従い、自国の規制機関が行う決定及び当該規制機関が用いる手続が公平であること。

第四款 電気通信サービス

第八・四十二条 適用範囲

1 この款は、全ての電気通信サービスの規制の枠組みに関する原則について定める。また、この款の規定は、特にビデオ信号及びオーディオ信号の送信を含む信号の伝送であつて、公衆電気通信の伝送網を通じて行うもの（利用するプロトコル及び技術の種類のいかんを問わない。）から成る電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この款の規定は、次のサービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

(a) 各締約国の法令に規定する放送サービス

(b) 電気通信の伝送網及び伝送サービスを利用して送信されるコンテンツを提供し、又は当該コンテンツの編集を行うサービス

3 2(a)の規定にかかわらず、放送サービスの提供者のネットワークが公衆電気通信の伝送サービスの提供のためにも利用される場合にはその利用の限度において、当該提供者は公衆電気通信の伝送サービスの提供者とみなされ、当該提供者のネットワークは公衆電気通信の伝送網とみなされる。

4 この款のいかなる規定も、各締約国に対して次のことを要求するものと解してはならない。

(a) 他方の締約国のサービス提供者に対し、この協定に規定する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b) 公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は当該電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

この款の規定の適用上、

(a) 「関連設備」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに関連するサービス及び基盤であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを通じたサービスの提供のために必要なもの（例えば、建物（引込口及び配線を含む。）、管路及び収容箱並びに鉄塔及び空中線）をいう。

(b) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(c) 「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数の提供者によつて専ら又は主として提供されていること。

- (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
- (e) 「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供する提供者との接続（注）（一の提供者の利用者が他の提供者の利用者と通信すること又は公衆電気通信の伝送網にアクセスする提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能とするためのもの）をいう。
- 注　接続には、適當な場合には、物理的又は論理的な接続を含めることができる。
- (f) 「国際移動端末ローミング・サービス」とは、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業上の契約に従つて提供される商業用移動端末サービスであつて、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信の伝送網が存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とするものをいう。
- (g) 「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であつて、特定の利用者の利用に供するため割り当てられたものをいい、利用される技術のいかんを問わない。
- (h) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信の伝送サービスの関連する市場への参加の条件（価格及び供給に関するもの）に著しく影響を及ぼす能力を有する提供者をい

う。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(i) 「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他のサービス提供者及び利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(j) 「番号ポータビリティ」とは、公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者であつて、公衆電気通信の伝送サービスの提供者を同一の区分に属する同種の他の提供者に切り替える際に、品質及び信頼性を損なうことなく、同一の場所において、同一の電話番号を保持することを求めるものが、それを保持することができるることをいう。

(k) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(l) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、公衆一般に提供される電気通信の伝送サービス（特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であつて、顧客が提供する情報の一以上の地点の間の伝送（当該

情報の形態又は内容が当該地点の間で変更されないもの）を典型的に伴うものを含む。）をいう。

- (m) 「規制当局」とは、電気通信の規制について責任を負う締約国の一又は二以上の機関をいう。
- (n) 「電気通信」とは、有線、無線、光その他の電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
- (o) 「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの消費者又は加入者であるものに限る。）をいう。

第八・四十三条 規制への取組方法

- 1 両締約国は、電気通信サービスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合には経済的な規制が必要とされないことがあることを認識する。このため、両締約国は、規制の必要性及び規制への取組方法が市場によつて異なること並びに各締約国がこの款の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができることを認識する。
- 2 1の規定に関し、両締約国は、各締約国が次のいずれかのことを行うことができるることを認識する。

(a) 市場において生ずるおそれがあると締約国が予期する問題の発生に先立ち、又は市場において既に生じている問題を解決するため、直接的な規制を行うこと。

(b) 特に、競争的な市場の部門又は参入のための障壁が高い市場の部門（例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信サービスの提供者によって提供されるサービス）について、市場の力の役割に委ねること。

3 規制を行うことを2(b)の規定に基づいて差し控える締約国は、引き続き、この款の規定に基づく義務に服する。この条のいかなる規定も、締約国が電気通信サービスに対して規制を適用することを妨げるものではない。

第八・四十四条 アクセス及び利用

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、合理的な、差別的でない並びに公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者が同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件よりも不利でない条件で公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用を認められることを確保する。この義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、一方の締約国において又は一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービス（専用回線を含む。）へのアクセス及びこれらの利用を認められることを確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該他方の締約国のサービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a) 当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であつてサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。

(c) サービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスが公衆一般にとつて利用可能であることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、一方の締約国における及び一方の締約国の国境を越える情報の移動（当該他方の締約国のサービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいづれかの

締約国又はWTOの他の加盟国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができるることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するために必要な措置をとることができ。ただし、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスを提供する責任、特に、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを公衆一般にとつて利用可能なものとする当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場

6 5に定める基準を満たす場合においては、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含めることができる。

- (a) 公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限
- (b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続するために特定の技術的インターフェース（インターフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件
- (c) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第八・五十五条に定める目標の達成を促進するとの要件
- (d) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関する技術上の要件
- (e) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスと接続する」と又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限
- (f) 届出、許可、登録及び免許

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、適時に、かつ、合理的な条件で、移動端末サービス及び自国が指定する他のサービスについて、番号ポータビリティを提供することを確保する。

第八・四十六条 再販売

締約国は、公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対してその公衆電気通信の伝送サービスを再販売のために提供することを要求する場合には、当該提供者が、当該公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対し、不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第八・四十七条 ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続

1　両締約国は、ネットワークの設備の利用を可能とする（注）こと及び相互接続が原則として関係する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業的な交渉に基づいて合意されるべきであることを認識する。

注　この条の規定の適用上、「ネットワークの設備の利用を可能とする」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者に対し、公衆電気通信の伝送サービスの提供のため、定められた条件に従つて設備又はサービスを利用可

能なものとすることをいうものとし、能動的若しくは受動的なネットワーク構成要素、関連設備又は仮想ネットワーク・サービスの利用、コロケーション又は他の形態の関連設備の共同利用、専用回線の利用及び細分化された特定のネットワークの設備又は構成要素（加入者回線を含む。）の利用を含めることができる。

2 一方の締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するための相互接続の交渉を行う権利を有し、及び他方の締約国との公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者から要請があった場合には、当該交渉を行う義務を負うことを確保する。一方の締約国は、自国の規制当局に対し、必要な場合には、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に相互接続を提供することを義務付ける権限を与える。

3 締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて、ネットワークの設備の利用を可能とするもの又は相互接続を提供するものに対し、同種のサービスについて他の提供者に対する条件と異なる条件を提示することを義務付け、又は提供されるサービスに関連しない義務を課する

措置を採用し、又は維持してはならない。

第八・四十八条 主要なサービス提供者に関する義務

1 各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適当な措置を採用し、又は維持する。当該反競争的行為には、特に次の行為を含む。

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて、他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者にとつて適時に利用可能なものとしないこと。

2 一方の締約国は、自国の規制当局に対し、適当な場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、次の事項について、関係する主要なサービス提供者が同様の状況において自己の子会社又は提携する会社に与える待遇よ

りも不利でない待遇を与えることを義務付ける権限を与える。

- (a) 同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インターフェースの利用可能性

3 一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、関係する主要なサービス提供者のネットワークにおける技術的に実行不可能ななる接続点においても相互接続を提供し、及び関係する主要なサービス提供者が次の条件を満たす相互接続を提供することを確保する。

- (a) 同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件（技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）及び料金よりも不利でなく、かつ、差別的でない条件及び料金に基づいて、並びに自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって、提供すること。
- (b) 透明性のある、経済的実行可能性に照らして合理的な及び他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でないネットワークの構成部

分又は設備に対し支払をする必要がないように十分に細分化された条件（技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）により適時に提供すること。

(c) 要請があつた場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件と

して、利用者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供すること。

4 一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次のいずれかの方法を通じて、当該提供者の設備及び機器を主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。

(a) 接続約款又は相互接続に関する標準的な他の約款（当該主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供する料金及び条件を含むもの）

(b) 相互接続に関する契約であつて効力を有するものに定める条件

5 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者との相互接続に適用される手續が公に利用可能なものとされることを確保する。

6 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

7 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者であつて、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者からネットワークの設備の利用又は相互接続に関する取決めの交渉の過程において及びネットワークの設備の利用又は相互接続の結果として情報を取得するものが、提供された目的のためにのみ当該情報を利用し、及び送信され、又は保管された情報の秘密性を常に尊重することを確保する。

8 一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、透明性のある、合理的な、差別的でない（適時であるかどうかに関するものを含む。）及び同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件よりも不利でない条件（料金、技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）でネットワークの設備（特に、ネットワーク構成要素及び関連設備を含めることができる。）の利用を可能とすることを確保する。

（注）

注 この8のいかなる規定も、拒否する合理的な理由（特に技術的実行可能性に関するもの）がある場合には、締約国の領域内の主要なサービス提供者がコロケーションを拒否することを当該締約国が認めることを妨げるものと解してはならない。

第八・四十九条 規制当局

1 各締約国は、自国の規制当局が電気通信サービス、電気通信網又は電気通信網用の機器のいずれの提供者とも法的に別個であり、及び当該いずれの提供者からも機能的に独立している（注）ことを確保する。

注 締約国の規制当局以外の当局が電気通信サービス、電気通信網又は電気通信網用の機器の提供者の株式その他の持分を所有するという事実のみをもつて、当該締約国の規制当局が機能的に独立していないとみなしてはならない。

2 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者を所有し、又は支配する締約国は、その所有又は支配に関連する活動から電気通信を規制する機能を効果的に構造上分離することを確保する。

3 各締約国は、自国の規制当局に対し、電気通信分野を規制し、及び当該規制当局に与えられる任務（この款の規定に基づく義務に関する措置の実施を含む。）を遂行するための権限を与える。当該規制当局が遂行する任務については、容易に利用可能かつ明確な形式で公に入手可能なものとする。

4 各締約国は、自国の規制当局が行う決定及び当該規制当局が用いる手続が市場の全ての参加者について

公平であることを確保する。

5 各締約国は、自国の規制当局が、透明性のある態様で任務を遂行すること及び実行可能な範囲内で不正に遅滞することなく任務を遂行することを確保する。

6 各締約国は、自国の規制当局に対し、この款の規定に従つてその任務を遂行するために必要な全ての情報（財務上の情報を含む。）を電気通信網及び電気通信サービスの提供者に要求する権限を与える。当該規制当局は、その任務を遂行するために必要な範囲を超える情報を要求してはならないものとし、また、当該提供者から得た情報を当該締約国の業務上の秘密に関する法令に従つて取り扱う。

第八・五十条 ユニバーサル・サービス

1 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それ自体では、反競争的であるとはみなされない。ただし、当該義務が、透明性のある、客観的な、差別的でない及び競争中立的な態様で運用され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

2 電気通信サービスの全ての提供者は、ユニバーサル・サービスを提供する資格を有すべきである。ユニ

バーサル・サービスの提供者は、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない仕組みを通じて指定されるものとする。

3 締約国の規制当局は、ユニバーサル・サービスを提供するよう指定された提供者に生ずる市場の利益がある場合には当該利益を考慮して当該提供者の純費用を補填し、又はユニバーサル・サービスに関する義務の純費用を分担するための仕組みが必要かどうかについて決定することができる。

第八・五一条 電気通信網及び電気通信サービスの提供の承認

1 各締約国は、可能な範囲内で、自国の規制当局による事前の明示的な決定を必要としない簡易な届出又は登録により、電気通信網又は電気通信サービスの提供を承認する。その承認により生ずる権利及び義務については、容易に利用可能な形式で公に入手可能なものとする。

2 締約国は、必要な場合には、特に次のことを目的として、無線周波数及び番号を利用する権利のための免許を要求することができる。

- (a) 有害な干渉を回避すること。
- (b) サービスの技術的な品質を確保すること。

(c) スペクトルの効率的な利用を確保すること。

3 締約国は、免許を要求する場合には、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a) 全ての免許基準及び免許に係る決定を行うために通常必要とされる合理的な期間

(b) 個別の免許の条件

4 各締約国は、免許に係る決定を行つた後不当に遅滞することなく、申請者に対して申請の結果を通知する。各締約国は、免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定を行つた場合において、申請者の要請があつたときは、原則として書面により、拒否又は取消しの理由を当該申請者に通知する。この場合において、当該申請者は、第八・五十四条に規定する申立機関を利用できるものとする。

5 各締約国は、電気通信網又は電気通信サービスの提供者に課される行政上の手数料が客観的であり、透明性があり、及び自国の規制当局の行政上の費用に応じたものであることを確保する。当該行政上の手数料には、希少な資源を利用する権利のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

1 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を開かれた、客観的な、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に入手可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国による措置は、それ自体では、第八・七条及び第八・十五条の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であつて、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利をこの協定の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができるることを含む。

第八・五十三条 透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に

関する措置が公に入手可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 技術的インターフェースの仕様
- (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採用について責任を負う機関
- (d) 公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件
- (e) 該当する場合には、届出、許可、登録又は免許の要件

第八・五十四条 電気通信に関する紛争の解決

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、この款の規定から生ずる当該提供者の権利及び義務に関連する紛争を解決するため、一方の締約国の規制当局を適時に利用することができる」とを確保する。この場合において、当該規制当局は、不当に遅滞することなく当該紛争を解決するため、適当な場合には、拘束力のある決定を行うことを目標とする。

2 規制当局は、紛争の解決の要請に対していかなる行動を開始することも拒否する場合には、要請に応

じ、合理的な期間内に、自己の決定について書面により説明する。

3 規制当局は、業務上の秘密に関する要件を考慮した上で、締約国の法令に従い、紛争を解決する決定を公入手可能なものとする。

4 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて、自国の規制当局の決定に不服を有するものが、当該規制当局又は独立した申立機関（司法当局であるかないかを問わない。）による当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

5 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であつて、自国の規制当局又は独立した申立機関（司法当局でない場合に限る。）の決定により影響を受けるものが、独立した司法当局による当該決定についての更なる審査を受けることができることを確保する。ただし、当該提供者が各締約国の法令に従い当該規制当局又は独立した申立機関が最終的な決定を行う手続を受け入れる場合は、この限りでない。

6 締約国は、関連する申立機関又は司法当局が規制当局の決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、申立機関又は司法当局による審査の申請を行つたことが当該決定

を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。

7 1から3までに規定する手続は、関係する当事者が司法当局に訴えを提起することを妨げてはならない。

第八・五十五条 国際機関との関係

両締約国は、電気通信の伝送網及び伝送サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第八・五十六条 情報の秘密性

各締約国は、自国の法令に従い、サービスの貿易を不当に制限することなく、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスにおける電気通信の秘密及び利用者の関連する通信記録の秘密性を確保する。

第八・五十七条 国際移動端末ローミング

1 各締約国は、両締約国間の貿易の拡大を促進し、及び消費者の福祉を向上させるため、国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについ

て、協力するよう努める。

2 各締約国は、国際移動端末ローミングの料金及びローミング・サービスの技術的な代替手段に関し、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の手段をとることを選択することができる。

(a) 消費者が小売料金に関する情報を容易に入手することができることを確保すること。

(b) ローミングの技術的な代替手段であつて、一方の締約国の領域を他方の締約国の領域から訪問している消費者が自己の選択する装置を利用して電気通信サービスにアクセスすることを可能とするものを利用することに対する障害を最小限にすること。

3 一方の締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、他方の締約国の領域を訪問している最終利用者に提供される音声、データ及びテキストメッセージのための国際移動端末ローミング・サービスの小売料金に関する情報を公に入手可能なものとするよう奨励する。

4 この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。

第五款 金融サービス

第八・五十八条 適用範囲

- 1 この款の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。
- 2 第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。
 - (a) 中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動
 - (b) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
 - (c) 締約国若しくはその公的機関の勘定のために若しくはこれらの保証の下に、又は締約国若しくはその公的機関の財源を使用して公的機関が行うその他の活動
- 3 第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、締約国が自国の金融サービス提供者に対し2(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。
- 4 第八・二条(s)の規定は、この款の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第八・五十九条 定義

この章の規定の適用上、

(a)

「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであつて、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i) 保険及び保険関連のサービス

(A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(1) 生命保険

(2) 生命保険以外の保険

(B) 再保険及び再再保険

(C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(ii) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(A) 公衆からの預金その他戻しを要する資金の受入れ

(B) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(C) ファイナンス・リース

(D) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、

旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(E) 保証

(F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(1) 短期金融市场商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(2) 外国為替

(3) 派生商品（先物及びオプションを含む。）

(4) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(5) 譲渡可能な有価証券

(6) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(G) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(H) 資金媒介業

(I) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(J) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

- (L) (A)から(K)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
- (b) 「金融サービスのコンピュータ関連設備」とは、金融サービス提供者の通常の業務の遂行に関連する情報の処理又は保存のためのコンピュータ・サーバー又は記憶装置をいう。
- (c) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。
- (d) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であつて、金融サービス提供者によつて一方の締約国の領域においては提供されていないが他方の締約国の領域においては提供されているものをいう。
- (e) 「郵便保険事業体」とは、一般公衆に向けて保険の引受け及び販売を行う事業体であつて、締約国の郵便事業体が直接又は間接に所有し、又は支配しているものをいう。
- (f) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(g) 「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、締約国からの委任により規制権限又は監督権限行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第八・六十条 新たな金融サービス（注）

注　両締約国は、この条のいかなる規定も、一方の締約国の金融サービス提供者が他方の締約国に対しいずれの締約国の領域においても提供されていない金融サービスの提供を許可することを要請するため申請を行うことを妨げるものではないことを了解する。当該申請は、当該申請が行われる締約国の法令に従うものとし、この条の規定の対象とならない。

1　一方の締約国は、新たな金融サービスについて、同様の状況において法令を制定し、又は修正すること

なく自国の金融サービス提供者に対して当該新たな金融サービスを提供することを許可することとなる場合には、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において当該新たな金融サービスを提供することを許可する。この条の規定は、附属書八一B附属書I及び附属書IIに記載する各締約国の留保の対象となる。

2 第八・七条(b)の規定にかかわらず、締約国は、新たな金融サービスを提供することができる法的な形態を決定し、及び当該新たな金融サービスの提供について許可を取得することを要求することができる。締約国は、金融サービス提供者に対し新たな金融サービスを提供する許可を取得することを要求する場合には、当該許可を与えるかどうかを合理的な期間内に決定するものとし、信用秩序の維持を理由とする場合に限り、当該許可を拒否することができる。

第八・六十一条 支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファインナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の

利用を認めるることを意図するものではない。

第八・六十二条 自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が一方の締約国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、これに参加し、若しくはこれを利用することを要求する場合又は金融サービスの提供に当たり自主規制団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与える場合には、当該自主規制団体が第八・八条に定める義務を遵守することを確保する。

第八・六十三条 金融情報

1 一方の締約国は、電子的その他の手段による情報の移転（自国の領域への及び自国の領域からのデータの移転を含む。）が他方の締約国の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に関連する場合には、当該金融サービス提供者が当該情報の移転を行うことを制限してはならない。

2 一方の締約国は、3の規定に従い、自国の領域において業務を遂行するための条件として、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。（注）

注 この2の規定が適用される場合には、他方の締約国の金融サービス提供者が情報の処理又は保存のために第三者によつて提供されるサービスを利用する場合を含む。

3 一方の締約国は、効果的な金融上の規制及び監督のために情報への適当な（注）アクセスを確保することができない場合には、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求する権利を有する。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。

注 「適当な」アクセスには、規制及び監督のために、不当に遅滞することなく提供される十分なかつ適時のアクセスを含めることができる。

- (a) 一方の締約国が、実行可能な範囲内で、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、情報へのアクセスが不十分であることを改善するための適当な機会を与えること。
- (b) 一方の締約国又はその金融規制当局が、他方の締約国の金融サービス提供者に対し自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置する要件を課する前に、他方の締約国又はその金融規制当局と協議すること。

4 3のいかなる規定も、効果的な金融上の規制及び監督のために適當な限度を超えた態様で、一方の締約国に対して情報へのアクセスを付与し、又は他方の締約国の金融サービス提供者に対して自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、若しくは設置するよう要求するものと解してはならない。

5 この条のいかなる規定も、個人情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第B節から前節まで及びこの款の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第八・六十四条 効果的なかつ透明性のある規制

1 両締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させる上で、金融サービス提供者の活動を規律する透明性のある一般に適用される措置が重要であることを認識する。各締約国は、金融サービスにおける規制の透明性を促進することを約束する。

2 締約国は、金融サービスの提供について許可を要求する場合には、金融サービス提供者が当該許可を得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を公に利用可能なもの

とする。

3 締約国は、申請を審査するために申請者から追加的な情報を得る必要がある場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知し、及び実行可能な範囲内で、当該申請者に対して当該申請を完全なものとするために必要な追加的な情報を合理的な期間内に提供するための機会（注）を与える。

注 当該機会は、締約国に対して申請の期限を延長することを要求するものではない。

4 締約国は、申請者による申請を拒否する場合において、当該申請者の要請があつたときは、実行可能な範囲内で、当該申請者に対して当該申請を拒否した理由を通知する。

5 締約国は、一般に適用される規約であつて、自国の領域内の自主規制団体によつて採用され、又は維持されるものが、速やかに公表され、又は利害関係を有する者が知ることのできるような方法により利用可能とされることを確保する。

第八・六十五条 信用秩序の維持のための適用除外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。当該措置には、次の措置を含む。

- (a) 投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置
- (b) 当該締約国の金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置
- 2 1に規定する措置については、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第八・六十六条 郵便保険事業体による保険サービスの提供

- 1 この条の規定は、締約国が自国の郵便保険事業体に対して一般公衆に向けて直接の保険サービスの引受け及び提供を認める場合において適用する規律を定める。この条の規定の対象となるサービスには、締約国の郵便保険事業体による信書又は小包の取集、運送及び配達に関する保険サービスの提供を含まない。
- 2 締約国は、1に規定する保険サービスの提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利な競争条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならない。当該措置には、次に定めることによるものを含む。

(a) 保険サービスを提供する民間のサービス提供者の免許について、締約国が同種の保険サービスを提供する郵便保険事業体に課する条件よりも重い条件を課すること。

(b) 保険サービスを販売するための流通経路について、締約国が同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者に適用する条件よりも有利な条件で郵便保険事業体が利用することができるようすること。

3 締約国は、郵便保険事業体による1に規定する保険サービスの提供に関する、民間のサービス提供者による同種の保険サービスの提供について適用する規制及び執行活動と同様のものを適用する。

4 締約国は、3に定める義務を履行するに当たり、1に規定する保険サービスを提供する郵便保険事業体に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表を公表することを要求する。当該財務諸表は、同種の保険サービスを提供する株式が公開された民間企業について当該締約国の領域において適用される一般的に認められている会計及び監査の原則、国際的に受け入れられている会計及び監査の基準又はこれらと同等の規則に基づいて要求される詳細の程度及び監査基準を満たすものとする。

5 1から4までの規定は、次のいずれかの場合には、締約国の領域内の郵便保険事業体については、適用

しない。

(a) 当該締約国が、直接又は間接に当該郵便保険事業体を所有し、又は支配していない場合。ただし、当該締約国が、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して、保険サービスの提供における競争条件を当該郵便保険事業体に有利に修正する便宜を維持していない場合に限る。

(b) 当該郵便保険事業体が引き受ける元受けの生命保険及び生命保険以外の保険の売上げが、それぞれ、当該締約国の市場で元受けの生命保険及び生命保険以外の保険から生じた年間の保険料収入の総額の十パーセントを超えない場合

第八・六十七条 金融サービスにおける規制に関する協力

両締約国は、附属書八一Aの規定に従つて金融サービスにおける規制に関する協力を促進する。

第六款 國際海上運送サービス

第八・六十八条 適用範囲及び定義

1 この款は、前三節の規定に基づく國際海上運送サービスの提供に関する規制の枠組みの原則について定

める。また、この款の規定は、国際海上運送サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この章の規定の適用上、

- (a) 「コンテナー・ステーション及びコンテナー・デポのサービス」とは、港頭地区又は内陸部において、バン詰め又はバン出しを行い、補修し、及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。
- (b) 「通関サービス」とは、他の者に代わって貨物の輸入、輸出又は通過運送に関する税関手続を遂行する活動をいう。この場合において、このサービスが、サービス提供者の主たる活動であるか、又は主たる活動を通常補完するものであるかについては、問わないものとする。
- (c) 「戸口間一貫運送事業又は複合運送事業」とは、单一の運送書類による二以上の運送方法を使用する貨物の運送（国際海上運送の行程を含むものに限る。）をいう。
- (d) 「貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって運送活動を組織し、及び監視する活動をいう。

(e) 「国際海上運送サービス」とは、一方の締約国の港と他方の締約国又は第三国の港との間の海上航行船舶による旅客又は貨物の運送をいう。また、「国際海上運送サービス」には、単一の運送書類による戸口間一貫運送事業又は複合運送事業を担うために他の運送サービスの提供者と直接契約することを含み、当該他の運送サービスを提供する権利を含まない。

(f) 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理人として代表する活動をいう。

(i) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(ii) 要請された場合において、船舶の寄港の準備又は貨物の引取りを行う海運会社に代わって活動すること。

(g) 「海上運送の補助的なサービス」とは、海上貨物取扱サービス、倉庫サービス、通関サービス、コンテナー・ステーション及びコンテナー・デポのサービス、海上運送の代理店サービス及び貨物利用運送

サービスをいう。

(h) 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、

港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。港湾運送会社が行う活動には、次の事項を計画し、

及び管理することを含む。

(i) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの積卸し

(ii) 貨物の固縛又は固縛の解除

(iii) 積込み前又は積卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

(i) 「倉庫サービス」とは、冷凍品又は冷蔵品の保管サービス、液体又は気体をばらの状態で貯蔵するサービス及び他の物品（綿、穀物、羊毛、たばこその他の農産物及び家庭用品を含む。）の倉庫サービ

スをいう。

第八・六十九条 義務

各締約国は、適合しない措置その他の措置であつて、第八・十二条及び第八・十八条に規定するものの適

用を妨げることなく、次のことを行う。

(a) 商業的な及び差別的でない原則に基づく国際海上運送の市場及び国際海上運送に関する貿易への自由なアクセスの原則を尊重すること。

(b) 特に、港へのアクセス、港の基盤及びサービスの利用、海上運送の補助的なサービスの利用、関連する手数料及び課徴金、通関上の便益並びに積込み及び積卸しのための係留場所及び設備の割当てに関し、他方の締約国を旗国とし、又は他方の締約国のサービス提供者が運航する船舶に対し、自国の船舶に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。 (注)

注 各締約国は、(a)及びこの(b)に定める原則を適用するに当たり、国際海上運送サービスに関するいかなる協定においてもカーボ・シェアリングについての取決めを採用し、又は維持してはならない。各締約国は、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された全ての協定における当該取決めをこの協定の効力発生の日に終了させる。

(c) 他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、自国のサービス提供者に与える設立及び運営に関する条件よりも不利でない条件の下で、自国の領域において企業を設立し、及び運営することを許可すること。

(d) 他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で、港における次のサービスを利用可能なものとすること。

水先

引き船及び引き船支援

食料供給、給油及び給水

ごみ収集及びバラスト廃棄物処理

ポートキヤ。プロテン・サービス

航行補助

応急の修理

びよう泊及び係留のサービス

陸岸において行うサービスであつて船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）

第F節 電子商取引

第八・七十条 目的及び一般規定

- 1 両締約国は、電子商取引が経済成長に寄与し、及び多くの分野における貿易の機会を増大させることを認識する。両締約国は、また、電子商取引の利用及び発展を円滑にすることの重要性を認識する。
- 2 この節の規定は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること並びに両締約国間における電子商取引を促進することを目的とする。
- 3 両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則の重要性を認識する。
- 4 この節の規定は、電子的手段による貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。
- 5 この節の規定は、公営競技等に係るサービス、放送サービス、音響・映像サービス、公証人サービス又はこれと同等の職業サービス及び法律上の代理人サービスについては、適用しない。
- 6 この節の規定とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の規定が優先する。

第八・七十二条 定義

この節の規定の適用上、

- (a) 「アルゴリズム」とは、一連の定められた手順であつて、問題を解決し、又は結果を得るために行われるものと。いう。
- (b) 「暗号」又は「暗号化アルゴリズム」とは、暗号文を作成するために暗号鍵をデータ（平文）と組み合わせる数学的な手法又は式をいう。
- (c) 「暗号文」とは、復号なしには容易に理解することができない形式のデータをいう。
- (d) 「商業用の情報通信技術製品」とは、商業上の目的のために設計された製品（ソフトウェアを含む。）であつて、意図された機能が情報の処理及び電子的手段による通信（送信及び表示を含む。）であるもの又は当該機能が物理的な現象の特定若しくは記録のために若しくは物理的な過程の管理のために適用される電子的な処理である製品をいう。
- (e) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。
- (f) 「対象者」とは、次のものをいう。
- (i) 対象企業

(ii) 締約国の企業家

(iii) 締約国のサービス提供者

ただし、締約国の金融サービス提供者を含まない。

(g)

「暗号法」とは、データの内容を秘匿し、若しくは偽装し、又はデータの探知されない変更若しくは許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための原理、手段又は方法をいい、一若しくは二以上の秘密のパラメーター（例えば、暗号変数）又は関連する暗号鍵の管理を使用する情報の変換に限る。

(h)

「電子認証」とは、電子的な通信若しくは取引の当事者の同一性を検証し、又は電子的な通信の起源及び信頼性を確保する電子的な処理又は行為をいう。

(i)

「電子署名」とは、他の電子データに含まれ、付され、又は論理的に関連する電子的な形式のデータであつて、次の目的のために利用することができるものをいう。

(i) 当該他の電子データに関係する者を特定すること。

(ii) その者が当該他の電子データに含まれる情報を承認することを示すこと。

- (ii) 当該他の電子データに含まれる情報が改変されていないことを確認すること。
- (j) 「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ（平文）を適当な暗号鍵を用いる暗号文に転換することをいう。
- (k) 「政府の情報」とは、財産的価値を有しない情報（データを含む。）であつて、中央政府が保有するものをいう。
- (l) 「暗号鍵」とは、暗号鍵を知る者は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することができるが、当該暗号鍵を知らない者はこれらを行うことができないような方法によつて当該演算を決定するパラメータであつて、暗号化アルゴリズムに関連して使用されるものをいう。
- (m) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。
- (n) 「受信者」とは、次のものをいう。
- (i) 自然人
- (ii) 法人（各締約国の法令に定める範囲に限る。）
- 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、公衆電気通信サービスを通じ、受信者の同意な

しに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティングの目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。

第八・七十二条 関税

1　両締約国は、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテナツを含む。）に対して関税を課してはならない。

2　1の規定は、締約国が電子的な送信に対して内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの内国税、手数料又はその他の課徴金がこの協定に適合する態様で課されることを条件とする。

第八・七十三条 ソース・コード

1　一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

2 この条の規定は、一方の締約国の規制機関若しくは司法当局が、又は適合性評価機関に関して一方の締約国が、他方の締約国の者に対し、次のことを要求することを妨げるものではない。

(a) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとすること（注）。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする。

注 両締約国は、当該ソース・コード又は当該アルゴリズムを入手可能なものとすることがソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。

(b) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、一方の締約国の法律に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、ソフトウェアのソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを提供すること。

3 この条の規定は、次のことについては、適用しない。

(a) 例えば、自由に交渉された契約又は政府調達に関連して、他方の締約国のがソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを自主的に移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを自主的に付与すること。
注 政府調達に関連して自主的に移転し、又は自主的にアクセスを付与することには、ソース・コードを含むソフトウェアの更新、スケーリング及び修正を目的とした移転及びアクセスを含む。

(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動を行うこと。

4 この条の規定は、締約国が1の規定に適合しない次の措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注 当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続又は保証手続に関連するもの）を含む。

(a) 第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づく措置
(b) 第十・一条の規定により組み込まれる政府調達協定第三条の規定に基づく措置

各締約国は、一般に適用される自国の全ての措置であつて、電子商取引に影響を及ぼすもの（自国による情報の収集に関するものを含む。）が合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

第八・七十五条 事前の許可を不要とする原則

1 両締約国は、電子的手段によるサービスの提供に対し、事前の許可又はこれと同等の効果を有するその他の要件を課さないよう努める。

2 1の規定は、電子的手段により提供するサービスを個別に及び限定的に対象とするものではない許可の枠組み並びに電気通信の分野における規則の適用を妨げるものではない。

第八・七十六条 電子的手段による契約の締結

締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子的な取引を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

- (a) 契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当該契約の法的効力、有効性又は実施可能な性を否定する措置
- (b) 電子的手段により締結される契約の利用に障害をもたらすその他の措置

第八・七十七条 電子認証及び電子署名

1 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子署名又は電子認証から生じた認証データが電子的形式によるものであることを理由として、当該電子署名又は当該電子認証から生じた認証データの法的な効果又は有効性を否定してはならない。

2 締約国は、電子認証及び電子署名を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

- (a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な電子認証の方式を相互に決定することを禁止することとなる措置

- (b) 電子的な取引の当事者が当該取引における電子認証又は電子署名の使用について適用可能な法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対しても証明することとなる措置

3 2の規定にかかわらず、各締約国は、特定の種類の取引について、電子認証又は電子署名の方式が、客観的であり、透明性があり、及び差別的でなく、かつ、関係する種類の取引の個別の性質にのみ関係する特定の実施基準を満たすこと又は自国の法令に従つて認定された当局によつて認証されることを要求することができる。

4 両締約国は、相互運用性のある電子認証及び電子署名の使用を奨励する。

第八・七十八条 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する

原則

各締約国は、自國の適用のある政策及び法令に従うことの条件として、自國の領域の消費者（注）が次のことができるよう確保する適當な措置を採用し、又は維持すべきである。

注 この条の規定の適用上、「消費者」とは、個人的な又は営業上、事業上若しくは職業上の目的のためにインターネットを利用するあらゆる自然人又は法人をいう。

- (a) 合理的な、透明性のある、及び差別的でないネットワークの管理の範囲内で、インターネット上で利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケーションにアクセスし、並びに当該サービス及びアプリケーションを利用すること。
- (b) 消費者が選択する装置をインターネットに接続すること。ただし、当該装置がネットワークに損害を及ぼさないことを条件とする。
- (c) 消費者向けのインターネット接続サービスの提供者によるネットワークの管理上の実務に関する情報

にアクセスすること。

第八・七十九条 消費者の保護

1 両締約国は、電子商取引に適用される透明性のある、かつ、効果的な措置であつて消費者の保護に関するもの及び電子商取引における消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2 各締約国は、オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法令を制定し、又は維持する。

3 両締約国は、消費者の保護及び福祉を促進するため、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間における電子商取引に関する活動に関する協力の重要性を認識し、及び当該協力を促進する。このため、両締約国は、第十一・七条4から6までの規定に基づく協力には、オンラインでの商業活動に関する協力を含むことを確認する。

第八・八十一条 個人情報の保護

1 両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護することの経済的及び社会的な利益並びにその保護

の電子商取引における消費者の信頼の向上に対する貢献を認める。

2 このため、各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。（注）各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである。

注 締約国は、プライバシー、個人情報又は個人データを保護する包括的な法律、プライバシーを対象とする分野別の法律、企業によるプライバシーに関する自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この2に規定する義務を履行することができる。

3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。

4 各締約国は、電子商取引の利用者に対して提供する締約国による個人情報の保護に関する情報を公表する。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方針に関するものを含める。

- (a) 個人が救済を得ることができる方法
- (b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

5 各締約国は、個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認めた上で、このような異なる制度の間の一貫性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。当該仕組みには、規制の結果の承認（一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。）又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その管轄内で適用される当該仕組みに関する情報を交換するよう努め、及び当該仕組みその他の両締約国間で一貫性を促進する適当な取決めを拡大するための方法を探求する。

第八・八十二条 要求されていない商業上の電子メッセージ

1 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。

- (a) 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようすることを要求する措置
- (b) 自国の法令によつて特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の事前の同意を要求する措置

2 各締約国は、商業上の電子メッセージが商業上の電子メッセージとして明確に特定することができるものであること、誰のために商業上の電子メッセージを作成したかについて明確に開示すること及び受信者がいつでも無償で中止を要請することができるように必要な情報が含まれていることを確保する。

3 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であつて、1及び2の規定に従つて採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対し、その遵守を求める手段について定める。

第八・八十二条 政府の公開されたデータ

1 両締約国は、政府の情報への公衆のアクセス及び政府の情報の公衆による利用を容易にすることが経済的及び社会的な発展、競争力並びにイノベーションを促進することを認識する。

2 締約国は、自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する場合には、政府の情報が機械による判読が可能であり、及び開かれた様式であること並びに検索、抽出、利用、再利用及び再配布することができるものであることを確保するよう努める。

3 両締約国は、特に中小企業のため、事業機会を増大させ、及び創出する観点から、各締約国が公衆により利用可能なものとした政府の情報へのアクセス及び当該政府の情報の利用を当該各締約国が拡大するこ

とができる方法を特定するため協力するよう努める。

第八・八十三条 電子商取引に関する協力

- 1 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。

2 両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、関係する法令及びその実施並びに電子商取引に関する最も慣行についてのものを含む。）であつて、特に、次の(a)から(l)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に関連する規制に係る事項についての対話を維持することに合意する。

- (a) 消費者の保護
- (b) 個人情報の保護
- (c) サイバーセキュリティ
- (d) 要求されていない商業上の電子メッセージの防止
- (e) 電子トラスト・サービス
- (f) デジタル・プロダクトの待遇

公衆に発行される電子署名の証明書の承認

中小企業が電子商取引を利用する上で課題

新たな技術（人工知能及びモノのインターネットを含む。）

国境を越える認証サービスの円滑化

知的財産

電子政府

第八・八十四条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 締約国は、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。

2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であつて、締約国が公共政策の正当な目的を達成するためのものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態

様で適用されないこと。

(b) 目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

3 この条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）

第八・八十五条 コンピュータ関連設備の設置

1 締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であつて、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

3 この条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）

第八・八十六条 暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品（注）

注 この条の規定は、第八・七十三条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を与えるものではない。

1 締約国は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該商用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。

(a) 当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること（特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む。）。

(b) 当該商業用の情報通信技術製品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること。

(c) 特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

2 この条の規定は、締約国の規制機関又は司法当局が、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製造者又は供給者に対し、次のいずれかのことを要求することを妨げるものではない。

(a) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、1(a)の規定に該当する情報を保存し、又は入手可能なものとすること（注）。ただし、当該情報が許可されていない開示からの保護の対象となることを条件とする。

注 両締約国は、1(a)の規定に該当する情報を入手可能なものとすることが暗号法に関連する財産的価値を有する情報の営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。

(b) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、締約国の競争法に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、1(a)の規定に該当する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること。

3 第八・七十一条4の規定にかかわらず、この条の規定は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品について適用する。（注）ただし、この条の規定は、次のものについては、適用しない。

注 この条の規定の適用上、商業用の情報通信技術製品には、金融商品を含まない。

(a) 締約国の法執行当局（暗号化を使用するサービス提供者に対し、当該締約国の法的手続に従い暗号化された又は暗号化されていない通信へのアクセスを提供するよう要求する場合に限る。）

(b) 金融商品の規制

(c) 締約国（中央銀行を含む。）が所有し、又は管理するネットワーク（利用者の装置を含む。）へのアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件

(d) 金融サービス提供者又は金融市场に関する監督、調査又は検査の権限に基づき締約国が採用し、又は維持する措置

(e) 締約国による又は締約国そのための暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用

第九章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置

第九・一条 経常勘定

各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、自由交換可能通貨（注）により、かつ、該当する場合には国際通貨基金協定に従い、国際收支の経常勘定に関する取引であつてこの協定の適用を受けるものについて、支払及び資金の移転を認める。

注 この章の規定の適用上、「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨と自由に交換することができる通貨をいう。国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨には、国際通貨基金協定に基づいてIMFが指定する自由利用可能通貨を含む。

第九・二条 資本移動

- 1 各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、国際收支の資本移転等收支及び金融收支に関する取引について、前章に定める投資その他の取引の自由化を目的とする自由な資本の移動を認める。
- 2 両締約国は、貿易及び投資を促進することを目的として、両締約国間の資本の移動を円滑にするため相互に協議する。

第九・三条 資本移動、支払又は資金の移転に関する法令の適用

1 前二条の規定は、締約国が次の事項に関する自国の法令を適用することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券又は先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引
 - (c) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、資本移動、支払又は資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存
 - (d) 刑事犯罪又は欺まん的若しくは詐欺的な行為
 - (e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
 - (f) 社会保障制度、公的年金制度又は強制年金制度
- 2 1に規定する法令は、不公正な、恣意的な若しくは差別的な態様で適用してはならず、又は資本移動、支払若しくは資金の移転に対する偽装した制限となつてはならない。

第九・四条 一時的なセーフガード措置

1 各締約国は、次のいずれかの場合には、資本移動、支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)

国際収支又は対外支払に関して重大な困難が生じて いる場合又は生ずるおそれがある場合（注）

注 両締約国は、この(a)に定める国際収支又は対外支払に関する重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれが、特に(b)に定める金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれによりもたらされる可能性があることを認める。

(b)

例外的な状況において、資本移動、支払又は資金の移転が、金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)

該当する場合には、国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、1に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

と。

(d) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e) 同様の状況において第三国と比較して差別的でないものであること。

3 各締約国は、物品の貿易について、第一・二十条の規定に基づいて国際收支上の目的のために制限的な措置を採用することができる。

4 各締約国は、サービスの貿易について、自国の対外支払状態又は国際収支を擁護するため、制限的な措置を採用することができる。当該措置は、サービス貿易一般協定第十二条に定める条件に従う。

5 1及び2に規定する措置を維持しており、又は採用した一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該措置を速やかに通報する。

6 両締約国は、この条の規定に基づいて制限的な措置が採用され、又は維持される場合には、他の場において協議が行われるときを除くほか、第二十三・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会において速やかに協議する。その協議においては、特に次の事項に考慮を払いつつ、それぞれの措置をとるに至った国際收支若しくは対外支払に関する困難又は他の

経済全般についての困難について評価する。

(a) 困難の性質及び程度

(b) 経済及び貿易の対外的な環境

(c) 利用可能な代替的な是正措置

7 6の規定に基づく協議は、制限的な措置と1及び2の規定との適合性を取り扱う。当該協議は、IMFによる全ての入手可能な関連する調査結果であつて統計又は事実関係を内容とするものに基づくものとし、当該協議の結論においては、関係する締約国の国際収支及び対外支払の状況又は他の経済全般についての困難に関するIMFの評価を考慮する。

第十章 政府調達

第十・一条 政府調達協定の組込み（注）

注 この章の規定の適用上、第十・十四条2の規定の適用を妨げることなく、必要な変更をえた上でこの章に組み込まれこの章の一部を成す政府調達協定とは、政府調達協定が政府調達協定の独立の締約国としての英國について効力を生ずるまでは、日EU経済連携協定が英國について適用されなくなる日の前日における政府調達協定をいうものと了解し、この協定において政府調達協定というときは、この了解に従つて解釈する。第一文の規定の適用上、政府調達協定附属書Iの歐州連合の付表の規定の適用の適用を受け調達であつて、日EU経済連携協定が英國について適用されなくなる日の前日に英國について適用されるものは、この協定において政府調達協定附属書Iの英國の付表の規定の適用を受ける調達とみなす。

政府調達協定は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

第十・二条 追加的な適用範囲

附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、同附属書第一編に特定する政府調達協定の規定に定める規則及び手続を準用する。

第十・三条 追加的な規則

各締約国は、政府調達協定附属書Iの自国の付表の規定の適用を受ける調達及び附属書十第二編の規定の適用を受ける調達の双方について、次条から第十・十二条までの規定を適用する。

第十・四条 公示

政府調達協定第七条の規定に基づく調達計画又は調達予定の公示は、電子的な手段により、インターネット上の单一の窓口を通じて無償で直接閲覧することができるようとする。

第十・五条 参加のための条件

1 一方の締約国の調達機関は、政府調達協定第八条の規定を適用するほか、他方の締約国において設立された供給者が、次のいずれかのものでなければならないという法的要件に基づき、入札の手続に参加することを排除してはならない。

- (a) 自然人
- (b) 法人

この1の規定は、日本国の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十七号）の適用を受ける調達については、適用しない。

2 締約国の調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、政府調達協定第八条2(b)の規定に基づき、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

第十・六条 供給者の資格の審査

1 関心を有する供給者は、締約国が供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、いつでも登録を申請することができる。調達機関は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知すべきである。

2 英国において設立された供給者が、日本国における建設工事に係る調達のために入札を行うことを認められるため、日本国建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき事業の評価（経営事項審査（経審と称することもある。））を受けることを要求される場合には、日本国は、当該評価を行う自国の当局が次のことを行うことを確保する。

(a) 例えば次に掲げる指標であつて、当該供給者が日本国外で得たものについて、差別的でない態様で査定を行い、適当な場合には、日本国内で得た指標と同等のものと認めること。

- (b) と。
(i) 自己資本の額
(ii) 利払前税引前償却前利益（EBITDA）の額
- (i) 技術職員の数
(ii) 労働福祉の状況
(iii) 建設業の営業年数
- (iv) 建設業の経理に関する状況
(v) 研究開発費の額
- (vi) ISO第九〇〇一号又はISO第一四〇〇一号の認証の取得
(vii) 若年の技術者及び技能労働者の雇用及び育成
(viii) 完成工事高
(ix) 元請完成工事高

例えれば次に掲げる指標であつて、当該供給者が日本国外で得たものについて、妥当な考慮を払うこと。

- (iii) 純支払利息率
(iv) 負債回転期間
(v) 総資本売上総利益率
(vi) 売上高経常利益率
(vii) 自己資本対固定資産比率
(viii) 自己資本比率
(ix) 営業キャッシュ・フローの額
(x) 利益剰余金の額
- 第十・七条 選択入札
- 1 調達機関が政府調達協定第九条4及び5の規定に従い特定の調達について供給者の数を制限する場合には、入札を行うことを認められる供給者の数は、調達制度の運用上の効率性に影響を及ぼすことなく、競争を確保するために十分なものとする。
- 2 日本国については、この条の規定は、中央政府の機関についてのみ適用する。

第十・八条 技術仕様

調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は英國若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、各締約国は、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。

- (a) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適當なものであること。
- (b) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- (c) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。

第十・九条 試験に関する報告

- 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が、技術仕様、評価基準その他の条件に定める要件又は基準についての適合性を証明する手段として、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書を提出することを要求することができる。
- 2 一方の締約国（その調達機関を含む。）は、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書の提出を要求する場合には、次のことを行う。

(a) 相互承認に関する議定書第二条1の規定に従い、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れること。

(b) 相互承認に関する議定書の適用範囲の将来における拡大又は適合性評価手続の相互承認のために両締約国間で締結される新たな協定が効力を生じている場合には、これらについて妥当な考慮を払うこと。

第十・十条 環境上の条件

調達機関は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、この章に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

第十・十一条 入札書の取扱い及び落札

1 各締約国は、政府調達協定第十五条5の規定を適用するほか、自国の法令に定める条件に従い、自国の調達機関が同条5(a)及び(b)に定める条件のいずれかを選択することができること並びに自国の調達機関がそれぞれの条件の利点について了知していることを確保する。

2 調達機関は、政府調達協定第十五条6の規定を適用するほか、他の入札書に記載された価格よりも異常

に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

第十・十二条 国内の審査のための手続

1 締約国は、政府調達協定第十八条4の規定に従つて公平な行政当局を指定する場合には、次のことを確保する。

- (a) 指定を受けた当局の構成員が、独立しており、公平であり、及び在任中に外部からの影響を受けないこと。
- (b) 指定を受けた当局の構成員が在任中にその意思に反して解任されないこと。ただし、その解任が当該指定を受けた当局を規律する規定により必要とされる場合は、この限りでない。
- (c) 政府調達協定附属書Iの各締約国の付表1及び付表3に掲げる調達機関並びに附属書十第二編に掲げる中央政府の機関及びその他の全ての機関（地方政府の機関を除く。）に関し、指定を受けた当局の長又は他の構成員のうち少なくとも一人が当該各締約国の法令により資格を有する裁判官、弁護士その他の法律専門家に必要な法律上及び職業上の資格と同等の法律上及び職業上の資格を有すること。

2 各締約国は、供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置を定める手続を採用し、又は維持する。政府調達協定第十八条7(a)に規定する暫定的措置の結果として、調達の過程は停止されることがあり、また、調達機関が既に契約を締結し、かつ、締約国が当該契約の履行の停止を定めている場合には、当該契約の履行は停止されることがある。当該手続は、当該暫定的措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることについて定めることができる。当該暫定的措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

3 各締約国は、関心を有し、又は参加する供給者が1に規定する指定を受けた当局に対して苦情を申し立てた場合には、原則として、当該指定を受けた当局がその規則及び手続に従い、2、5及び6に規定する暫定的措置、是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関する苦情について決定又は勧告を行うまでの間、調達機関が契約を締結しないことを確保する。ただし、各締約国は、避けることができず、かつ、十分に正当と認められる事情がある場合には、契約を締結することができることについて定めることができること。

4 各締約国は、次のいずれかの期間を定めることができる。

- (a) 落札の決定から契約の締結までの猶予期間（落札者とされなかつた供給者に対し、審査のための手続を開始することが適當かどうかを判断するために十分な時間を与えるためのもの）
- (b) 関心を有する供給者が苦情（契約の履行を停止するための根拠となり得るもの）を申し立てるための十分な期間

5 政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づく是正措置には、次の一又は二以上のことを含めることができるもの

- (a) 入札の招請、契約書又は入札の手続に関する他の文書における差別的な技術上、経済上又は財務上の仕様を削除し、新たな調達手続を実施すること。
- (b) 条件を変更することなく調達手続を再度行うこと。
- (c) 落札の決定を取り消し、新たな落札の決定を行うこと。
- (d) 契約を終了し、又は契約の無効を宣言すること。

この章の規定の違反についての救済のための他の措置（例えば、違反が効果的に救済されるまでの間

の特定の額の支払命令）を採用すること。

6 各締約国は、政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づき、損失又は損害に対する賠償に係る裁判について定めることができる。この点に関し、締約国の審査機関が裁判所でない場合において、供給者がこの章の規定に基づく義務を履行するための国内法令の違反があつたと信ずるときは、当該供給者は、当該締約国の司法上の手続に従い、その事案を裁判所に提起すること（賠償を請求するために提起することを含む。）ができる。

7 各締約国は、審査機関により行われた決定若しくは勧告が効果的に実施され、又は司法上の審査機関による決定が効果的に執行されるために必要な手続を採用し、又は維持する。

第十・十三条 統計の収集及び報告

一方の締約国は、他方の締約国に対し、附属書十第二編の規定の適用を受ける調達に関する統計資料であつて、入手可能かつ比較可能なものを通報する。

第十・十四条 適用範囲の修正及び訂正

1 締約国は、附屬書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正し、又は訂正することができる。

2 政府調達協定附属書Iの締約国の付表に関する修正又は訂正が政府調達協定第十九条の規定に基づいて

効力を生ずる場合には、当該修正又は訂正は、この協定の適用に当たつて自動的に効力を生ずる。

3 一方の締約国は、附属書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正することを意図する場合には、次のことを行う。

(a) 他方の締約国に対し書面により通報を行うこと。

(b) 修正が行われる前に存在する適用範囲の水準と同等の水準を維持するため、他方の締約国に対する適

当な補償的な調整に関する提案を(a)に規定する通報に含めること。

4 3(b)の規定にかかわらず、締約国は、修正がその調達について自国による監督又は自国の影響を実効的に排除した調達機関に関するものである場合には、補償的な調整を提供することを要しない。

5 政府調達協定第二十一条の規定によつて設置される政府調達に関する委員会が政府調達協定第十九条8

(b)及び(c)の規定に従つて基準を採択する場合には、当該基準は、この条の関連規定についても適用する。

6 一方の締約国が3(b)の規定に従つて提案した調整又は一方の締約国が意図する4に規定する修正に関し、他方の締約国は、自国の約束を修正することを意図する一方の締約国に対し、次のいずれかのことを

主張する場合には、3(a)に規定する通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てるものとし、異議を申し立てない場合には、当該調整又は当該修正を受け入れたものとみなされる。

(a) 当該調整が相互に合意された適用範囲につき当該修正が行われる前の水準と同等の水準を維持するため十分でないこと。

(b) 当該修正がその調達について一方の締約国による監督又は一方の締約国の影響を実効的に排除していない調達機関に関するものであること。

7 附属書十第二編の規定に基づく締約国の約束に関する次の変更は、訂正として取り扱う。

- (a) 調達機関の名称の変更
- (b) 附属書十第二編の同一の項に掲げる二以上の調達機関の合併
- (c) 附属書十第二編に掲げる一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が同編の同一の項に掲げる調達機関として加えられる場合に限る。）
- (d) 例示表（例えば、附属書十第二編第A節2、同編第B節1(b)又は政府調達協定附属書Iの英國の付表2及び付表3に掲げるもの）の更新

8 一方の締約国は、自国の約束を訂正することを意図する場合には、この協定の効力発生の後、他方の締約国に対し、政府調達に関する協定第十九条及び第二十二条の規定に基づく通報の要件に関する政府調達に関する委員会の決定（二千十二年三月三十日に採択されたもの。文書番号GPA／一一三）に定める通報の周期に従つて二年ごとに、書面により通報を行う。

9 自国の約束を訂正することを意図する一方の締約国による8の規定に基づく通報に関し、他方の締約国は、一方の締約国に対し、当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てることができる。異議を申し立てる他方の締約国は、一方の締約国が意図する訂正が7に規定する変更に該当しないと信ずる理由を示すものとし、当該意図する訂正がこの協定に規定する相互に合意された適用範囲に及ぼす影響について記載する。当該通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議が申し立てられない場合には、当該意図する訂正は、受け入れられたものとみなす。

10 一方の締約国が意図する修正若しくは訂正又は提案した補償的な調整に関し、他方の締約国が異議を申し立てる場合には、両締約国は、協議を通じて問題を解決するよう努める。異議に関する通報の受領の日から百五十日以内に両締約国間で合意に達しない場合には、自国の約束を修正し、又は訂正することを意

図する締約国は、当該異議が正当であるかどうかを決定するために第二十二章の規定による紛争解決を求めることができる。一方の締約国が意図する修正又は訂正であつて異議を申し立てられたものは、当該協議を通じて合意される場合又は第二十二・七条の規定に従つて設置されるパネルによつて決定される場合にのみ、受け入れられたものとみなす。

第十・十五条 協力

両締約国は、それぞれの政府調達の市場に関する理解の増進を達成するために協力するよう努める。このため、両締約国は、両締約国の関連する産業が対話等の手段を通じて関与することが重要であることを認識する。

第十・十六条 政府調達に関する専門委員会

1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される政府調達に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

(a) 合同委員会に対し、第十・十四条の規定に従つて受け入れられた修正若しくは訂正又は合意された補

償的な調整を反映するために附属書十第二編を改正する決定を採択するよう勧告を行うこと。

(b) 必要と認める場合には、第十・十三条の規定に従つて統計資料を通報するための方法を採択すること。

(c) 締約国が付託する政府調達に関する事項について検討すること。

(d) 各締約国における政府調達（地方政府の機関による調達を含む。）の機会に関する情報を交換すること。

第十・十七条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十一章 競争政策

第十一・一条 原則

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の関係における公正かつ自由な競争の重要性を認識する。両締約国は、反競争的行為が市場の適正な機能を^{ゆが}歪め、並びに貿易及び投資の自由化による利益を損なう可能性を有することを認識する。

第十一・二条 反競争的行為

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の目的を達成するため、反競争的行為に対して適當と認める措置をとる。

第十一・三条 法令上の枠組み

1 各締約国は、経済の全ての分野における全ての企業について適用する自国の競争法令であつて、効果的な方法により次の反競争的行為に対処するものを維持する。

(a) 英国については、

(i) 企業間の合意、企業の団体による決定及び協調的行為であつて、競争を妨害し、制限し、又は歪曲^{わい}

する目的又は効果を有するもの

(ii) 一又は二以上の企業による支配的地位の濫用

(iii) 競争を実質的に滅殺し得る企業間の合併

(b) 日本国については、

(i) 私的独占

(ii) 不当な取引制限

(iii) 不公正な取引方法

(iv) 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合

2 各締約国は、自国の競争法令を経済活動に従事する全ての私的又は公的な企業について適用する。各締約国は、自国の競争法令の適用除外について、当該適用除外が透明性のあるものであつて、公共政策又は公共の利益に基づくものであることを条件として、これを定めることができる。

3 この章の規定の適用上、「経済活動」とは、市場における物品及びサービスの提供に関連する活動をいう。

第十一・四条 運用上の独立性

各締約国は、自国の競争法令の効果的な執行について責任及び権限を有する運用上独立した当局を維持する。

第十一・五条 無差別待遇

各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、無差別の原則を尊重する。

第十一・六条 手続の公正な実施

各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、手続の公正な実施の原則を尊重する。

第十一・七条 消費者の保護

1 各締約国は、効率的かつ競争的な市場を創設し、及び消費者の福祉を向上させる上で消費者の保護に関する政策及びその執行の重要性を認識する。

2 この条の規定の適用上、詐欺的又は欺まん的な商業活動とは、消費者に実害をもたらす詐欺的若しくは

欺まん的な商業上の行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的若しくは欺まん的な商業上の行為をいい、次の行為を含む。

- (a) 重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であつて、誤認した消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの
 - (b) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為
 - (c) 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引落としを行う行為
- 3 各締約国は、消費者の保護に関する法律その他詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止する法令を制定し、又は維持する。（注）
- 注 詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するために締約国が制定し、又は維持する法令は、民事又は刑事のものとすることができる。
- 4 各締約国は、国境を越える詐欺的又は欺まん的な商業活動が増大していること及びこれらの活動に効果的に対処するために両締約国間の協力が望ましいことを認識する。

5 各締約国は、適當な場合には、詐欺的又は欺まん的な商業活動に関して相互に関心を有する事項について協力（消費者の保護に関する法律の執行における協力を含む。）を促進する。

6 各締約国は、自國が決定するところにより、かつ、自國の法令及び重要な利益と適合する場合には、自國の合理的に利用可能な資源の範囲内で、消費者の保護に関する政策、法律又はこれらの執行について責任を有する関連する国の公的機関又はその職員を通じ、この条に規定する事項について協力するよう努める。

第十一・八条 透明性

各締約国は、透明性がある方法で自國の競争法令を適用する。各締約国は、自國の競争政策の透明性を促進する。

第十一・九条 執行に関する協力

1 両締約国は、この協定の目的を達成し、及び各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与するため、競争政策及び執行活動における進展に関する競争当局間の協力及び調整を促進することが共通の利益であること认识到する。

- 2　両締約国の競争当局は、1に規定する協力及び調整を円滑にするため、それぞれの締約国の法令に従い、情報を交換し、又は提供することができる。
- 3　この条の規定を実施するための協力に関する詳細な取決めについては、両締約国の競争当局間で行うことができる。

第十一・十条 紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十二章 補助金

第十二・一条 原則

両締約国は、公共政策の目的を達成するためには、締約国が補助金を交付することができることを認める。もつとも、ある種の補助金は、市場の適正な機能を歪め^{ゆが}、並びに貿易及び投資の自由化による利益を損なう可能性を有する。締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでない。

第十二・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「経済活動」とは、市場における物品及びサービスの提供に関連する活動をいう。
- (b) 「補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定1.1に定める条件に必要な変更を加えたものを満たす措置をいう。この場合において、補助金を受ける者が物品又はサービスを取り扱っているかどうかについては、問わないものとする。
- (c) 「特定性を有する補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定第二条の規定に必要な変更を加え

たものに基づいて特定性を有すると決定される補助金をいう。

第十二・三条 適用範囲

1 この章の規定は、特定性を有する補助金が経済活動（注）に関連する限りにおいて、当該特定性を有する補助金について適用する。

注 各締約国の国内教育制度の下で提供される教育は、経済活動とみなさない。

2 この章の規定は、公共政策の目的のために一般公衆に対するサービスの提供を政府によつて委託された企業に交付される補助金については、適用しない。補助金に関する規則のこのような例外は、透明性を有するものとし、当該補助金が対象とする公共政策の目的を超えるものであつてはならない。

3 この章の規定は、自然災害その他の例外的な事態によつて生ずる損害を補償するために交付される補助金については、適用しない。

4 第十二・五条及び第十二・六条の規定は、受益者ごとの補助金の額又は補助金のための予算額が、連續する三年の期間において累計四十五万特別引出権を下回る場合には、当該補助金については、適用しない。

5 第十二・六条及び第十二・七条の規定は、農業協定附属書一の対象となる物品の貿易に関連する補助金並びに魚及び魚製品の貿易に関連する補助金については、適用しない。

6 第十二・七条の規定は、国家的又は世界的な経済上の緊急事態（注）に対応するために一時的に交付される補助金については、適用しない。当該補助金は、国家的又は世界的な経済上の緊急事態であつて一時的かつ特定のものを救済するため、対象が特定されたものでなければならず、また、経済的、効果的及び効率的なものでなければならぬ。

注 経済上の緊急事態とは、締約国の経済全体に影響を及ぼす事態をいうものと了解する。

7 この章の規定は、音響・映像サービスについては、適用しない。

8 第十二・七条の規定は、各締約国地方政府が交付する補助金については、適用しない。各締約国は、この章の規定に基づく義務を履行するに当たり、自國の地方政府によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第十二・四条 世界貿易機関設立協定との関係

この章のいかなる規定も、補助金及び相殺措置に関する協定、千九百九十四年のガット第十六条の規定及

びサービス貿易一般協定第十五条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十二・五条 通報

1 一方の締約国は、自國が交付し、又は維持している特定性を有する補助金（注）に係る法的根拠、形態、額又は予算額及び可能な場合には当該特定性を有する補助金を受ける者の氏名又は名称について、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日から二年ごとに英語により通報する。ただし、最初の通報は、この協定の効力発生の日の後三年以内に行う。

注 この1の規定の適用上、既に通報した特定性を有する補助金については、最新の通報において提供する情報は、既に通報した内容の変更又は変更の不存在を示すものに限定することができる。

2 締約国が1に定める情報を公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする場合には、1の規定に基づく通報は、行われたものとみなす。締約国は、補助金及び相殺措置に関する協定²⁵の規定に従つて補助金について通報する場合には、当該補助金に関し、1に定める義務を履行したものとみなされる。

3 この条の規定は、サービスに関する補助金に関し、次に掲げる分野についてのみ適用する。

銀行サービス

電子計算機サービス

建設サービス

エネルギーに係るサービス

環境サービス

急送便サービス

保険サービス

電気通信サービス

運送サービス

第十二・六条 協議

1 一方の締約国は、他方の締約国の補助金がこの章の規定の下での自国の貿易又は投資の利益に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を書面により提出することができる。両締約国は、当該補助金がどのように両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしてお

り、又は及ぼすおそれがあるかに關する説明を当該要請が含む場合には、問題を解決するために協議を開始する。

2 協議の要請を受けた締約国は、当該協議において、協議の要請を行つた締約国が求める場合には、1に規定する補助金に関する情報であつて次の事項を含むものを提供することを検討する。

- (a) 当該補助金の法的根拠及び政策目的
 - (b) 当該補助金の形態（贈与、貸付け、保証、払戻しをする前払金、出資、税の軽減等）
 - (c) 当該補助金の交付の日付及び期間並びに当該補助金に係るその他の期間
 - (d) 当該補助金の交付を受ける資格要件
 - (e) 当該補助金の総額又は当該補助金のための年間の予算額及び当該補助金の制限の可能性
 - (f) 可能な場合には、当該補助金を受ける者
 - (g) 当該補助金が貿易又は投資に及ぼす影響を評価することができるその他の情報（統計資料を含む。）
- 3 協議の要請を受けた締約国は、当該協議を促進するため、当該要請の受領の日の後九十日以内に、問題となつてゐる補助金に関する関連情報を書面により提供する。

4 協議の要請を受けた締約国は、2に規定する情報のいずれかを提供しない場合には、その情報がないことについて書面による回答において説明する。

5 協議の要請を行つた締約国が、当該協議の後においてもなおこの章の規定の下での自国の貿易又は投資の利益に補助金が著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を受けた締約国は、協議の要請を行つた締約国の懸念に対し好意的な考慮を払う。解決策は、協議の要請を受けた締約国によつて実行可能であり、かつ、受入れ可能であると認められるものでなければならぬ。

第十二・七条 禁止される補助金

締約国の次の補助金であつて、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあるものについては、禁止する。

- (a) 法的制度その他の制度であつて、政府又は公的機関が保証の金額及び期間に関するいかなる制限も付することなく企業の債務を保証する責任を負うもの
- (b) 経営不振又は支払不能に陥つた企業であつて信頼性のある再建計画を作成していないものを再建する

ための補助金。このような再建計画は、当該企業が一時的な流動性の確保のための支援を受けた後合理的な期間内に作成するものとする。（注）当該再建計画は、合理的な期間内に経営不振又は支払不能に陥った企業を長期的に存続可能な水準まで回復させることを確保するために、現実的な想定に基づくものとする。当該企業又はその所有者は、相当な資金又は資産を再建に係る費用に充てる。

注 この条のいかなる規定も、締約国が、一時的な流動性の確保のための支援として、債務保証又は貸付けの形態で、企業が再建又は清算の計画を作成するために必要な期間経営を維持するために要する金額に限り補助金を交付することを妨げるものではない。

第十二・八条 補助金の使用

各締約国は、企業が補助金をその交付された特定の目的のためにのみ使用することを確保する。

第十二・九条 一般的例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二・十条 紛争解決

第十一・六条5の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十三章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業

第十三・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「アレンジメント」とは、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の枠組みの範囲内で作成された公的輸出信用アレンジメント又は同アレンジメントを継承する約束（OECDの枠組みの範囲内で作成されるか範囲外で作成されるかを問わない。）であつて千九百七十九年一月一日において同アレンジメントの参加国であつた少なくとも十二のWTOの原加盟国によつて採択されるものをいう。

- (b) 「商業活動」とは、企業が営利を指向して行う活動（注）であつて、当該活動の結果として、物品の生産又はサービスの提供が行われ、当該物品又は当該サービスが、当該企業が決定する量及び価格で関連市場において消費者に販売されることとなるものをいう。

注 非営利の原則又は費用回収の原則に基づいて業務を行う企業が行う活動は、営利を指向して行う活動には該当しない。

- (c) 「商業的考慮」とは、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他の購入若しくは販売の条件についての考慮又は関連する事業若しくは産業において市場経済の原理に従つて業務を行つてゐる私有企業

が商業的な決定を行うに当たって通常考慮するであろう他の要因についての考慮をいう。

(d) 「独占企業を指定する」とは、独占企業を設立し、若しくは許可すること又は独占企業の範囲を拡大して追加の物品若しくはサービスを対象に含めることをいう。

(e) 「指定独占企業」とは、締約国の領域内の関連市場において物品又はサービスの唯一の提供者又は購入者として指定される事業体（コンソーシアム及び政府機関を含む。）をいう。ただし、排他的な知的財産権の付与を受けた事業体は、当該付与を受けたことのみを理由として指定独占企業に含まれることはない。

(f) 「特別な権利又は特権を付与された企業」とは、締約国が特別な権利又は特権を付与した公的又は私的な企業（その子会社を含む。）をいう。特別な権利又は特権については、物品又はサービスを提供する権限を与えられた限られた数の企業を締約国が指定する場合（客観的な、均衡のとれた及び差別的でない基準に従つて指定する場合を除く。）において、その指定が同一の地理的区域において実質的に同等の条件で同一の物品又はサービスを提供する他の企業の能力に実質的に影響を及ぼすときは、当該締約国により付与されているものとする。

(g) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、サービス貿易一般協定及び該当する場合にはサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書において定義される政府の権限の行使として提供されるサービスをいう。

(h) 「国有企业」とは、主として商業活動に従事する企業であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (i) 締約国が五十パーセントを超える株式を直接に所有する企業
- (ii) 締約国が持分を通じて五十パーセントを超える議決権の行使を支配している企業
- (iii) 締約国が取締役会その他これに相当する経営体の構成員の過半数を任命する権限を有する企業
- (iv) 締約国が当該企業の活動について法的に指示する権限を有し、又は自国の法令に従つて同程度に支配している企業

第十三・二条 適用範囲

1 この章の規定は、国有企业、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業であつて、商業活動に従事するものについて適用する。これらの企業が商業活動及び非商業的な活動の双方に従事する場合

には、この章の規定は、商業活動についてのみ適用する。

2 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業であつて、政府の全ての段階におけるものについて適用する。

3 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が、政府調達協定附属書Iの各締約国の付表又は附属書十第二編に掲げる調達機関として行動する場合において、政府に係る目的のために調達を行うとき（商業的再販売を行うことを目的として又は商業的販売のための物品の生産若しくはサービスの提供に利用することを目的として調達を行うときを除く。）は、適用しない。

4 この章の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。

5 この章の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業であつて、その商業活動から取得する年間の収益が過去三会計年度のうちいずれか一の会計年度において二億特別引出権を下回つたものについては、適用しない。

6 第十三・五条の規定は、政府の任務に従つて国有企業が提供する金融サービスが次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(a) 輸出又は輸入を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。

- (i) 商業的な融資を代替することを意図するものでないもの
- (ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの
- (b) 締約国の領域外における民間投資を支援する金融サービス。ただし、当該金融サービスが次のいずれかに該当する場合に限る。

- (i) 商業的な融資を代替することを意図するものでないもの
- (ii) 商業的な市場において得られる同等の金融サービスの条件よりも有利でない条件で提供されるもの
- (c) アレンジメントに適合する条件で提供される金融サービス。ただし、当該金融サービスの提供がアレンジメントの適用対象である場合に限る。

7 第十三・五条の規定は、第八・六条2に定める分野については、適用しない。

8 第十三・五条の規定は、締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が次の措置に基づいて物品又はサービスの購入及び販売を行う限度において、適用しない。

- (a) 締約国が維持し、継続し、更新し、改正し、又は修正する第八・十二条1及び第八・十八条1の規定に基づく適合しない現行の措置であつて、附属書八一B附属書Iの自国の表に記載するもの
- (b) 締約国による第八・十二条2及び第八・十八条2の規定に基づく適合しない措置であつて、附属書八一B附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するもの

第十三・三条 世界貿易機関設立協定との関係

両締約国は、千九百九十四年のガット第十七条1から3までの規定、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解並びにサービス貿易一般協定第八条1、2及び5の規定に基づく権利及び義務を確認する。

第十三・四条 一般規定

- 1 この章のいかなる規定も、締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること、特別な権利若しくは特権を企業に付与すること又は独占企業を指定することを妨げるものではない。ただし、この1の規定は、この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 2 いずれの締約国も、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業がこの章の規定

に反する態様で活動することを要求し、又は助長してはならない。

第十三・五条 無差別待遇及び商業的考慮

1 各締約国は、自国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、当該各企業が次のことを行うことを行ふことを確保する。（注）

注 この1の規定は、他の企業への資本参加の手段として国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が行う株式、出資その他の形態の持分の購入又は販売については、適用しない。

- (a) 物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従つて行動すること（当該各企業がその公共サービスの任務の条件を(b)又は(c)の規定に反しない態様で満たす場合を除く。）。
- (b) 当該各企業による物品又はサービスの購入に当たり、
 - (i) 他方の締約国の企業によつて提供される物品又はサービスに対し、自国の企業によつて提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
 - (ii) 第八・二条(c)に定義する対象企業によつて提供される物品又はサービスに対し、自国内の関連市場において自国の企業家の企業によつて提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利で

ない待遇を与えること。

(c) 当該各企業による物品又はサービスの販売に当たり、

(i) 他方の締約国の企業に対し、自国の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii) 第八・二条(c)に定義する対象企業に対し、自国内の関連市場において自国の企業家の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

2

1(b)及び(c)の規定は、国有企业、特別な権利又は特權を付与された企業又は指定独占企業が、次のことを行うこと妨げるものではない。

(a) 異なる条件（価格に関する条件を含む。）で物品又はサービスを購入し、又は販売すること。ただし、当該異なる条件が商業的考慮に従つて定められる場合に限る。

(b) 物品又はサービスの購入又は販売を拒否すること。ただし、その拒否が商業的考慮に従つて行われる場合に限る。

第十三・六条 規制の枠組み

1 両締約国は、関連する国際的な基準（特に、O E C Dの国有企业の企業統治に関するガイドラインを含

む。）を尊重し、及び最大限に利用する。

2 各締約国は、自國が設立し、又は維持する規制機関その他の規制上の権限行使する機関が、当該機関によつて規制されるいづれの企業からも独立しており、当該機関によつて規制されるいづれの企業に対しても責任を負わず、及び当該機関によつて規制される全ての企業（国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業を含む。）に関して同様の状況において公平に（注1）行動することを確保する。（注2）

注1 当該機関が自國の規制上の権限行使する際の公平性については、当該機関の一般的な慣行に照らして評価する。

注2 両締約国が第八章の規定において当該機関に関する特定の義務に合意した分野については、同章の関連する規定が優先する。

3 各締約国は、国有企业、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について、一貫性があり、かつ、差別的でない態様で自國の法令を適用する。

第十三・七条 情報交換

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後六箇月以内に、中央政府（注）の段階における自國の国

有企業（第十三・一条(h)(iv)に規定する国有企業を除く。）の一覧表を他方の締約国に提供し、又は公式ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとし、その後は、当該一覧表を毎年更新する。

注 この1の規定において「中央政府」とは、次の政府をいう。

(a) 英国については、英國政府

(b) 日本国については、日本國政府

2 一方の締約国は、独占企業の指定及びその指定の条件を他方の締約国に対して速やかに通報し、又は公示ウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする。

3 一方の締約国は、この章の規定に基づいて生ずる自国の利益が、他方の締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業（以下この条において「事業体」という。）の商業活動によつて悪影響を受けていると信ずるに足りる理由がある場合には、他方の締約国に対し、この章の規定の実施に関連する当該事業体の商業活動についての情報を4の規定に従つて提供するよう書面により要請することができる。

4 要請を受けた締約国は、次に掲げる情報を提供する。ただし、当該要請が、事業体の活動が当該要請を

行つた締約国の利益であつてこの章の規定に基づいて生ずるものにどのように影響を及ぼしていると考えられるかに関する説明を含み、かつ、次に掲げるいずれの情報を提供するかについて明示する場合に限る。

- (a) 当該事業体の組織的構成及び当該事業体の取締役会その他これに相当する経営体の構成
- (b) 当該事業体について、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が累積的に所有する株式の割合及び累積的に保有する議決権の割合
- (c) 特別の株式又は特別の議決権その他の権利（当該権利が当該事業体の一般的な普通の株式に附属する権利と異なる場合に限る。）であつて、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が保有するものに関する概要
- (d) 当該事業体を規制する政府の部局又は公的機関の概要、当該政府の部局又は公的機関が当該事業体に課する報告に関する義務の概要並びに可能な場合には上級の役員及び取締役会その他これに相当する経営体の構成員の任命、解任又は報酬に関して当該政府の部局又は公的機関が有する権利及び慣行
- (e) 情報が入手可能な直近の三年間の当該事業体の年間の収益及び資産総額

(f) 要請を受けた締約国の法令に基づいて当該事業体に適用される適用除外及び免除並びにこれらに関連する措置

(g) 当該事業体に関する公に入手可能な追加的な情報（年次財政報告及び第三者による監査を含む。）

5 要請を受けた締約国は、当該要請の日の後二箇月以内に、4の規定に基づいて求められた情報を提供するよう努める。

第十三・八条 一般的例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十四章 知的財産

第A節 一般規定

第十四・一条 冒頭の規定

1 両締約国は、革新的かつ創造的な商品の生産及び商業化並びに両締約国間のサービスの提供を促進し、並びに貿易及び投資から得られる利益を増大させるため、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害（不正使用及び違法な複製を含む。）に対して知的財産権行使するための措置をとる。

2 締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される知的財産権の保護又は行使よりも広範な保護又は行使を自国の法令において規定することができるが、そのような義務を負わない。

3 この章の規定の適用上、「知的財産」とは、第十四・八条から第十四・四十四条まで又は貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう。知的財産の保護には、千八百八十三年三月二十日にパリで作成された工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ

条約」という。) (注) 第十条の二に規定する不正競争からの保護を含む。

注 パリ条約とは、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日に
ハーベーで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日に
ストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約(千九百七十九年九月二十八日の
修正を含む。)をいうものと了解する。

4 貿易関連知的所有権協定第一部、特に第七条及び第八条に定める目的及び原則は、この章の規定について準用する。

第十四・二条 合意された原則

両締約国は、国内制度における公共政策の目的を考慮した上で、特に透明性及び無差別の原則を尊重し、
並びに関連する利害関係者(権利者及び利用者を含む。)の利益を考慮に入れつつ、それぞれの知的財産に
関する制度を通じて次のことを行う必要性を認識する。

- (a) イノベーション及び創造性を促進すること。
- (b) 情報、知識、技術、文化及び芸術の普及を円滑にすること。

(c) 競争を促進し、及び開放された、かつ、効率的な市場を育成すること。

第十四・三条 国際協定

1 この章の規定は、両締約国が締結している知的財産の分野における他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務を補完する。

2 両締約国は、この協定の効力発生の日に両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に定める義務を履行することについての約束を確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

- (a) 貿易関連知的所有権協定
- (b) パリ条約
- (c) 千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「ローマ条約」という。）
- (d) 千八百八十六年九月九日にベルヌで作成された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という。）（注）

注 ベルヌ条約とは、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四

年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）をいうものと了解する。

(e) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約
(f) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機

関条約

(g) 千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(h) 千九百六十一年十二月二日にパリで作成された植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「千九百九十一年のUPOV条約」という。）（注）

注 千九百十一年のUPOV条約とは、千九百十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約をいうものと了解する。

- (i) 標章の国際登録に関するマドリッジ協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッジで採択された議定書

(j) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約
(k) 二千零六年六月一日にジュネーブで採択された特許法条約

(l) 千九百九十四年十月二十七日にジュネーブで採択された商標法条約

(m) 二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(n) 千九百九十九年七月二日にジュネーブで採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ

改正協定

(o) 二千十三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約

(p) 千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定

(q) 千九百五十七年六月十五日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に

関するニース協定

3 各締約国は、この協定の効力発生の日までに一千十二年六月二十四日に北京で採択された視聴覚的実演に関する北京条約を締結していない場合には、同条約を批准し、又は同条約に入するためあらゆる合理的な努力を払う。

第十四・四条 内国民待遇

1 一方の締約国は、この章の規定の対象となる全ての種類の知的財産について、知的財産の保護（注1）に関し、自国の国民（注2）に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。ただし、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び千九百八十九年五月二十六日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約に既に定める例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に定める権利についてのみ適用する。

注1 この条及び次条の規定の適用上、「保護」には、知的財産の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産の使用に影響を及ぼす事項を含む。

注2 この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有する。

2 1の規定に基づく義務については、貿易関連知的所有権協定第五条に定める例外にも従う。

第十四・五条 最恵国待遇

一方の締約国は、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に対し即時かつ無条件に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条に定める例外については、この限りでない。

第十四・六条 手続事項及び透明性

- 1 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進するようあらゆる合理的な努力を払う。
- 2 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保することを目的として、国際的な基準に従つて知的財産に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適当な措置をとる。
- 3 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進することを目的として、次のことを行うための利用し得る適当な措置をとるようあらゆる合理的な努力を払う。
 - (a) 次の事項に関する情報を公開し、及び当該事項に関する一件書類に含まれている情報を公衆に利用可能なものとすること。

(i) 特許の出願及び付与

意匠の登録

(ii) 商標の登録及び登録出願

(iii) 植物の新品種の登録

(iv) 地理的表示の登録

(b) 第十四・五十七條に定める国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するために権限のある

当局がとる措置に関する情報を公衆に利用可能なものとすること。

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の自国の知的財産に関する制度に係る情報を公衆に利用可能なものとすること。

(d) 知的財産権の行使に関する関係法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定に係る情報を公衆に利用可能なものとすること。

第十四・七条 知的財産の保護についての啓発の促進

各締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び

普及の計画を含む。）の促進を継続するために必要な措置をとる。

第B節 知的財産に関する基準

第一款 著作権及び関連する権利

第十四・八条 著作者

各締約国は、著作者に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

- (a) 著作物の全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。
- (b) 著作物の原作品又は複製物を販売その他の方法により公衆に譲渡すること（形式のいかんを問わない。）。ただし、各締約国は、著作物の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（著作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(b)に定める権利の消尽が適用される条件を定めることができること。
- (c) 著作物を有線又は無線の方法により公衆に伝達すること（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）。

第十四・九条 実演家

各締約国は、実演家に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的の権利を与える。

- (a) 実演を固定すること。
 - (b) 実演の固定物の全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。
 - (c) 実演のレコードへの固定物を販売その他他の方法により公衆に譲渡すること。ただし、各締約国は、固定された実演の原作品又は複製物の販売その他他の譲渡（実演家の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(c)に定める権利の消尽が適用される条件を定めることができる。
 - (d) 実演の固定物を有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くこと。
 - (e) 実演を無線の方法により放送し、又は公衆に伝達すること（実演がそれ自体既に放送されたものである場合及び固定物から行われるものである場合を除く。）。
- 第十四・十条 レコード製作者
- 各締約国は、レコード製作者に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的の権利を与える。
 - (a) レコードの全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。

- (b) レコード（複製物を含む。）を販売その他の方により公衆に譲渡すること。ただし、各締約国は、レコードの原作品又は複製物の販売その他の譲渡（レコード製作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(b)に定める権利の消尽が適用される条件を定めることができる。
- (c) レコードを有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くこと。

第十四・十一条 放送機関

- 各締約国は、放送機関に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。
- (a) 放送を固定すること。
- (b) 放送の固定物を複製すること。
- (c) 放送を有線又は無線の方法により公衆の要請に応じて利用が可能となるような状態に置くこと（注¹）。

（注²）

注¹ 英国については、この排他的権利は、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において要請が行われる場合に限定される。

注2　日本国については、この(c)の規定は、公衆の要請に応じて自動的に行われる公衆送信の形式（手動で行われるもの）を除く。）について適用する。

(d) 放送を無線の方法により再放送すること。

(e) 料金を支払うことによって公衆が入場することができる場所において放送を公衆に伝達すること。ただし、各締約国は、その排他的権利行使する条件を定めることができる。

第十四・十二条 レコードの利用

両締約国は、商業上の目的のために発行されたレコードが放送又は公衆への伝達のために利用される場合において実演家及びレコード製作者に対する適当な報酬を確保するための措置について討議することに合意する。

第十四・十三条 保護期間（注）

注　この条のいかなる規定も、締約国がこの条に定める保護期間よりも長い保護期間を定めることを妨げるものではない。

1　ベルヌ条約第二条に規定する文学的又は美術的著作物に関する著作者の権利についての保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死後七十年とする（著作物が適法に公衆に利用可能なものとされる日のいか

んを問わない。）。当該権利の保護期間は、自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、著作物が適法に公衆に利用可能なものとされた後少なくとも七十年とする。著作物の創作の後七十年以内に適法に公衆に利用可能なものとされない場合には、当該保護期間は、著作物の創作から少なくとも七十年とする。

2 実演家の権利についての保護期間は、実演の後少なくとも五十年とする。

3 レコード製作者の権利についての保護期間は、レコードが発行された後少なくとも七十年とする。レコードへの固定から少なくとも五十年以内に発行されなかつた場合には、当該保護期間は、当該固定が行われた後少なくとも五十年とする（注）。

注 各締約国は、五十年を経過した後の二十年の保護期間中に生ずる利益が実演家とレコード製作者との間で公平に配分されることを確保するための効果的な措置をとることができること。

4 放送に係る権利についての保護期間は、放送の最初の送信の後少なくとも五十年とする。

5 この条に定める保護期間は、当該保護期間の根拠となる事実が生じた年の翌年の一月一日から起算する。

第十四・十四条 制限及び例外

各締約国は、自国が締結している条約及び国際協定に従い、第十四・八条から第十四・十二条までに定める権利の制限又は例外について、対象の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合においてのみ定めることができる。

第十四・十五条 美術の著作物に関する著作者の追及権

両締約国は、美術の著作物の原作品の再販売による利益を受ける権利に関する問題並びに英國及び日本国における当該問題の状況について意見及び情報を交換することに合意する。

第十四・十六条 集中管理

1 両締約国は、集中管理を行う団体の間でコンテンツの利用許諾を促進するためにそれぞれの集中管理を行いう団体の間で協力を促進すること及び他方の締約国の国民の著作物又はその他著作権によつて保護される対象の利用に対する使用料の移転を奨励する（注）ことの重要性を認識する。

注 「奨励する」は、集中管理を行う団体の間における契約に干渉することを締約国に要求するものではない。

2 各締約国は、自国の集中管理を行う団体が次のことを行うことを奨励されることを確保する。

(a) 使用料の徴収及び当該団体が代表する権利者への使用料の分配を、公正な、効率的な、透明性のある

及び説明責任を負う態様で行うよう運営すること。

(b) 使用料の徴収及び分配について、公開された、かつ、透明性のある態様で記録を保存すること。

3 両締約国は、集中管理を行う団体が自己の代表する権利者（直接代表するか集中管理を行う他の団体を通じて代表するかを問わない。）を無差別に待遇することを促進するよう努める。

第十四・十七条 既存の対象の保護

1 各締約国は、ベルヌ条約第十八条及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定を、著作物、実演及びレコード並びにこの款の規定によつて要求されるこれらの対象に関する権利及び当該対象に与えられる保護について準用する。

2 締約国は、この協定の効力発生の日に自国の領域において公共の領域（パブリック・ドメイン）にある対象については、保護を回復することを要求されない。

第十四・十八条 技術的保護手段

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によつて許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容さ

れていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに關し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十四・十九条 権利管理情報

1 各締約国は、著作権及び関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次のいずれかの行為を故意に行う者がある場合に關し、適當かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済措置については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次のいずれかの行為を故意に行う者がある場合に關しても、これを定める。

- (a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。
- (b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆に利用可能となる状態に置くこと。

2 「権利管理情報」とは、著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者、著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆に利用可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。

第二款 商標

第十四・二十条 商標により与えられる権利

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得てない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用すること（注）の結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであつて

はならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであつてはならない。

注 この条の規定の適用上、これらの標識を「使用すること」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入し、及び輸出することを含む。

第十四・二十一条 例外

各締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用（注）等限定的な例外を定めるものとし、また、他の限定的な例外を定めることができる。

注 記述上の用語の公正な使用には、工業上又は商業上の公正な慣習に基づく商品又はサービスの地理的原産地を表示するための標識の使用を含む。

第十四・二十二条 侵害とみなす予備行為

各締約国は、ラベル及び包装に関し、登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて当該登録された商標と同一又は類似の標識を商業上使用し、又は使用させることを目的として、当該同一又は類似の標識を付する（注）ラベル又は包装について少なくとも次の予備行為が当該登録

された商標の権利者の承諾を得ることなく行われた場合には、当該予備行為を当該登録された商標の侵害とみなすことを定める。

注 この条の規定の適用上、日本国については、「付する」とは、表示することをいう。

- (a) 製造
- (b) 輸入
- (c) 提示（注）

注 この条の規定の適用上、英国は「提示」を提供又は市場における提供とみなし、日本国は「提示」を譲渡とみなす。

第十四・二十三条 広く認識されている商標

1 両締約国は、パリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3に定める広く認識されている商標の保護を実施するため、千九百九十九年の第三十四回W I P O 加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びW I P O の一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を確認する。

2 いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標

が、当該締約国若しくは他の国において登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。

第十四・二十四条 悪意による商標

各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。（注¹、注²）

注¹ この条の規定の適用上、締約国は、締約国の権限のある当局が商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかどうかを考慮することができる」と定めることができる。

注² 両締約国は、いずれかの締約国又は第三国において他の者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標の登録の出願が、各締約国の適用される法令に従つて決定されるところにより悪意による出願であると認められ得ることを了解する。

第十四・二十五条 登録及び更新の手続

両締約国は、技術的な発展に適応することができる簡素化された商標登録の制度を維持するため、商標の効果的な登録及び更新の手続のための最良の実務を維持することの重要性を認識する。

第三款 地理的表示

第十四・二十六条 適用範囲

1 この款の規定は、両締約国を原産地とするぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料（注1）及び農産

品（注2）の地理的表示の認定及び保護について適用する。

注1 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注2 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。

2 この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

3 附屬書十四－Bに掲げる一方の締約国の地理的表示は、他方の締約国が附屬書十四－Aに掲げる他方の締約国の法令に従つて保護する商品の種類に該当する場合には、この協定に基づいて他方の締約国によつ

て保護されるものとする。

第十四・二十七条 地理的表示の保護に関する制度

1 各締約国は、自国の領域において、地理的表示の登録（注）及び保護のための制度を定め、又は維持する。

注 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「登録」及び「登録する」については、それぞれ、日本国 の関係法令に規定する「指定」又は「保護の確認」及び「指定する」又は「保護を確認する」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

2 1に規定する制度には、少なくとも次の要素を含める。

- (a) 登録された地理的表示の表を公衆に利用可能なものとする公式の手段
- (b) ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを(a)に規定する登録が行われる地理的表示が特定することを確認する行政上の手続
- (c) 異議申立ての手続（第三者の正当な利益を考慮することを認めるもの）

(d) 地理的表示の保護についての取消し（注1）の手続（第三者及び問題となつて いる登録された地理的表示の使用者の正当な利益を考慮するもの）（注2）

注1 この款の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「取消し」については、日本国の関係法令に規定する「保護の適用除外」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

注2 各締約国は、1に規定する制度に関する自国の法令の適用を妨げることなく、地理的表示の登録を無効とするための法的手段を確保する。

第十四・一十八条 地理的表示の表

1 日本国は、附属書十四－B第一編第A節及び第二編第A節に掲げる英國の地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、当該英國の地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて英國が登録している地理的表示であることを認める。日本国は、この款の規定に従つて当該英國の地理的表示を保護する。

2 英国は、附属書十四－B第一編第B節及び第二編第B節に掲げる日本国地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、当該日本国地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に

規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて日本国が登録している地理的表示であることを認める。英國は、この款の規定に従つて当該日本国の地理的表示を保護する。

第十四・二十九条 地理的表示の保護の範囲

1 一方の締約国は、第十四・三十三条の規定に従うこととを条件として、附属書十四一Bに掲げる他方の締約国の地理的表示に関し、利害関係者に対し、自國の領域において次のことを防止するための法的手段を確保する。（注）

注 各締約国は、この1の規定の適用上、次節第二款の規定にかかわらず、行政上の措置による実施を確保することができる。

(a) 次の場合であつても、ある商品を特定する地理的表示を当該地理的表示の明細書における該当する要件を満たしていない同種の商品（注）に対して使用すること。

注 この1、第十四・三十二条4並びに第十四・三十三条1及び2の規定の適用上、「同種の商品」とは、第十四・二十七条2に定める締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品との関係において、当該締約国において登録される地理的表示に係る商品と同一の商品分類に該当する商品をいう。

(i) 真正の原産地が表示される場合

(ii) 当該地理的表示が翻訳又は音訳（注1）が行われた上で使用される（注2）場合

注1 この款の規定の適用上、音訳には、関連する地理的表示の一以上の原語の発音に沿った文字の変換を含む。

注2 翻訳又は音訳が行われた上で使用されることについては、個別の事例に応じて判断されるものと了解する。この(ii)の

規定は、保護される名称と翻訳又は音訳が行われた用語との間に関連がないという証拠が提供される場合には、適用しない。

(iii) 当該地理的表示が「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合

(b) 商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地又は性質について公衆を誤認させるような方法で、問題となっている商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。

(c) その他パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。

2 各締約国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、同一である地理的表示が自国の領域において相互に区別されるような実際的条件を定めることができる。

3 一方の締約国は、この協定に基づいて保護される他方の締約国の地理的表示と同一である第三国の地理

的表示を国際協定に従つて保護しようとする場合には、異議申立てのための公示の日までに、他方の締約国に対し、意見を表明する機会について通報する。ただし、第三国の関連する地理的表示の保護についての異議申立ての手続がこの協定の効力発生の日の後に開始される場合に限る。

4 各締約国は、前条に規定する異議申立ての手続及び審査において、ある名称を附属書十四－Bに掲げる地理的表示として保護することが要求されない理由として次の事項を考慮することができる。

(a) 当該名称が、植物の品種又は動物の種類の名称に抵触し、結果として商品の真正の原産地を消費者に誤認させるおそれがあること。

(b) 当該名称が、関係する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語であること。

第十四・三十条 地理的表示の使用の範囲

1 いかなる者も、この款の規定に基づいて保護される地理的表示を使用することができます。ただし、その使用が、当該地理的表示によつて特定される商品に関連しており、かつ、この協定に基づく保護の範囲に従うものである場合に限る。

2 一方の締約国の地理的表示がこの協定に基づき他方の締約国において保護される場合には、その保護される名称の正当な使用は、他方の締約国において使用者の登録又は追加の料金の対象とされない。

第十四・三十一条 商標との関係

1 各締約国は、地理的表示がこの款の規定に基づいて保護される場合には、その使用が商品の品質を誤認させるおそれがある商標の登録を拒絶する。ただし、当該商標の登録出願が、関係する領域において2及び3に規定する地理的表示の保護を適用する日（注）の後に提出される場合に限る。この1の規定に違反して登録された商標については、無効とする。

注 この1の規定の適用上、二千十九年二月一日又は第十四・二十八条に規定する地理的表示に関する異議申立てのための公示の日のうちいづれか遅い日の後に締約国において提出された商標の出願の審査については、当該地理的表示に関する異議申立てのための公示を考慮する。

2 第十四・二十八条に規定する地理的表示であつて、この協定の効力発生の日に附属書十四－Bに掲げられているものについては、保護を適用する日は、この協定の効力発生の日とする。

3 第十四・三十四条に規定する地理的表示であつて、この協定の効力発生の日に附属書十四－Bに掲げら

れていないものについては、保護を適用する日は、同附属書の改正の効力発生の日とする。

4 両締約国は、地理的表示に先行し、かつ、抵触する商標が締約国において存在することが、当該締約国において、同種の商品についてのその後の地理的表示のこの協定に基づく保護を完全に妨げるものではないことを認識する。（注）

注 権限のある当局は、先行する既存の商標に抵触する地理的表示の保護について一定の条件を要求することができる。

5 締約国において地理的表示がこの協定に基づいて保護される前に、当該締約国において、商標が善意に出願され、若しくは登録された場合又は商標に関する権利が善意の使用により取得された場合には、この款の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が当該地理的表示と同一又は類似のものであることを理由として、当該商標の登録の適格性若しくは有効性又は当該商標を使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・三十二条 保護の執行

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、附属書十四一Bに掲げる地理的表示を保護するため、自国の法令に従い、職権により、又は利害関係者の要請により、適當な措置をとる権限を与える。

第十四・三十三条 例外

1 第十四・二十九条1の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産品を特定する附属書十四－Bに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認ができる表示を付する。

2 第十四・二十九条1の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四－Bに掲げられている他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間（注）の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する（貿易関連知的所有権協定第二十四条4の規定が適用される場合を除く。）。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認ができる表示を付する。

注 この2の規定にかかわらず、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定するこの協定の効力発生日の時点での附屬書十

四一Bに掲げられている地理的表示については、経過期間は、この協定の効力発生の日から最大三年とする。

3 各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、1及び2に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際的条件を定めることができる。

4 1に規定する経過期間は、1に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品に対する地理的表示の使用が他方の締約国の領域において適用される附属書十四一Aに掲げる関係法令を遵守していない場合については、適用しない。

5 この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・三十四条 地理的表示の表の改正

1 両締約国は、第十四・二十八条に規定する地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、第十四・六十一条3及び4の規定に従い附属書十四一Bの地理的表示の表を両締約国が満足するよう改訂する可能性について合意する。

2 第十四・二十九条4の規定は、附属書十四－Bに掲げる地理的表示として保護される名称の追加について適用する。

3 この款のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国の地理的表示であつて、他方の締約国の法令に従つて保護されておらず、又は保護が終了したものと保護することを義務付けるものではない。各締約国は、原産地である締約国の領域において地理的表示の保護が終了した場合には、他方の締約国に通報する。

4 両締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、附属書十四－Bに掲げる地理的表示の保護の継続に影響を及ぼす問題に関し、相互に受け入れができる解決を得るため、同附属書の改正のための協議を行う。

5 両締約国は、この協定の効力発生の後可能な限り速やかに、附属書十四－Bにまだ掲げられていない締約国の領域を原産地とする商品を特定する既存の地理的表示であつて当該締約国の法令に従つて当該領域において保護されているものを同附属書の地理的表示の表に加えるための協議を開始する。一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の領域において保護されるために同附属書に加えることを求める

地理的表示の一覧表並びにその明細書並びに当該地理的表示及びその明細書の日本語表記（英國の地理的情報の受領の後可能な限り速やかに、自國の法令に従い、當該地理的表示についての審査及び異議申立ての手続を実施する。當該審査及び異議申立ての手続の完了の後可能な限り速やかに、知的財産に関する専門委員会は、第十四・六十一条³の規定に従い、合同委員会に対し、地理的表示として保護される名称を加えるための同附属書の改正について勧告を行う。

第四款 意匠（注）

注 この款の規定の適用上、英國については、「意匠」とは、登録されたデザインをいう。

第十四・三十五条 意匠

1 各締約国は、独自に創作された新規性及び独創性（注¹）のある意匠（製品（注²）の部分についての意匠を含み、当該部分が当該製品から分離することができるかどうかを問わない。）の保護について定める。當該保護は、登録により与えられるものとし、また、この条の規定に従い権利者に対して排他的の権利を与える。

注 1 この条の規定の適用上、締約国は、自国の法令に従つて「独自の性質を有する」意匠を独創性のあるものと認めることがで
きる。

注 2 この 1 及び 2 の規定の適用上、日本国については、「製品」を「物品」と解釈する。

2 複合製品の構成部品を成す製品に適用され、又は組み込まれる意匠については、次の(a)及び(b)に定める
要件(注)を満たす場合には、新規性及び独創性のあるものと認める。

注 締約国は、(a)及び(b)に定める要件に代えて、自国の法令に基づく要件に基づき、複合製品の構成部品を成す製品に適用され、
又は組み込まれる意匠を新規性及び独創性のあるものと認めることができる。

(a) 複合製品に組み込まれた構成部品を当該複合製品の通常の使用(注)中に引き続き視認することができ
きること。

注 この 2 の規定の適用上、「通常の使用」とは、最終使用者による使用をいい、保守、点検及び修理の作業を除く。
(b) 構成部品の視認ができる特徴がそれ自体で新規性及び創作性の要件を満たすこと。

3 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第一一六条 2 の規定に適合する方法により、意匠の保護について
限定的な例外を定めることができる。

4 この条の規定は、この章又は各締約国の法令の規定であつて、他の知的財産（商品の登録されていない外観、著作権、商標その他の識別性のある標識及び特許を含む。）に関するものの適用を妨げるものではない。

5 各締約国は、保護されている意匠の権利者の承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠と同一又は類似の意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売の申出をし、販売し、輸入し、又は輸出することを当該権利者が防止する権利を少なくとも有することを確保する。

6 各締約国は、意匠登録の出願人が、権限のある当局に対し当該出願人が指定する期間（自国の法令に定める期間を超えないものとする。）中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。

7 各締約国は、意匠についての保護の合計期間が、出願が行われた日又は行われたものと取り扱われる日から二十五年の期間が満了する前に終了しないことを確保する。

第十四・三十六条 複数の意匠の出願（注）

注 両締約国は、日本国が、自国の関係法令が施行された後にのみ、かつ、いかなる場合においてもこの協定の効力発生の日から六箇月以内に、この条に規定する義務を実施することを了解する。

各締約国は、一の願書によつて二以上の意匠の登録を認める意匠の登録の制度を定める。

第五款 商品の登録されていない外観

第十四・三十七条 商品の登録されていない外観

1 両締約国は、意匠、著作権又は不正競争の防止に関する法令によつて商品の外観を保護することができることを認識する。

2 各締約国は、自国の法令に定める範囲内で、商品の登録されていない外観を複製することによつて当該外観が使用される場合において、その使用を防止するための法的手段を確保する。当該使用には、少なくとも、当該商品についての販売の申出、市場への提供、輸入及び輸出を含む。（注）

注 この条の規定の適用上、締約国は、「複製」、「外観」、「申出」及び「市場への提供」を、それぞれ「模倣」、「形態」、「展示」及び「販売」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

3 商品の登録されていない外観についての保護期間は、両締約国それぞれの法令に従つて少なくとも三年とする。

第六款 特許

第十四・三十八条 特許

1 各締約国は、特許が特許権者に対し次の排他的権利を与えることを確保する。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売、これらを目的とする輸入又は輸出（注）を防止する権利

注 この1の規定の適用上、締約国は、「輸出」が「販売の申出」の範囲に含まれると解釈し、「販売の申出」に関する義務を遵守することによって「輸出」に関する義務を履行することができる。

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法により直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売、これらを目的とする輸入又は輸出を防止する権利

2 各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、当該例外が特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

3 両締約国は、それぞれの領域における単一の特許保護制度（統一された司法制度を含む。）を定めるこ

との重要性を認識する。

4 両締約国は、実体的な特許法の国際的な調和、特に、猶予期間、先使用権及び係属中の特許出願の公開についての調和を促進するために引き続き協力する。

5 両締約国は、それぞれの実体的な特許審査に影響を及ぼすことなく、出願人が効率的かつ迅速な態様で特許を取得することができるようとするため、調査及び審査の結果の相互利用（例えば、特許協力条約に基づく利用その他の利用（注））を促進する協力について十分に考慮する。

注 この利用には、特許審査ハイウェイに基づくものを含めることができる。

第十四・三十九条 特許及び公衆の健康

1 両締約国は、WTOの閣僚会議において二千一年十一月十四日にドーアで採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーア宣言の重要性を認識する。両締約国は、この章の規定に基づく権利及び義務の解釈及び実施に当たり、同宣言との整合性を確保する。

2 各締約国は、二千十七年一月二十三日に効力を生じた貿易関連知的所有権協定第三十一条の一並びに同条に関する附属書及びその付録の規定を尊重する。

第十四・四十条 医薬品（注1）及び農業用の化学品（注2）に関する特許により与えられる保護期間の延長

注1 英国については、この条に規定する「医薬品」とは、医薬品の補足的保護証明書に関する一千九百九十九年五月六日の歐州議会及び閣僚理事会の規則（EC）第四六九・一〇〇九号に定義する医薬品をいう。

注2 英国については、この条に規定する「農業用の化学品」とは、植物防疫製品の補足的保護証明書の作成に関する千九百九十九年七月二十三日の歐州議会及び閣僚理事会の規則（EC）第一六一〇・九六号に定義する植物防疫製品をいう。

各締約国は、医薬品又は農業用の化学品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令に定める条件に従い、販売承認手続のため特許を与えられた発明を実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。最長の補償的な保護期間は、この協定の署名の日において、各締約国の関係法令により五年（注）と定められる。

注 英国については、小児に関する研究が実施され、及びその研究結果が製品情報に反映された医薬品の場合には、更に六箇月延長することができる。

第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

第十四・四十一条 営業秘密の保護の範囲

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、営業秘密を十分かつ効果的に保護することを確保する。

2 この条及び次節第三款の規定の適用上、

(a) 「営業秘密」とは、次の全ての要件を満たす情報をいう。

(i) 情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず、又は当該者が容易に知ることができないという意味において秘密であること。

(ii) 秘密であることにより商業的価値があること。

(iii) 情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための状況に応じた合理的な措置がとられていること。

(b) 「営業秘密の保有者」とは、営業秘密を合法的に管理する者をいう。

3 この条及び次節第三款の規定の適用上、各締約国は、自国の法令に従い、少なくとも次の行為を公正な

商慣習に反するものと認めることを定める。

- (a) 不法な手段により営業秘密の保有者の承諾を得ることなく営業秘密を取得すること又は合法的に営業秘密の保有者の管理の下にある文書、物体、資料、物質若しくは電子ファイル（営業秘密を含み、又は営業秘密を推測することができるもの）について許可なくアクセスし、盗取し、若しくは複製すること。

- (b) 次のいずれかの条件を満たすと認められる者が、営業秘密の保有者の承諾を得ることなく営業秘密を使用し、又は開示すること。

- (i) (a)に規定する態様で営業秘密を取得したこと。
- (ii) 不正な利益を得る意図又は営業秘密の保有者に損害を与える意図をもって、秘密保持に関する合意その他の営業秘密を開示しない義務に違反すること。
- (iii) 不正な利益を得る意図又は営業秘密の保有者に損害を与える意図をもって、契約上の義務その他の義務であつて、営業秘密の使用を制限するものに違反すること。
- (c) 営業秘密の取得、使用又は開示の時点において、当該営業秘密がこれを(b)に規定する態様で開示して

いた他の者から直接又は間接に取得されたものであることを知っていた又はそのような状況において知つていいべきであった（注）者（b）に規定する行為を行うよう他の者を誘引した者を含む。）が当該営業秘密を取得し、使用し、又は開示すること。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「知つていいべきであった」を「知らないことについて重大な過失があつた」と解釈することができる。

4 この款のいかなる規定も、締約国に対し、次の行為について、公正な商慣習に反するものと認めること

又は次節第三款に定める措置、手続及び救済の対象とすることを要求するものではない。

- (a) ある者が関連する情報を独立して発見し、又は創出すること。
- (b) 合法的に製品を所持し、かつ、関連する情報の取得を制限する法的に有効な義務を負わない者が製品を分解し、又は解析すること（リバース・エンジニアリング）。
- (c) 関係法令の要請又は許可により情報を取得し、使用し、又は開示すること。
- (d) 通常の雇用の過程において公正に取得した経験及び技術を従業員が活用すること。
- (e) 表現及び情報の自由についての権利の行使において情報を開示すること。

第十四・四十二条 販売承認の手続における試験データの取扱い

1 各締約国は、自国の関係法令に従い、新規性のある医薬用有効成分を利用する医薬品（注）の販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された開示されていない試験データその他のデータを当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間利用し、又は参照することを防止する。当該期間は、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により少なくとも六年と定められる。

注 英国については、この条に規定する「医薬品」とは、医薬品の補足的保護証明書に関する二千九百九十九年五月六日の歐州議会及び閣僚理事会の規則（EC）第四六九・一〇〇九号に定義する医薬品をいう。

2 締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品（注）の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていらない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従つて次のいずれかのことを確保する。

注 英国については、この条に規定する「農業用の化学品」とは、植物防疫製品の補足的保護証明書の作成に関する千九百九十六

年七月二十三日の歐州議会及び閣僚理事会の規則（EC）第一六一〇・九六号に定義する植物防疫製品をいう。

(a) 販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも十年間利用し、又は参照することを防止すること。

(b) 同一の製品に関して先行する申請があつた場合においても、販売承認の申請者が当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも十年間原則として試験データの一式全てを提出することを要求すること。

第八款 植物の新品種

第十四・四十三条 植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のUPOV条約に基づく権利及び義務に従い、全ての植物の種類の新品種に対する保護を与える。

第九款 不正競争

第十四・四十四条 不正競争

1 各締約国は、パリ条約（注）に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

注 両締約国は、パリ条約第十条の二の規定がサービスの提供に関連する不正競争行為をそれぞれの法令に従つて対象とすることを了解する。

2 国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名（注1）を管理するための英国及び日本国のそれぞれの制度に關し、少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもつて登録し、又は保有する場合には、それぞれの法令に従つて適當な救済（注2）を利用可能なものとする。

注1 英国については、この2の規定は、「.uk」のドメイン名についてのみ適用する。

注2 両締約国は、この2に規定する救済には、特に、登録されたドメイン名の抹消、取消し及び移転、ドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者及びドメイン名の登録機関に対する差止めによる救済又はドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者に対する損害賠償を含めることができるることを了解する。

3 各締約国は、パリ条約第六条の七(2)の規定の実施を通じて、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護を与える。

第C節 権利行使

第一款 一般規定

第十四・四十五条 権利行使に関する一般規定

1　両締約国は、貿易関連知的所有権協定、特にその第三部の規定に基づく約束を確認する。各締約国は、この節に規定する補完的な措置、手続及び救済（注）であつて、知的財産権の行使を確保するために必要なものを定める。当該措置、手續及び救済は、公正かつ公平なものとし、不必要に複雑な又は費用を要するものであつてはならず、また、不合理な期限を付されるもの又は不当な遅延を伴うものであつてはならない。

注　締約国は、この章に規定する民事上及び行政上の措置、手續及び救済に影響を及ぼすことなく、知的財産権が侵害された場合の他の適当な制裁を定めることができる。

2　1に規定する措置、手續及び救済については、効果的な、均衡がとれた及び抑止力のある（注）ものとし、また、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「抑止力のある」を貿易関連知的所有権協定第四十一条に規定する「抑止する」と同一の

意義を有するものとみなすことができる。

3 各締約国は、次のことを行うようあらゆる合理的な努力を払う。

(a) 少なくとも不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。

(b) 知的財産権の行使に関する自国の権限のある当局の利用可能な資源の範囲内で、当該権限のある当局の間の内部の調整を確保し、及び当該権限のある当局による共同行動を円滑にすること。

第十四・四十六条 権利を有する申立人

各締約国は、次の者をこの節に規定する措置、手続及び救済の適用を求める権利を有する者と認める。

- (a) 自国の法令に基づいて知的財産権を保有する者
- (b) 第十四・四十一条に規定する営業秘密の保有者
- (c) 自国の法令により許容される限りにおける他の全ての者及び団体

第二款 民事上の救済に係る権利行使（注1、注2）

注1 この款の規定は、前節第一款から第九款まで（第七款を除く。）に定める知的財産権について適用する。

注2　日本国については、地理的表示に係る民事上の権利行使は、パリ条約第十条の一及び貿易関連知的所有権協定第二十二条の規定の範囲内で確保される。

第十四・四十七条 証拠を保全するための措置

1 各締約国の司法当局は、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全するため、適当な場合には秘密の情報の保護を確保する手続に従つて、迅速かつ効果的な暫定措置を命ずる権限を有する。

2 各締約国の司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、暫定措置における他方の当事者に対して意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3 各締約国は、知的財産権の侵害について、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害行為に関連する材料及び道具並びに侵害行為に関連する証拠書類（原本であるか写しあるかを問わない。）を差押えその他の方で管理の下に置くことを命ずる権限を有することを定める。

第十四・四十八条 情報に関する権利

各締約国は、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報の処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、少なくとも証拠を収集する目的のため、自国の関係法令に規定する関連情報であつて、当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを当該権利者又は当該司法当局に提供するよう命ずる権限を有することを定める。このような情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に関与した者に関する情報及び物品又はサービス（知的財産権を侵害するもの又は侵害していると申し立てられたもの）の生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に関与したと申し立てられた第三者及び当該物品又はサービスの流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。

第十四・四十九条 暫定措置及び予防措置

- 1 各締約国は、自国の司法当局が、申立人の要請に応じて、侵害したと申し立てられた者に対し、中間的な差止命令（知的財産権の急迫した侵害を防止すること、知的財産権の申し立てられた侵害の継続を暫定的に禁止し、及び自国の法令で定める場合において適当なときは反復する罰金の支払の対象とすること又

は権利者に対する補償の確保を意図した保証金の提供を知的財産権の申し立てられた侵害の継続の条件とすることを意図するもの）を発することができる）ことを確保する。中間的な差止命令については、関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するためを使用されている場合に限る。）に対しても、適当な場合には同一の条件に基づいて発することができる。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

2 中間的な差止命令は、知的財産権の侵害の疑いのある物品の流通経路への流入又は流通経路内での移動を防止することを目的として、当該物品の差押え又は引渡しを命ずるためであつても発することができます。

3 各締約国は、商業的規模で行われた申し立てられた侵害の場合において、申立人が損害の回復を損なうおそれのある状況を立証したときは、自国の司法当局が侵害したと申し立てられた者の動産及び不動産の予防的な差押え（銀行口座及び他の財産の凍結を含む。）を命ずることを確保する。

第十四・五十条 是正措置

1 各締約国は、自国の司法当局が、侵害を理由として権利者に支払われるべき損害賠償に影響を及ぼすこ

となく、申立人の要請に応じて、知的財産権を侵害していると認定した物品をいかなる補償もなしに少なくとも流通経路から完全に除去し、又は廃棄する（例外的な場合を除く。）ことを命ずることができることを確保する。当該司法当局は、適当な場合には、当該物品の生産又は製造において主として使用される材料及び道具を廃棄することも命ずることができるものとする。

2 各締約国の司法当局は、特別の理由がない限り、1に定める是正措置が侵害者の費用負担によつて実施されることを命ずる権限を有する。

第十四・五十一条 差止命令

各締約国は、司法上の決定が知的財産権の侵害を認定する場合には、自国の司法当局が、侵害者及び適当なときは関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するためを使用されている場合に限る。）に対し、その侵害の継続を禁止するための差止命令を発することができるることを確保する。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

第十四・五十二条 損害賠償

1 各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、知的財産権を侵害する活動を行っていることを知っていた又は知ることができるとする合理的な理由を有していた侵害者に対し、侵害の結果として権利者が被つた損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2 各締約国の司法当局は、知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益を含めることができる。）を考慮することができる。

3 締約国は、自国の法令において1に規定する損害賠償の額を決定するための推定（注）について定めることができる。

注 この推定には、損害賠償の額が次のいずれかの額であるとの推定を含めることができる。

- (a) 少なくとも、権利者がその知的財産権の行使により受け取る権利を有したであろう額（合理的な使用料を含めることができる。）であって、その知的財産の許諾を得ない使用について権利者に補償するためのもの
- (b) 侵害行為により侵害者が得た利益の額
- (c) 権利者の知的財産権を侵害する物品（実際に第三者に譲渡された物品に限る。）の数量に侵害行為がなかつたならば権利者

が販売していたであろう物品の単位数量当たりの利益の額を乗じた額

第十四・五十三条 費用

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限を有することを定める。

第十四・五十四条 著作者又は所有者の推定

1 各締約国は、文学的又は美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者本人と認められ、その結果、権利の侵害について訴えを提起することを認められるためには、当該著作者の名が通常の方法により当該著作物に表示されていることで足りることを確保する。

2 締約国は、著作権に関連する権利の権利者について、その保護された対象に關し1の規定を準用することができる。

第十四・五十五条 司法手続の利用の機会

両締約国は、権利者が司法手続の利用の機會を有することを確保することの重要性を認識するものとし、

また、権利者が不当な遅延及び不合理な費用を伴うことなく自己の権利行使することができるようにするための効果的な司法制度及び代替的な紛争解決の制度を有することを確保する。

第三款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

第十四・五十六条 民事上の手続及び救済

1 各締約国は、営業秘密の取得、使用又は開示が公正な商慣習に反する方法により行われる場合に当該営業秘密の保有者がその取得、使用又は開示を防止し、及び是正するための適当な民事上の司法手続及び救済を定める。

2 各締約国は、自国の法令に従い、自国の司法当局が、関連する民事上の司法手続に關係する当事者、その弁護士その他の者に対し、営業秘密又は営業秘密として申し立てられたもの（十分な理由が付された利害関係者による申立てに応じて自国の司法当局が秘密と認定し（注）、かつ、当該当事者、その弁護士その他の者が当該民事上の司法手続に参加することにより知るに至つたもの）の使用又は開示を行わないよう命ずる権限を有することを定める。

注 締約国は、自国の司法当局が秘密保持命令により営業秘密を秘密と認定することができることを定めることができる。

3 各締約国は、関連する民事上の司法手続において、自国の司法当局が少なくとも次の権限を有することを定める。

(a) 公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示を防止するための差止めによる救済を命ずること。

(b) 公正な商慣習に反する方法により営業秘密を取得し、使用し、又は開示していることを知っていた又は知っているべきであった（注）者が、当該営業秘密の保有者に対し、当該営業秘密のそのような取得、使用又は開示により被つた実際の不利益に相応する損害賠償を支払うよう命ずること。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「知っているべきであった」を「知らないことについて重大な過失があった」と解釈することができる。

(c) 公正な商慣習に反する方法による営業秘密の取得、使用又は開示の申立てに関する民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの秘密性を保護するため、特定の措置をとること。当該特定の措置には、自国の法令に従い、特定の文書の全部又は一部へのアクセスを制限すること、審理及びこれに対応する記録又は写しへのアクセスを制限すること並びに営業秘密を含

む箇所が削除され、又は編集された秘密を含まない版の司法上の決定を利用可能なものとするとの可能性を含めることができる。

(d) 民事上の司法手続において提示された営業秘密又は営業秘密として申し立てられたものの保護に關し、2に定める司法上の命令に違反した当該司法手続に關係する当事者、その弁護士その他の者に対して制裁を科すること。

4 締約国は、公正な商慣習に反する行為が、自国の関係法令に従い、不当行為、不法行為若しくは違法行為を明らかにするため又は法令により認められた正当な利益を保護するために行われる場合については、1に規定する民事上の司法手続及び救済を定めることを要求されない。

第四款 国境措置に係る権利行使

第十四・五十七条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、輸入され、又は輸出される物品（注1）に関し、権利者が商標、著作権及び関連する権利、地理的表示（注2）、特許、実用新案、意匠並びに植物の品種に関する権利の侵害の疑いのある物品（以下この条において「侵害の疑いのある物品」という。）の解放を停止し、又はこれを留置するよう自

国の税関当局に対し求める申立てを提出することができる手続を自国の関税領域において採用し、又は維持する。

注1 この条の規定の適用上、英國については、「輸入され、又は輸出される物品」とは、税関管理の下にある物品であつて、税領域に持ち込まれ、関税領域から持ち出され、関税領域に一時蔵置され、税関手続の下に置かれ、又は再輸出されるものをいう。

注2 日本国は、地理的表示に関し、自国の法令に従い、適當な権限のある当局による行政上の措置であつて、侵害の疑いのある物品の国内市場への解放を防止するためのものを定めることにより、この条に定める義務を履行することができる。

2 各締約国は、1に規定する申立てが認められ、又は記録された場合に当該申立てを自国の税関当局が管理する電子的なシステムを設ける。

3 各締約国の税関当局は、1に規定する申立ての提出から合理的な期間内に、当該申立てを認め、又は記録することを決定する。

4 各締約国は、1に規定する申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。

5 各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止

し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する。（注）

注 この5の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる。この場合において、

(a) 「保税運送」とは、物品を一の税関官署から他の税関官署まで税関管理の下に運送する税関手続をいう。

(b) 「積替え」とは、輸入及び輸出の双方を扱う一の税関官署の区域内で、税関管理の下に輸入の運送手段から輸出の運送手段に物品を移し替える税関手続をいう。

6 第四・九条の規定は、この条に規定する侵害の疑いのある物品の検出を対象とする。

7 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が権利者に対し、解放が停止され、又は留置された物品に関する情報（当該物品に関する記述及び数量並びに判明している場合には、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該物品の原産国を含む。）を提供する権限を与えることができる。

8 締約国は、1及び5に定める手続の開始の後合理的な期間内に、侵害の疑いのある物品が侵害しているかどうかを自国の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持することができる。こ

の場合において、当該権限のある当局は、物品が侵害しているとの認定を行つた後その廃棄を命ずる権限を有する。締約国は、関係する者が廃棄に同意するか又は反対しない場合には、侵害について正式な認定を必要とすることなく侵害の疑いのある物品の廃棄を可能とする手続を定めることができる。

9 1及び5の規定に基づいて解放を停止し、又は留置した物品について、締約国が権利者に対し当該物品の保管又は廃棄に実際に要した費用の負担を要求する場合には、当該費用については、当該物品の保管又は廃棄のために提供された役務に応じたものとする。

10 権利者によつて又はその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入については、この条の規定を適用する義務は生じない。締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この条の規定の適用から除外することができる。

11 第四・三条4に規定する協議は、この条の規定に基づく各締約国の税関当局による国境措置についても取り扱う。

12 両締約国の税関当局は、この款の規定の対象となる知的財産の侵害に対する国境措置について協力することができる。

13 第十四・六十一條に規定する知的財産に関する専門委員会の責任に影響を及ぼすことなく、第四・十四

条に規定する原産地規則及び税関に関する事項に関する専門委員会は、次の事項についての協力の可能性について検討することができる。

(a) 侵害物品又は侵害の疑いのある物品の押収に関する一般的な情報の交換

(b) 次の情報に関して共通の関心を有する特定の項目に関する対話の実施

(i) 侵害の疑いのある物品の検出における危険度に応じた管理手法の制度の利用に関する一般的な情報

(ii) 侵害物品への対策におけるリスク分析に関する一般的な情報

第五款 刑事上の制裁に係る権利行使

第十四・五十八条 刑事上の手続及び刑罰

1 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であつて、少なくとも故意により商業的規模（注）で行われる商標

の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用されるものを定める。

注 この款の規定の適用上、商業的規模で行われる行為には、少なくとも商業上の利益又は金銭上の利得を得るための商業活動として行われる行為を含む。

2 各締約国は、故意により商業的規模で行われる不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。 (注)

注 両締約国は、各締約国が商業的規模で行われる不正商標商品又は著作権侵害物品の頒布又は販売を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、この2の規定に基づく自国の義務を履行することができることを了解する。

3 各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の輸入(注1)及び国内における使用であつて、故意により及び商業上かつ商業的規模で行われるものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。(注2)

注1 締約国は、ラベル又は包装の輸入に関する自国の義務を頒布に関する措置を通じて履行することができる。

注2 締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この3の規定に基づく自国の義務を履行することができる。

- (a) 自国の領域において登録されている商標と同一であるか又は識別することができない商標が、許諾なしに当該ラベル又は包装に付されていること。
- (b) その自国の領域において登録されている商標についての物品と同一の物品について商業上使用するた

めのものである」と。

4 各締約国は、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製（注）であつて、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものに対処することと及び当該損害を抑止することの必要性を認めて、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置（刑事上の手続及び刑罰に限定することを要しない。）を採用し、又は維持する。

注 この条の規定の適用上、締約国は、「複製（copying）」の用語を「複製（reproduction）」と同一の意義を有するものとして取り扱うことができる。

5 各締約国は、この条の規定により刑事上の手続及び刑罰を定める」とを要求される犯罪について、ほう帮助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保する。

6 各締約国は、1から5までに規定する犯罪に関し、次の事項について定める。

(a) 締約国の司法当局その他の権限のある当局が、不正商標商品又は著作権侵害物品であるとの疑いがある物、申し立てられた犯罪のために使用された関連する材料及び道具、申し立てられた犯罪に関連する証拠書類並びに申し立てられた侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の差押えを命

ずる権限を有すること。締約国は、差押えの対象となる物件の特定をこの(a)に規定する司法上の命令を発するための前提とする場合には、差押えを目的として当該物件を特定するために必要である以上に詳細に当該物件について説明することを要求してはならない。

(b) 締約国の司法当局が、自国の法令に従い、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて取得された資産の没収を命ずる権限を有すること。

(c) 締約国の司法当局が、自国の法令に従い、次に掲げる物の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。

- (i) 全ての不正商標商品及び著作権侵害物品
- (ii) 主として不正商標商品又は著作権侵害物品の生産において使用された材料及び道具
- (iii) 不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装 (i)及び(ii)に掲げる物に該当するものを除く。)

不正商標商品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、当該司法当局その他の権限のある当局は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様でそれらを流通経路から排除することを確保する。各締約国は、この(c)の規定に基づく没収又は廃棄が被告人に対するいかなる補償もなく行わ

れることを更に定める。

- (d) 締約国の司法当局その他の権限のある当局が、侵害に関する民事上の（注）手続のため、関係当局によつて保管されている物品、材料、道具及び他の証拠を権利者に解放し、又はこれらに代えて利用する機会を提供する権限を有すること。

注 締約国は、侵害に関する行政上の手続に関連してこの(d)に規定する権限を定めることができる。

- 7 締約国は、1から5までに規定する犯罪について、自国の司法当局が侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の価額に相当する価額の資産の差押え若しくは没収又はこれらに代わる罰金を命ずる権限を有することを定めることができる。

- 8 各締約国は、自国の法的原則に従い、この条に定める犯罪であつて自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものについて法人の責任（刑事上の責任とすることができる。）を確立するため必要な措置をとる。この法人の責任は、刑事犯罪を行つた自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。

第六款 デジタル環境における権利行使

第十四・五十九条 デジタル環境における権利行使

- 1　両締約国は、第二款及び前款に定める範囲内で、デジタル環境において生ずる知的財産権の侵害行為に対する効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）を可能にするために権利行使の手続が自国の法令において利用可能であることを確保する。
- 2　各締約国は、オンライン・サービス・プロバイダが自国の法令に従い知的財産権を侵害するコンテンツへのアクセスを妨げる措置をとる場合には、当該オンライン・サービス・プロバイダが自国の法令に従い知的財産権を侵害するオンライン・サービス又は設備の利用者による知的財産権の侵害について、当該オンライン・サービス・プロバイダのオンライン・サービス又は当該オンライン・サービス・プロバイダに対する救済措置を制限するための適切な措置をとる。
- 3　1の規定を適用するほか、各締約国の権利行使の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害（侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。）及び商標権の侵害（電子商取引のプラットフォーム及びソーシャルメディアを通じたものを含む。）について適用する。当該手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該締約国の法令に従つて維持されるような態様で実施さ
れる。

4 各締約国は、正当な競争を保護し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則を自国の法令に従つて維持しつつ、商標権及び著作権又は関連する権利の侵害に効果的に対処するため、産業界における協力に向けた努力を促進するよう努める。

5 締約国は、自国の法令に従い、商標権又は著作権若しくは関連する権利が侵害されていることについて権利者が法的に十分な主張を提起し、かつ、侵害に使用されたと申し立てられたアカウントを保有する者を特定することができる十分な情報がこれらの権利の保護又は行使のために求められている場合において、オンライン・サービス・プロバイダに対し当該情報を当該権利者に速やかに開示するよう命ずる権限を自国の権限のある当局（注）に付与することができる。この手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該締約国の法令に従つて維持されるような態様で実施される。

注 この条の規定の適用上、「権限のある当局」には、締約国の法令上の司法当局、行政当局又は法執行当局であつて適当なもの を含むことができる。

6 両締約国は、適當な場合には、知的財産権を尊重することの重要性及び知的財産権の侵害が及ぼす有害

な影響について公衆の意識を向上させるための措置をとることを促進する。この措置には、産業界、市民社会団体及び権利者の代表との協力を含めることができる。

第D節 協力及び制度上の措置

第十四・六十条 協力

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産に関する事項についての締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含め、それぞれの法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産に関して協力する。

2　1の規定の適用上、協力には、情報の交換、経験及び技能の共有並びに両締約国間で合意する他の形態の協力及び活動を含めることができる。当該協力については、例えば、次の分野を対象とすることができる。

- (c) (a) 国内の及び国際的な知的財産に関する政策の策定
- (b) 知的財産の管理及び登録の制度
- (c) 知的財産に関する教育及び啓発

(d) 次の事項に関連する知的財産に係る問題

(i) 中小企業

(ii) 科学、技術及びイノベーションに係る活動

(iii) 技術の創造、移転及び普及

(e) 研究、イノベーション及び経済成長のための知的財産の利用に係る政策

(f) 知的財産に関する多数国間協定、例えば、W I P O の主催の下で締結され、又は運用されるものの実

施

(g) 開発途上国のための技術支援

(h) 知的財産権の侵害の防止に関する最良の慣行、事業及び計画（両締約国の領域外において登録されたウェブサイトに係る措置を含む。）

(i) 世界的規模の知的財産権の侵害に対する共同の努力についての一層の活動に向けた可能性の探求

3 両締約国は、知的財産に関する国際的な規律の枠組みを改善するための活動（既存の国際協定の一層の批准を奨励すること並びに知的財産権に関する国際的な調和、管理及び行使を促進することを含む。）並

びにWTO及びWIPOを含む国際機関における活動について協力するよう努める。

第十四・六十一条 知的財産に関する専門委員会

1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会（以下この条において「専門委員会」という。）は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用することについて責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討し、及び監視すること。
- (b) 地理的表示に関する立法上及び政策上の進展並びに地理的表示の分野において相互に関心を有する他の問題（この協定に基づく地理的表示の保護に関して附属書十四－Bに掲げる地理的表示の明細書における該当する要件から生ずる問題を含む。）に関する情報を交換すること。
- (c) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的な、かつ、透明性のある運用を促進するため、知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。
- (d) 合同委員会に対して専門委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
- (e) 合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3 専門委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、附属書十四－A 及び附属書十四－B の改正について合同委員会に勧告を行う。

4 一方の締約国は、第十四・三十四条の規定に従い、附属書十四－B の改正に関する他方の締約国の要請について検討する。

5 専門委員会は、両締約国以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十四・六十二条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十四・六十三条 紛争解決

第十四・六十条の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十五章 企業統治

第十五・一条 目的

- 1 両締約国は、透明性、効率性、信頼及び健全性に基づく機能的な市場及び健全な金融システムを通じた経済成長を達成するための効果的な企業統治の枠組みの重要性を認識する。
- 2 各締約国は、自国の領域において効果的な企業統治の枠組みを発展させるための適当な措置をとる。各締約国は、当該措置が、投資家の信頼を高め、及び競争力を向上させることにより、投資を誘引し、及び奨励し、その結果、当該措置により、それぞれの市場アクセスに関する約束によつて与えられた機会を最大限利用することが可能となることを認識する。
- 3 両締約国は、各締約国が上場会社の企業統治に関する自国の法律上、制度上及び規制上の枠組みを発展させることを制限することなく、この協定に定める相互の市場へのアクセスを促進する範囲内で、この章に定める原則を尊重し、及びこの章の規定を遵守することを約束する。
- 4 両締約国は、この章の規定の適用を受ける効果的な企業統治の枠組みの発展に関する事項について協力する。

第十五・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「取締役会」とは、上場会社の統治機関であつて、当該上場会社の運営の監督について意思決定の権限を有するものをいう。その構成員（取締役）は、当該上場会社を統治するため、通常当該上場会社の株主によつて選任される。
- (b) 「企業統治」とは、会社の経営者、取締役会、株主及び他の利害関係者の間の一連の関係をいい、特に会社の目的を定める方法及び当該目的を達成する手段を決定すること並びに業績を監督することにより、会社を経営し、及び支配する構造を提供する。
- (c) 締約国の「企業統治の枠組み」とは、上場会社の企業統治に関する原則及び規則（拘束力の有無を問わない。）であつて、適用される場合には、当該締約国の権限及び法令に基づくものをいう。
- (d) 「上場会社」とは、その株式が締約国の法令で定められた当該締約国の証券取引所又は規制市場において公に取引するために上場されており、又は値付けされている法人をいう。

第十五・三条 一般原則

- 1 両締約国は、それぞれの管轄内の上場会社に関する全ての重要な事項（当該上場会社の財務状況、業績、所有及び統治を含む。）の適時の及び正確な開示を確保するに当たり、企業統治の枠組みの役割の重要性を認識する。
- 2 両締約国は、また、株主に対する経営者及び取締役会の適当な説明責任、独立の、かつ、客観的な立場から行われる取締役会の責任ある意思決定並びに同一の種類の株主の平等な待遇を確保するに当たり、企業統治の枠組みの役割の重要性を認識する。
- 3 次条及び第十五・五条に規定する締約国の企業統治の枠組みに関する規定は、法的拘束力を有する仕組み又は拘束力を有しない方法（例えば、遵守するか、又は遵守しない場合には説明するとの原則）により実施することができる。
- 4 締約国は、客観的な、かつ、差別的でない基準（例えば、会社の発展の初期の段階、会社の規模）により正当化される場合には、企業統治の原則又は規則の一部を特定の会社に適用しないことを定めることができる。

1 各締約国の企業統治の枠組みには、上場会社における株主の権利の効果的な行使を保護し、及び促進することを目的とする規定を含める。当該権利には、株主が取締役会の行動を監督すること（注）及び上場会社の重要な意思決定に参加することを可能とするため、適当な場合には、当該上場会社の企業統治の構造に従い、株主総会に出席し、及び投票する権利並びに取締役会の構成員を選任し、及び解任する権利を含む。

注 「取締役会の行動を監督すること」は、株主による取締役会の業務に対する日常の監督を要求するものではない。

2 各締約国の企業統治の枠組みには、投資家にとって有益かつ有用となり得る情報であつて会社の支配に関するものの開示を奨励することを目的とする規定を含める。当該情報には、例えば、資本構成（適当な場合には、異なる種類の株式の摘示を伴うもの）、重要であると認められる直接的又は間接的な株式保有及び特別支配権を含む。

第十五・五条 取締役会の役割

各締約国の企業統治の枠組みには、次の事項を目的とする規定を含める。これにより、当該企業統治の枠組みは、取締役会の責任ある意思決定を促進することとなる。

(a) 取締役会による経営に関する独立の、かつ、客観的な立場からの効果的な監督。このような監督は、例えば、十分な数の独立の取締役（注）の効果的な活用を通じて達成し得る。

注 各締約国は、自国の管轄において、定性的又は定量的な観点から何が「十分な数の独立の取締役」を構成するかについて決定することができる。

(b) 株主に対する取締役会の説明責任の確保

(c) 投資家に関する情報（例えば、取締役会の構成、取締役会の委員会又は取締役の独立性についての情報）の十分な開示の確保

第十五・六条 企業買収

各締約国は、上場会社における企業買収を規律する規則及び手続を定める。当該規則及び手続については、当該企業買収に係る取引が透明性のある価格及び公正な条件の下に行われるようすることを目的とするものとする。

第十五・七条 紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十六章 貿易及び持続可能な開発

第十六・一条 文脈及び目的

1　両締約国は、千九百九十二年六月十四日に国際連合環境開発会議によつて採択されたアジェンダ二十一、千九百九十八年六月十八日に国際労働総会によつて採択された労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置、二千二年九月四日に持続可能な開発に関する世界首脳会議によつて採択された実施計画、二千六年七月五日に国際連合経済社会理事会によつて採択された「完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事を創出することに資する国内的及び国際的な段階における環境の醸成並びにその持続可能な開発への影響」と題する閣僚宣言、二千八年六月十日に国際労働総会によつて採択された公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言、二千十二年七月二十七日に国際連合総会によつて採択された「我々が求める未来」と題する国際連合持続可能な開発会議の成果文書及び二千十五年九月一二十五日に国際連合総会によつて採択された「我々の世界を変革する・持続可能な開発のための二千三十アジェンダ」と題する二千十五年の後の開発のためのアジェンダを採択するための国際連合の首脳会議の成果文書を考慮しつつ、現在及び将来の世代の福祉のため、持続可

能な開発に貢献する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を認識する。

2　両締約国は、経済的開発、社会的開発及び環境保護を相互に補強し合う構成要素とする持続可能な開発の促進に対するこの協定の貢献を認識する。両締約国は、この章の規定が持続可能な開発を促進する方法で両締約国間の貿易関係及び協力を強化することを目的とするものであり、両締約国の環境基準又は労働基準を調和させることを目的とするものではないことを更に認識する。

第十六・二条 規制を行う権利及び保護の水準

1　各締約国は、国際的に認められた基準及び自国が締結している国際協定に係る自国の約束と整合的に、自国の持続可能な開発に関する政策及び優先事項を決定し、国内の環境及び労働に関する保護について自国の水準を定め、並びにそれに従つて自国の関連する法令を採用し、又は修正する自国の権利を認識しつつ、自国の法令及び関連する政策が高い水準の環境及び労働に関する保護を定めることを確保するよう努め、並びに当該法令及びその基礎となる保護の水準を引き続き改善するよう努める。

2　両締約国は、それぞれの環境又は労働に関する法令で定める保護の水準の緩和又は引下げを通じて貿易又は投資を奨励してはならない。このため、両締約国は、一連の作為又は不作為を両締約国間の貿易又は

投資に影響を及ぼす態様で継続し、又は反復することにより、当該法令について免除し、又は逸脱してはならず、また、当該法令の効果的な執行を怠つてはならない。

3 両締約国は、自国の環境又は労働に関する法令を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならない。

第十六・三条 労働に関する国際的な基準及び条約

1 両締約国は、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事を経済上、労働上及び社会上の課題に対応するための主要な要素として認識する。両締約国は、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事に資する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を更に認識する。このこととの関連において、両締約国は、第二十三・三条の規定に基づいて設置される貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の会合及び適当な場合には他の場において、相互に関心を有する貿易関連の労働に関する問題について見解及び情報を交換する。

2 両締約国は、国際労働機関（以下「ILO」という。）の加盟国であることから生ずる義務を再確認する。両締約国は、労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施について

の措置に関するそれぞれの約束を更に再確認する。このため、両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた次に掲げる原則を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現する。

- (a) 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認
 - (b) あらゆる形態の強制労働の撤廃
 - (c) 児童労働の実効的な廃止
 - (d) 雇用及び職業に関する差別の撤廃
- 3 各締約国は、自己の発意により、批准することが適當と認める基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う。
- 4 両締約国は、ILOの条約及び議定書（基本的なILOの条約を含む。）の批准に関するそれぞれの状況について情報を交換する。
- 5 各締約国は、自國が批准したILOの条約を自國の法令及び慣行において効果的に実施することについての自國の約束を再確認する。

6 両締約国は、2に規定する労働における基本的な権利に関する国際的に認められた原則の違反を正当な比較優位として援用し、又は用いることができないこと及び保護主義的な貿易の目的のために労働基準を用いるべきでないことを認識する。

第十六・四条 環境に関する多数国間協定

1 両締約国は、国際社会が環境に関する地球的規模又は地域の課題に対処するために環境に関する多数国間協定（特に両締約国が締結しているもの）が多数国による環境の管理の手段として重要であることを強調する。両締約国は、貿易と環境との間の相互の補完性を達成することが重要であることを更に強調する。このこととの関連において、両締約国は、貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の会合及び適当な場合には他の場において、相互に関心を有する貿易関連の環境に関する事項について見解及び情報を交換する。

2 各締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。

3 一方の締約国は、拘束されることが適當と認める環境に関する多数国間協定（その改正を含む。）の批

准、受諾若しくは承認又は当該多数国間協定への加入及び当該多数国間協定の実施に関する自国の状況及び進展について他方の締約国と情報を交換する。

4　両締約国は、気候変動という緊急の脅威に対処するために千九百九十二年五月九日にニューヨークで作成された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の究極的な目的を達成することの重要性及びこの目的のために貿易が果たす役割を認識する。両締約国は、気候変動枠組条約及び二千十五年十二月十二日にパリで気候変動枠組条約の締約国会議によつてその第二十一回国会合において作成されたパリ協定を効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。両締約国は、温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靭^{じん}である発展への移行に対する貿易の積極的な貢献を促進するため協力する。両締約国は、気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的を達成することに向けて気候変動に対処するための行動をとるために協働することを約束する。

5　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態

様で適用しないことを条件とする。

第十六・五条 持続可能な開発に資する貿易及び投資

両締約国は、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目標に対する貿易及び投資の貢献を増進することの重要性を認識する。このため、両締約国は、次のことを行う。

- (a) 労働における基本的な権利、全ての人ための適切な仕事並びに持続可能な経済的及び社会的な開発並びに効率性のための基本的な価値（自由、人間の尊厳、社会正義、保障及び無差別）に関する原則の重要性並びにこれらの原則の貿易及び投資に関する政策への一層の統合を追求することの重要性を認識すること。
- (b) この協定に合致する態様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するよう努めること。
- (c) この協定に合致する態様で、気候変動の緩和に特に関連する物品及びサービス（持続可能かつ再生可能なエネルギー並びにエネルギー効率の高い物品及びサービスに関するもの等）の貿易及び投資を円滑にするよう努めること。

(d) 改善された社会的な状況及び環境上適正な慣行に貢献する物品（ラベル等による表示に関する制度の対象となる物品を含む。）の貿易及び投資を促進するよう努めること並びに他の自発的な取組（民間の取組を含む。）の持続可能性に対する貢献を認識すること。

(e) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会及び適当な場合には他の場を通じて、企業の社会的責任を奨励し、並びにこの事項に関する見解及び情報を交換すること。これに関し、両締約国は、国際的に認められた関連する原則及び指針（千九百七十六年六月二十一日にO E C Dによつて採択されたO E C Dの国際投資及び多国籍企業に関する宣言の一部を成すO E C Dの多国籍企業のためのガイドライン及び千九百七十七年十一月にI L Oの理事会によつて採択された多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を含む。）の重要性を認識する。

第十六・六条 生物の多様性

1 各締約国は、自国が締結している関連する国際協定（特に、千九百九十二年六月五日にリオデジヤネイロで作成された生物の多様性に関する条約及びその議定書並びに千九百七十三年三月三日にワシントンで作成された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「C I T E S」という。）

に従つて生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。

2 このこととの関連において、各締約国は、次のことを行う。

- (a) 天然資源の持続可能な利用を通じて取得された物品であつて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものの貿易の重要性を考慮しつつ、当該物品の利用を奨励すること（ラベル等による表示に関する制度を通じて行うこと）。
- (b) CITESに掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種及び適当な場合には他の絶滅のおそれのある種の違法な取引に対処するための効果的な措置（監視及び執行に関する措置並びに啓発活動等）を実施すること。
- (c) 適当な場合には、1に規定する国際協定に基づいて採択された決定を実施すること（法令、戦略及び計画を通じて行うこと）。
- (d) この条の規定に関連する事項（野生生物及び天然資源の加工品の貿易、生態系及びこれに関連して得られる利益の査定、地図の作成及び評価並びに遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公

正かつ衡平な配分を含む。）について、二国間及び多数国間の段階において他方の締約国と情報を交換し、及び協議すること。

第十六・七条 持続可能な森林経営並びに木材及び木材製品の貿易

1 両締約国は、森林の保全及び持続可能な森林経営を確保するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。

2 このこととの関連において、両締約国は、次のことを行う。

- (a) 森林の保全及び持続可能な森林経営並びに伐採が行われた国の法令に従つて伐採された木材及び木材製品の貿易を奨励すること。
- (b) 違法伐採及び関連する貿易（適当な場合には、第三国との貿易を含む。）への対処に貢献すること。
- (c) 森林の保全及び持続可能な森林経営並びに合法的に伐採された木材及び木材製品の貿易を促進し、並びに違法伐採に対処するため、二国間及び多数国間の段階において情報を交換し、及び経験を共有すること。

第十六・八条 漁業資源の貿易及び持続可能な利用並びに持続可能な養殖

- 1　両締約国は、漁業資源の保存並びに持続可能な利用及び管理を確保し、海洋生態系を保護し、並びに責任ある、かつ、持続可能な養殖を促進するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。
- 2　このこととの関連において、両締約国は、次のことを行う。

- (a)　海洋法に関する国際連合条約、千九百九十三年十一月二十四日にローマで作成された保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び千九百九十五年八月四日にニューヨークで作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定を遵守し、千九百九十五年十月三十一日に国際連合食糧農業機関の総会によって採択された責任ある漁業に関する行動規範の目的及び原則を達成するための措置をとり、国際的及び地域的な段階の双方において寄港国の措置の実施を奨励し、並びに適当な場合には、両締約国が締結している関連する国際協定を第三国が批准し、受諾し、若しくは承認し、又は当該国際協定に加入することを奨励すること。
- (b)　両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体（地域的な漁業管理のための機関（以下「地域

漁業管理機関」という。)を含む。)を通じ、適用可能な場合には地域漁業管理機関の決議、勧告又は措置に関する効果的な監視、規制又は取締り及び漁獲証明に関する制度の実施によつて、漁業資源の保存及び持続可能な利用を促進すること。

(c) 違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業(以下「IUU漁業」という。)に関する自発的な情報の共有がIUU漁業の防止において両締約国が採用し、及び実施するそれぞれの効果的な手段の有効性を向上させることを認識しつつ、並びに漁業資源の持続可能な利用を促すために主要な水産市場を有する地域漁業管理機関の加盟国が果たす重要な役割を強調しつつ、IUU漁業に対処するためのそれぞれの効果的な手段を採用し、及び実施すること(法的文書並びに適当な場合には規制、監視及び取締り並びに能力の管理に関する措置を通じて行うこと)を含む。)。

(d) 持続可能な、かつ、責任ある養殖の経済上、社会上及び環境上の側面を考慮しつつ、当該養殖の発展を促進すること。

第十六・九条 科学的情報

両締約国は、環境又は労働条件を保護することを目的とする措置であつて、貿易又は投資に影響を及ぼす

可能性があるものを立案し、及び実施するに当たり、利用可能な科学的情報及び技術的情報並びに適当な場合に
は関連する国際的な基準、指針又は勧告及び予防的な取組方法を考慮に入れる。

第十六・十条 透明性

各締約国は、自国の法令及び次章の規定に従い、この章の規定の目的を追求する一般に適用される措置が
透明性のある態様で実施されること（公衆に対し意見を述べるための適当な機会及び十分な時間を提供する
こと並びに当該措置を公表することを通じて実施されることを含む。）を確保する。

第十六・十一条 持続可能性に対する影響の検討

両締約国は、それぞれの手続及び制度並びにこの協定に従つて定められる手續及び制度を通じ、共同又は
単独で、この協定の実施が持続可能な開発に及ぼす影響を検討し、監視し、及び評価することの重要性を認
識する。

第十六・十二条 協力

両締約国は、この協定の目的を達成するために環境及び労働に関する政策の貿易及び投資に関連する側面
について協力することの重要性を認識しつつ、特に、次のことを行うことができる。

- (a) 環境保護及び労働の分野において二国間又は多数国間の段階で協力すること（両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体を通じて協力することを含む。）。
- (b) 両締約国によつて実施される監視及び評価の結果を考慮しつゝ、貿易と環境との間及び貿易と労働との間の相互の影響を評価すること並びに当該影響を増大させ、防止し、又は緩和する方法を特定することについて協力すること。
- (c) この協定に合致する様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するため協力すること（情報の交換を通じて協力することを含む。）。
- (d) ラベル等による表示に関する制度について協力すること（環境ラベルについての情報の交換を通じて協力することを含む。）並びに持続可能性に貢献する他の措置及び自発的活動（適当な場合には、公正及び倫理的な貿易に関する制度を含む。）について協力すること。
- (e) 特に情報及び最良の慣行（国際的に合意された指針及び原則の遵守、実施、事後の取組及び普及に関するものを含む。）の交換を通じて、企業の社会的責任を促進するために協力すること。
- (f) ILOの適切な仕事に関するアジェンダの貿易に関する側面について協力すること。

(g) 環境に関する多数国間協定の貿易に関連する側面について協力すること（CITESの実施に関する見解及び情報の交換並びに技術協力及び税関協力を通じて協力することを含む。）。

(h) 国際的な気候変動に関する制度の貿易に関連する側面について協力すること（炭素の排出が少ない技術、気候に悪影響を及ぼさない他の技術及びエネルギー効率を促進する手段について協力することを含む。）。

(i)

生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進するために協力すること（絶滅のおそれのある野生動物植物の種の違法な取引への対処を含む。）。

(j)

森林の保全及び持続可能な森林経営並びに合法的に伐採された木材及び木材製品の貿易を促進するため並びに違法伐採に対処するために協力すること。

(k)

持続可能な漁業及び養殖に関する慣行並びに合法的に取得された漁業資源の貿易を促進するため並びにIUU漁業に対処するため、二国間で又は両締約国が参加する適当な国際機関若しくは国際的な団体を通じて協力すること。

1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 専門委員会は、次の任務を有する。

(a) この章の規定の実施及び運用を検討し、及び監視すること並びに必要な場合には合同委員会に対し第二十三・一条5(d)の規定に関連する検討のために適当な勧告を行うこと。

(b) この章の規定に関連する他の事項であつて両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) この章の規定の実施について市民社会（注）と相互に協力すること。

注 この章の規定の適用上、「市民社会」とは、経済、社会及び環境に関する独立した利害関係者（使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。）をいう。

(d) 合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

(e) この章の規定の解釈又は適用に関する両締約国間の見解の相違を解消するための解決を追求すること

（第十六・十七条5の規定による手続を通じて行うものを含む。）。（注）

注 第十六・十七条4の規定に従つて提供される助言は、専門委員会がこの(e)の規定に基づいて行う活動において考慮される。

- 3 専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合する。その後は、専門委員会は、第十六・十七条5の規定による手続を妨げることなく、第二十三・三条3(a)の規定に従つて会合する。
- 4 専門委員会は、自己の活動とILOの活動及び関連する環境に関する多数国間の機関又は団体の活動との間の整合性及び協力を追求する。

第十六・十四条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十六・十五条 国内の諮問機関

- 1 各締約国は、自国の法令及び慣行に従い、自國の新設又は既存の一又は二以上の国内の諮問機関であつて、この章の規定に関連する経済、社会及び環境に関する問題についてのものの会合を招集し、並びに当該一又は二以上の国内の諮問機関と協議する。
- 2 各締約国は、1に規定する一又は二以上の国内の諮問機関において、経済、社会及び環境に関する独立

した利害関係者（使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。）が均衡のとれた形で代表されることを確保する責任を負う。

3 各締約国の1に規定する一又は二以上の国内の諮問機関は、自己の発意によつて会合し、この章の規定の実施に関する自己の意見を自国から独立して表明し、及び当該意見を自国に提出することができるものとする。

第十六・十六条 市民社会との共同対話

1 両締約国は、この章の規定に関する対話をを行うため、両締約国の領域内に所在する市民社会の組織（前条に規定する国内の諮問機関の構成員を含む。）との共同対話（以下この章において「共同対話」という。）を両締約国が合意する時期に招集する。

2 両締約国は、共同対話において、関連する利害関係者（経済、環境及び社会に関する利益を代表する独立した組織並びに適当な場合には他の関連する組織を含む。）が均衡のとれた形で代表されることを促進すべきである。

3 共同対話は、この協定の効力発生の日の後二年以内に招集される。その後は、共同対話は、両締約国が

別段の合意をする場合を除くほか、定期的に招集される。両締約国は、共同対話の第一回会合の前に共同対話の運営について合意する。共同対話への参加は、両締約国が合意する適当な通信手段によつて行うことができる。

4 両締約国は、共同対話に対し、この章の規定の実施に関する情報を提供する。共同対話の見解及び意見は、両締約国が合意する場合には、専門委員会に提出され、及び公に入手可能なものとされることができる。

第十六・十七条 政府間協議

1 両締約国は、この章の規定の解釈又は適用に関する事項について両締約国間で見解の相違がある場合には、この条及び次条に規定する手続のみを利用する。この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

2 一方の締約国は、この章の規定の解釈及び適用に関する事項について他方の締約国との協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、この章の関連する規定を特定しつつ、その要請の理由（当該事項を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠について記載することを含む。）を示

す。

3 2の規定に基づいて一方の締約国が協議を要請した場合には、他方の締約国は、2に規定する事項について相互に満足すべき解決を得るため、その要請に速やかに応じ、及び協議を開始する。

4 各締約国は、協議の過程において、問題となつてている事項を十分に検討することができるよう十分な情報を探求する。両締約国は、ILO及び他の関連する国際機関又は国際的な団体であつて両締約国が参加するものの活動を考慮に入れるものとし、また、両締約国の特別の要請により、これらの国際機関若しくは国際的な団体又は他の専門家からの助言を求めることができる。両締約国は、当該助言を考慮しつつ、実施する適切な措置を討議する。

5 専門委員会は、2から4までの規定に従つて行われる協議を通じて解決が得られない場合には、問題となつている事項を検討するため、締約国の要請により速やかに招集される。

6 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この条の規定による協議を通じて得られた解決が共同で公入手可能なものとされることを確保する。

1 一方の締約国は、前条5の規定に基づいて締約国が専門委員会を招集することを要請した日から七十五日以内に両締約国がこの章の関連する条の規定の解釈又は適用に関する事項について相互に満足すべき解決に達しなかつた場合には、2に規定する付託事項に従つて専門家パネルが当該事項を検討するために招集されるよう要請することができる。その要請については、他方の締約国の第十六・十四条に規定する連絡部局を通じて書面により行うものとし、また、当該要請の理由（解決されるべき事項を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠について記載することを含む。）を特定する。

2 専門委員会は、この協定の効力発生の日から二年以内に専門家パネルの手続規則及び付託事項を採択する。当該手続規則は、関連する情報を認定するための手続を特定する。専門家パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（千九百六十九年五月二十三日にウイーンで作成された条約法に関するウイーン条約として法典化されているものを含む。）に従つてこの章の関連する条の規定を解釈する。当該手続規則及び付託事項が定められるまでの間は、第二十二・三十条に規定する手続規則を準用するものとし、また、付託事項は、専門家パネルの設置の日の後五日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「第十六章の関連する条の規定に照らし、専門家パネルの設置の要請において付託された事項を検討し、及び第十六・十八条5の規定に従つて報告書（当該事項の解決のための勧告を行うもの）を作成する。」

3 専門家パネルは、自己が適當と認めるいかなる情報源からも情報を得ることができる。専門家パネルは、ILOの文書又は環境に関する多数国間協定に関連する事項については、関連する国際機関又は国際的な団体からの情報及び助言を求めるべきである。この3の規定に従つて得られた情報は、意見を求めるために両締約国に提出される。

4 専門家パネルは、三人の専門家から成る。専門家は、次の(a)から(e)までの規定に従つて選定される。

(a) 専門家は、この章の規定が取り扱う問題に関する適切な技術的又は法的知見を有するものとする。専門家は、いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないものとする。専門家は、個人の資格で職務を遂行するものとし、いかなる組織又は政府からも指示を受けてはならず、また、いかなる資格においても問題となつてている事項に関与したことがあつてはならない。

(b) 各締約国は、専門家パネルの招集の要請の受領の日の後四十五日以内に、一人の専門家を任命し（自己国民を任命することができる。）、及び専門家パネルの長としての職務を遂行する候補者を三人まで推薦する。専門家パネルの長は、いずれの締約国の国民であつてもならない。両締約国は、当該四十五日の期間が満了した後十五日以内に、推薦された候補者の中から専門家パネルの長について合意し、及び任命する。

(c) 締約国が(b)の規定に従つて専門家を任命しなかつた場合又は両締約国が(b)の規定に従つて専門家パネルの長について合意せず、及び任命しなかつた場合には、いまだ任命されていない専門家又は専門家パネルの長は、(b)に規定する十五日の期間が満了した後十五日以内に、(d)の規定に従つて推薦された候補者の中からくじ引で選定される。

(d) 専門委員会は、この協定の効力発生の日から二年以内に、この条の規定に従つて専門家としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも十人の個人であつて(a)に定める要件を満たすものの名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国的小名簿及び専門家パネルの長の職を務める個人であつていづれの締約国でもないものの小名簿）から成る。各締約国は、自國の小名簿について専門家

としての職務を遂行する少なくとも三人の個人を選定する。両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、専門家パネルの長の小名簿について四人の個人を共同で選定する。専門委員会は、専門家の名簿上の個人の人数がこの(d)の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

(e) 専門家パネルの設置の日は、専門家パネルの長が任命された日とする。

5 専門家パネルは、両締約国に対し、中間報告書及び最終報告書（事実認定、関連する条の規定の解釈又は適用可能性並びに認定及び提案の基本的な理由を示したもの）を送付する。両締約国は、中間報告書（専門家パネルの設置の日の後九十日以内に送付される。）を受領した日の後四十五日以内に、当該中間報告書についての書面による意見を提出することができる。専門家パネルは、書面による意見を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適當と認める更なる検討を行うことができる。最終報告書は、専門家パネルの長が両締約国に対しその期限を遵守することができないことを書面により通報する場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後百八十日以内に送付される。最終報告書は、専門家パネルの長がその期限を遵守することができないことを通報した場合には、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後二百日以内に送付される。最終報告書については、公に入手可能な

ものとする。両締約国は、秘密の情報の保護を確保する。

6 両締約国は、専門家パネルの最終報告書及びその提案を考慮しつつ、問題となっている事項を解決するための行動又は措置を討議する。一方の締約国は、最終報告書が送付された日の後三箇月以内に、他方の締約国及び自國の一又は二以上の国内の諮問機関に対して事後の行動又は措置を通報する。専門委員会は、事後の行動又は措置を監視する。一又は二以上の国内の諮問機関及び共同対話は、専門委員会に対し事後の行動又は措置に関する自己の見解を提出することができる。

第十七章 透明性

第十七・一条 定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される措置」とは、この協定の対象となる事項に関する一般に適用されるあらゆる法令、規則、行政上若しくは司法上の決定又は行政上若しくは司法上の手続をいう。

第十七・二条 透明性のある規制上の環境

各締約国は、自国の規制上の環境が両締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼしえることを認識しつつ、透明性のある規制上の環境であつて、経済活動に従事する者（特に中小企業）等にとつて効果的かつ予見可能なものを提供する。

第十七・三条 公表

各締約国は、一般に適用される措置を導入し、又は変更する場合には、次のことを行う。

- (a) 目的及び必要性に関する説明とともに、当該一般に適用される措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとし、及び実行可能な場合には英語によるウェブサイト等の電子的手段により速やかに公表し、又は公入手可能なものとすること。

(b) 十分に正当と認められる場合を除くほか、当該一般に適用される措置が公表され、又は公に入手可能なものとされる時と当該一般に適用される措置が効力を生ずる時との間に適当な期間を認めるよう努めること。

第十七・四条 照会

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自國の一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。
- 2 各締約国は、自國の一般に適用される措置について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に入手可能なものとする。
- 3 各締約国は、自國の一般に適用される措置について、ある者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持する。
- 4 両締約国は、各締約国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、3に規定する照会に対して提供される回答が最終的な又は法的拘束力を有するものでなく、単に情報としてのものであり得ることを認識する。

第十七・五条 一般に適用される措置の実施

1 各締約国は、自国の全ての一般に適用される措置を一貫性があり、客観的であり、公平であり、及び合理的である態様で実施する。

2 一方の締約国は、特定の場合における他方の締約国の特定の者、產品又はサービスに対する行政上の手続において一般に適用される措置を適用する場合には、自国の法令に従い、当該行政上の手続によつて直接に影響を受ける者に対して次の通知及び機会を与える。

(a) 当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適當な通知（法的根拠並びに当該行政上の手続の性質、事実及び問題となつていてる事項の記載を含む。）

(b) 当該直接に影響を受ける者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適當な機会（緊急の理由がある場合を除くほか、最終的な行政上の決定を行う前に与えられるものに限る。）

第十七・六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関し、行政上の行為又は自国の法令に定める不作為の速やかな審査又は上訴及び正当な理由がある場合には当該行政上の行為又は当該不作為のは正のため、司法裁判

所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、仲裁上若しくは行政上の手続を定め、若しくは維持する。これらの裁判所又は手続は、公平であり、かつ、当該行政上の行為の執行について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、当該事項に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所における当事者又は1に規定する手続に関する当事者に対して次のことに関する権利が与えられることを確保する。

(a) 当該当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防衛するための適当な機会が与えられるること。

(b) 証拠及び記録された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令に定める更なる審査又は上訴に従うことを条件として、問題となつている行政上の行為について、2(b)に規定する決定が関連する機関又は当局によつて実施されることを確保する。

第十七・七条 透明性の向上の促進に関する協力

両締約国は、適當な場合には、二国間の、地域的な及び多数国間の場において、国際的な貿易及び投資に

関して透明性を促進するための方法について協力する。

第十七・八条 他の章との関係

この章の規定の適用は、この協定の他の章の規定の適用を妨げるものではない。

第十七・九条 腐敗行為の防止

両締約国は、国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を除去する双方の決意を確認する。両締約国は、公的部門及び民間部門の双方における健全性を構築する必要があること並びに各部門がこの点について補完的な責任を有することを認識しつつ、千九百九十七年十二月十七日にパリで作成された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約及び二千三年十月三十一日にニューヨークで採択された腐敗の防止に関する国際連合条約の遵守を確認する。

第十八章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第A節 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力

第一款 一般規定

第十八・一条 目的及び一般原則

1 この節の規定は、二国間の貿易及び投資を拡大するため、次のことを行うことにより、規制に関する良い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を促進することを目的とする。

- (a) 効果的な、透明性のある及び予見可能な規制上の環境を促進すること。
 - (b) 一貫性のある規制上の取組を促進し、及び不必要に負担となる、重複した又は相違のある規制上の要件を削減すること。
 - (c) 締約国の規制措置、規制に関する慣行又は規制上の取組（これらの効率的な適用を強化する方法を含む。）について討議すること。
 - (d) 國際的な場における両締約国間の協力を強化すること。
- 2 この節のいかなる規定も、例えば次の分野における締約国の公共政策の目的を達成し、又は推進するに

当たり、保護の水準を定め、又は規律する自国の権利に影響を及ぼすものではない。

(a) 公衆衛生

(b) 人、動物及び植物の生命及び健康

(c) 職業上の衛生及び安全

(d) 労働条件

(e) 環境（気候変動を含む。）

(f) 消費者

(g) 社会的な保護及び社会保障

(h) 個人情報及びサイバーセキュリティ

(i) 文化の多様性

(j) 金融の安定

(k) エネルギー安全保障

3 この節のいかなる規定も、締約国が次のことを行うことを妨げるものと解してはならない。

(a) 締約国が適当と認める保護の水準で自国の公共政策の目的を達成するため、自国の法的枠組み、原則及び期限に従つて規制措置を採用し、維持し、及び適用すること。

(b) 一般的な利益に関するサービス（水、健康、教育又は社会事業サービスに関連するものを含む。）を提供し、及び支援すること。

4 規制措置は、貿易に対する偽装した障害となつてはならない。

5 この節のいかなる規定も、規制上の特定の結果を得ることを両締約国に義務付けるものと解してはならない。

第十八・二条 定義

この節の規定の適用上、

(a) 「規制当局」とは、次のものをいう。

(i) 英国については、英國政府

(ii) 日本国については、日本国政府

(b) 「規制措置」とは、一般に適用される次の措置をいう。

(i) 英国については、

(A) 一次法令

(B) 二次法令

(ii) 日本国については、

(A) 法律

(B) 政令

(C) 府省令

第十八・三条 適用範囲

1 この節の規定は、この協定の対象となる事項に関し、締約国の規制当局が定める規制措置について適用する。

2 第三款及び第四款の規定は、1に規定する規制措置に加えて、締約国の規制当局が定める一般に適用される他の措置であって、規制に関する協力活動に関するもの（指針、政策上の文書、勧告等）について適用する。

第二款 規制に関する良い慣行

第十八・四条 内部調整

各締約国は、規制に関する良い慣行（この節に規定するものを含む。）を促進するための内部調整の手続又は仕組みを維持する。

第十八・五条 規制の手続及び仕組み

各締約国は、自国の規制当局が規制措置を立案し、評価し、及び見直すための手続及び仕組みに関する説明を公に入手可能なものとする。当該説明においては、関連する指針、規則又は手続（公衆が意見を提出するための機会に関するものを含む。）に言及する。

第十八・六条 計画中の規制措置に関する早期の情報

各締約国の規制当局は、少なくとも年一回、計画中の主要な（注）規制措置の一覧表を、当該規制措置の適用範囲及び目的に関する簡潔な説明（可能な場合には、当該規制措置の採用が見込まれる時期に関する説明を含む。）とともに、公に入手可能なものとする。締約国は、自国の規制当局が当該一覧表を公に入手可能なものとしない場合には、これに代えて、毎年、かつ、できる限り速やかに、第二十三・三条の規定に基

づいて設置される規制に関する協力に関する専門委員会に対し、当該一覧表を当該簡潔な説明とともに提出する。当該簡潔な説明を伴つた当該一覧表については、秘密であると指定される情報を除くほか、各締約国の規制当局が公に入手可能なものとすることができる。

注 各締約国の規制当局は、この節の規定に基づく自国の義務の適用に当たり、何が「主要な」規制措置に該当するかを決定することができる。

第十八・七条 公衆との協議

1 各締約国の規制当局は、主要な規制措置を立案するに当たり、適用可能な場合には、関連する規則及び手続に従つて次のことを行う。

- (a) いかなる者も自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することができるよう、立案中の規制措置についての十分な詳細を提供する規制措置の案又は協議に係る文書のいずれかを公表すること。
- (b) いかなる者に対しても、無差別の原則に基づき、意見を提出するための合理的な機会を与えること。
- (c) 受領した意見を検討すること。

2 各締約国の規制当局は、公衆との協議に関連して情報を提供し、及び意見を受領するため、電子的な通信手段を利用すべきであり、また、アクセスのための単一の専用のウェブの窓口を維持するよう努めるべきである。

3 各締約国の規制当局は、協議の結果の概要又は受領した意見を公に入手可能なものとする。この義務は、秘密の情報の保護のため、個人情報若しくは不適切な内容を公開しないため又は他の正当な理由（第三者の利益に対して害を及ぼす危険性等）のために必要な範囲においては、適用しない。

第十八・八条 影響評価

1 各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に従つて、立案中の主要な規制措置の影響評価を体系的に実施するよう努める。

2 各締約国の規制当局は、影響評価を実施するに当たり、次の事項を考慮に入れた手続及び仕組みを設け、及び維持する。

- (a) 規制措置の必要性（当該規制措置によつて対処しようとする事項の性質及び重要性を含む。）
- (b) 実行可能かつ適当な代替案（規制によるかどうかを問わない。）であつて、自国の公共政策の目的を

達成することとなるもの（適当な場合には、規律しない選択肢を含む。）

(c) 可能なかつ関連する限りにおいて、(b)に規定する代替案が社会、経済及び環境に及ぼす潜在的な影響

（貿易及び中小企業（注）への影響を含む。）

注 この(c)の規定の適用上、英國については、「中小企業」とは、小規模企業及び零細企業をいう。

(d) 適当な場合には、検討中の選択肢が関連する国際的な基準にどのように関係するか（当該基準との相

違についての理由を含む。）。

3 各締約国の規制当局は、関連する規制措置であつて提案された又は最終的なものの公表までに自己の影響評価の所見を公表する。

第十八・九条 事後の評価

1 各締約国の規制当局は、効力を有する規制措置に対する定期的な事後の評価を促進するための手続又は仕組みを維持する。

2 各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に適合する限りにおいて、1に規定する事後の評価に関する自己の計画及び当該事後の評価の結果を公に入手可能なものとする。

第十八・十条 意見を提出するための機会

各締約国の規制当局は、自国の公共政策の目的の達成を妨げることなく、いかなる者に対しても、効力を有する規制措置の改善のための意見（簡素化又は不必要的負担の軽減のための提案を含む。）を提出する機会を与える。

第十八・十一条 規制に関する良い慣行についての情報の交換

両締約国の規制当局は、この款に規定する規制に関する良い慣行（貿易及び投資への影響に関する評価を含む影響評価に関する慣行、事後の評価に関する慣行等）についての情報の交換（規制に関する協力に関する専門委員会における情報の交換を含む。）に努める。

第三款 規制に関する協力

第十八・十二条 規制に関する協力活動

- 1 一方の締約国は、他方の締約国に対して規制に関する協力活動を提案することができる。一方の締約国は、第十八・十五条の規定に従つて指定する連絡部局を通じてその提案を行う。
- 2 一方の締約国の提案について、他方の締約国は、適当な時期に当該提案を検討するものとし、また、提

案した一方の締約国に対し、提案された活動が規制に関する協力に適すると認めるかどうかを通報する。

- 3 規制に関する協力に関する専門委員会は、締約国の要請があつた場合には、1に規定する規制に関する協力活動のための提案を討議する。

- 4 各締約国は、規制に関する協力に適した活動を特定するために次のものを検討する。

- (a) 第十八・六条に規定する一覧表
(b) 締約国の方が提出する規制に関する協力活動のための提案であつて、関連する情報によつて裏付けられ、及び関連する情報を伴うもの

- 5 各締約国の規制当局は、両締約国が規制に関する協力活動を行うことを決定する場合には、次のことを行う。

- (a) 他方の締約国の規制当局に対し、新たな措置の策定又は現行の措置の修正であつて、規制に関する協力活動に関するものを通報すること。
(b) 要請があつた場合には、規制に関する協力活動に関する情報を提供し、及び当該協力活動に関する措置について討議すること。

(c) 新たな規制措置その他の措置を策定し、又は現行の規制措置その他の措置を修正するに当たり、実行可能な範囲内で、他方の締約国による同一の又は関連する事項についての規制上の取組を検討すること。

6 両締約国は、規制に関する協力活動を任意に行うことができる。締約国は、規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめることができる。規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめる一方の締約国は、他方の締約国に対してそのような決定の理由を説明すべきである。

7 両締約国の規制当局は、適当な場合には、相互の同意により、両締約国の関係機関に対して規制に関する協力活動の実施を委託することができる。

第十八・十三条 規制の一貫性を促進するための良い慣行

各締約国の規制当局は、規制の一貫性を促進するため、特に、次のことを検討する。

- (a) 規制上の要件（試験、資格、監査、検査等）の不必要的重複を避けるため、共通の原則、指針、行動規範、同等の相互承認及び実施手段を促進すること。

(b) 国際的な規制上の基準、指針又は他の取組を策定し、並びに当該基準、指針又は他の取組の採用及び実施を促進するため、関連する国際的な場において、二国間で協力し、及び第三国と協力すること（実行可能な場合には、共同の発意及び提案を通じて協力することを含む。）。

第四款 制度に関する規定

第十八・十四条 規制に関する協力に関する専門委員会

- 1 第二十三・三条の規定に基づいて設置される規制に関する協力に関する専門委員会は、この節の規定に従い、規制に関する良い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を強化し、及び促進する。
- 2 規制に関する協力に関する専門委員会は、その会合に参加するよう利害関係を有する者を招請することができる。
- 3 規制に関する協力に関する専門委員会は、特に、次のことを行うことができる。
 - (a) 規制に関する協力活動のための提案を討議すること。
 - (b) 規制に関する良い慣行についての情報を交換し、及び当該慣行を促進すること。
- (c) 両締約国が共通の関心を有する事項についての規制に関する協力活動（規制の前に行う研究について

のものを含む。）を勧告すること。

(d) 各締約国における一貫性のある規制の結果を促進するため、特に、規制措置が存在しない分野又は規制措置の策定に向けた初期の段階にある分野において、二国間の規制に関する協力活動を促進すること。

(e) 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力を促進するため、実際的な仕組み、実施手段及び最良の慣行の策定を支援すること。

(f) 国際的な場における規制に関する協力及び調整（関連する実施中又は計画中の活動に関して定期的に二国間で情報を交換することを含む。）を奨励すること。

(g) 規制に関する協力について定期的に優先分野を特定し、及び承認すること。

(h) 必要な場合には、第二十三・三条に規定する他の専門委員会及び他の二国間の規制に関する協力の場における規制に関する協力の合理化を支援するために指針を提供すること。

(i) 第十八・十六条8に規定する協議の結果に関する報告を検討し、及び適用可能な場合には同条6に規定する満足すべき解決の実施に係る進展について検討すること。

(j) 必要な場合には、特定の規制に関する協力活動を遂行するため、規制に関する協力に関する専門委員会に対して報告を行う特別作業部会を設置すること。

4 規制に関する協力に関する専門委員会は、次のことを行う。

(a) 両締約国の代表者が別段の決定をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は少なくとも年一回会合すること。

(b) この協定の効力発生の後の第一回会合において、自己の手続規則を採択すること。

第十八・十五条 連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この節の規定を実施するため及び次条の規定に基づいて情報交換するための連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十八・十六条 計画中又は現行の規制措置についての情報の交換

1 一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画中又は現行の規制措置に関する情報及び説明を求める要請を提出することができる。当該要請を受けた締約国は、速やかに応ずるよう努める。

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画中又は現行の規制措置についての懸念を検討するよう要請を提出することができる。当該要請において、要請を行う締約国は、問題となつている規制措置を特定し、当該懸念についての説明を提供し、及び関連する場合には質問を提出する。

3 要請を受けた締約国は、できる限り速やかに、正当な理由がない限り遅くとも要請を受領した後六十日以内に、2の規定に基づいて要請を行つた締約国が提起した懸念について書面による意見を提出する。当該意見には、特に、規制措置の政策目的及び必要性並びに適当な場合には同様の効率性で同一の政策目的を達成し得る貿易又は投資に対して一層制限的でない措置が存在しないことについての説明を可能な範囲内で含める。要請を受けた締約国は、要請を行つた締約国が提出した説明を求める質問に回答する。

4 要請を行つた締約国は、次のいずれかの時期に、要請を受けた締約国との協議を要請することができ
る。

- (a) 3に規定する書面による意見を受領した後
- (b) 要請を受けた締約国が3に定める期間内に書面による意見を提出しない場合には、当該期間が満了した後

- 5 協議については、対面又は電子的手段による会合を通じて行うことができる。各締約国は、当該会合の実施について責任を有する職員を任命する。
- 6 兩締約国は、協議が行われている間、要請を行つた締約国の懸念に対処するための可能な満足すべき解決（問題となつてゐる規制措置の調整のための提案又は関連する場合には貿易若しくは投資に対して一層制限的でない規制措置の採用のための提案を含む。）を誠実に探求する。
- 7 兩締約国は、秘密の又は機微な情報又はデータを開示することを要求されない。
- 8 協議の結果に関する報告は、要請を受けた締約国と協議の上、要請を行つた締約国が作成する。要請を行つた締約国の連絡部局は、規制に関する協力に関する専門委員会に対し、その検討のために当該報告を送付する。
- 9 2に規定する要請については、関連する専門委員会の段階において満足すべき解決が得られない場合にも提出することができるものとし、また、第二十二章の規定又は他の適用可能な協定の紛争解決手続に基づく兩締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 10 2に規定する要請については、要請を受けた締約国に対して規制上の特定の結果を得ることを要求して

はならず、また、規制措置の採用を遅滞させるものであつてはならない。

第B節 動物の福祉

第十八・十七条 動物の福祉

1 両締約国は、それぞれの法令に関する相互理解の向上を目的として、飼養された動物に焦点を当てた動物の福祉に関する事項につき、相互の利益のために協力する。

2 このため、両締約国は、この条の規定に従つて取り扱う動物の優先順位及び区分を定める作業計画を相互の同意によつて採用することができるものとし、また、動物の福祉の分野における情報、専門知識及び経験を交換するため、並びに一層の協力を促進する可能性を探求するため、動物の福祉に関する技術作業部会を設置することができる。

第C節 最終規定

第十八・十八条 第A節の規定の適用

1 第A節の規定は、前節の規定及び第八章第E節第五款に規定する金融サービスにおける規制に関する協力については、適用しない。

2 第十八・三条の規定にかかわらず、この協定の他の章のいかなる規定も、その適用に必要な範囲内で、第A節の規定に優先する。

第十八・十九条 紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第十九章 農業分野における協力

第十九・一条 目的

両締約国は、農産品（注）及び食品の両締約国間の貿易を促進することが相互の利益となることを認識し、並びに持続可能な農業に関する協力（農村の振興並びに両締約国に所在する消費者に対して安全で質の高い食品を提供するための技術的な情報及び最良の慣行の交換を含む。）の促進を目指すものとする。

注 この章の規定の適用上、「農産品」には、林産物及び水産物を含まない。

第十九・二条 適用範囲

- 1 両締約国は、それぞれの法令に従い、前条に定める分野において協力する。両締約国は、双方の関係する集団、団体、権限のある当局及び他の組織の間の協力を奨励し、及び円滑にする。
- 2 1に規定する協力の範囲は、次のとおりとする。
 - (a) 農産品及び食品の貿易の促進（関係法令についての対話を含む。）
 - (b) 農業経営、生産性及び競争力を向上させるための協力（持続可能な農業に関する最良の慣行の交換並びに技術及びイノベーションの利用を含む。）

(c) 農業及び食品の生産及び技術に関する協力

(d) 農産品の品質に係る政策（地理的表示に関するもの（注）を含む。）に関する協力。ただし、当該協力が第二十三・三条の規定に基づいて設置される知的財産に関する専門委員会の任務であつて地理的表示に関するものと重複しないことを条件とする。

注 この章の規定の適用上、地理的表示に関する「農産品の品質に係る政策」とは、農産品の品質に係る政策であつて第十四・二十六条の規定の対象となる產品についての地理的表示に関するものをいう。

(e) 農村の振興を促進するための協力及び最良の慣行の交換（生産者及び若手農業者を農村地域にとどめる目的とする政策を含む。）

(f) 前条の規定の対象となる両締約国が合意する他の事項についての協議

第十九・三条 ビジネス環境の整備のための協力

- 1 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のための農業及び食品の分野におけるビジネス環境を一層整備するため適当な措置をとる。
- 2 両締約国は、ビジネス環境を一層整備するため、それぞれの法令に従い、双方の公の当局並びに農業分

野及び食品分野におけるそれぞれの代表者の間の協力を促進する。

第十九・四条 情報の要請

一方の締約国は、他方の締約国に対し、農業又は食品に関連する措置に関する情報及び説明の要請を提出することができる。要請を受けた締約国は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、できる限り速やかに、遅くとも要請を受領した後六十日以内に、要請を行つた締約国の要請に関して情報を書面により提供する。

第十九・五条 農業分野における協力に関する作業部会

1 第二十三・四条の規定に基づいて設置される農業分野における協力に関する作業部会（以下この章において「作業部会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 作業部会は、次の任務を有する。

- (a) この章の規定の実施及び運用を確保し、並びにこれらについて検討すること。
- (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (c) 報告する活動がある場合には、合同委員会に対して作業部会の活動を報告すること。

(d) 両締約国の民間部門の間の協力であつてこの章の規定の目的に寄与するものを円滑にすること。

(e) 合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3 作業部会は、その手続規則及びこの章に規定する協力の詳細を採択する。

4 作業部会は、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によつて招請することができる。

第十九・六条 連絡部局及び連絡

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするために少なくとも一の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2 一方の締約国に所在する関係団体であつて両締約国の政府以外のものが提起するこの章の規定に関連する要請は、一方の締約国この条に規定する連絡部局が他方の締約国この条に規定する連絡部局に対して合理的な期間内に通報する。

3 この章に規定する連絡については、英語により行う。

第十九・七条 他の章との関係

1 この章の規定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第二章、第六章、第七章又は第十四章の規定の対象となる事項については、適用しない。

2 この章のいかなる規定も、第二章、第六章、第七章及び第十四章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十九・八条 紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十章 中小企業

第二十・一条 目的

両締約国は、この章の規定及びこの協定の他の規定であつて、中小企業に関連する事項についての両締約国間の協力を促進することを追求し、又は中小企業にとつて特に利益となる可能性のあるものの重要性を認識する。

第二十・二条 協力

1 両締約国は、中小企業が世界市場に参加するに当たつて支援が必要となる場合があることを認識しつつ、次のことのために協力活動を行い、及び強化する。

(a) 両締約国の中小企業がこの協定の下での商業上の機会を利用するなどを支援する方法を特定すること。

(b) 両締約国の中の中小企業のための貿易及び投資の機会を促進し、及び円滑にすること。

2 1に規定する協力活動には、次のことを含めることができる。

(a) 中小企業を支援することを目的として、両締約国の関係団体（非政府機関を含む。）の間の協力を促

進すること。

(b)

この協定の下で中小企業が得ることができる利益につき中小企業に情報を提供するためのセミナー（インターネットを通じて行われるものも含む。）、研究集会その他の活動を発展させ、及び促進すること。

(c)

特に次の事項について、輸出者である中小企業を支持し、及び支援するに当たり、各締約国の経験及び最良の慣行に関する情報を交換し、並びにそれらを討議すること。

(i) 研修計画

(ii) 貿易に関する教育

(iii) 貿易金融

(iv) 他方の締約国における取引相手の特定

(v) ビジネスに関する適切な資格の取得

(vi) 世界的なサプライチェーンへの参加及び統合

(vii) 電子商取引の利用

3 両締約国は、また、1及び2に規定する協力活動において民間部門の関与が重要なことを認識する。

第二十・三条 情報共有

1 各締約国は、公にアクセス可能な自国のウェブサイトであつて、この協定に関する情報（次の事項を含む。）を有するものを開設し、又は維持する。

- (a) この協定の本文（全ての附属書、特に、関税率表及び品目別原産地規則を含む。）
- (b) この協定の概要
- (c) 次の事項を含む中小企業のための情報
 - (i) 中小企業に関連すると認めるこの協定の規定の説明
 - (ii) この協定によつて与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとつて有用であると認める追加的な情報

2 各締約国は、1に規定する自国のウェブサイトに次のウェブサイトへのリンクを含める。
(a) 他方の締約国の同様のウェブサイト

- (b) 自国の政府当局その他適当な団体のウェブサイトであつて、自国において貿易、投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると認める情報を提供するもの
- 3 各締約国は、自国のウェブサイトにリンクされた2(b)に規定するウェブサイトが次の事項に関する情報を提供することを確保する。

- (a) 関税法令及び税関手続並びに自国の関税領域への輸入、自国の関税領域からの輸出又は自国の関税領域における通過のために必要とされる手続、実務上の手順、書式、文書その他の情報についての説明
- (b) 知的財産権に関する法令（知的財産権に関する手続を含む。）
- (c) 強制規格及び適合性評価手続
- (d) 輸入及び輸出に関連する衛生植物検疫措置
- (e) 第十・四条の規定による政府調達のための公示その他の関連する情報
- (f) 企業の登記に関する手続
- (g) 該当する場合には、輸入手続において徴収される税
- (h) 中小企業にとつて有用であると認めるその他の情報

4 各締約国は、1に規定する自国のウェブサイトに、関税品目表の番号によつて電子的に検索可能なデータベースであつて、適當と認める場合には自国の市場へのアクセスに関する次の情報を含むものへのリンクを含める。

- (a) 自国が他方の締約国の原産品に適用する関税率、実行最恵国税率及び自国が設定した関税割当てるべくする。)
- (b) 輸入及び輸出について又はこれらに関連して課される税関手数料その他の手数料（品目別手数料を含む。）
- (c) その他の関税措置
- (d) 原産地規則
- (e) 関税の払戻し若しくは納期限の延長又は関税を削減し、還付し、若しくは免除する他の種類の救済
- (f) 物品の課税価額の決定に用いる基準
- (g) 原産国の表示の要件（表示の配置及び方法を含む。）
- (h) その他の関連する措置

5 一方の締約国は、1から4までに規定する情報及びリンクが最新かつ正確であることを確保するため、

定期的に又は他方の締約国によつて要請された場合には、当該情報及びリンクを見直す。

6 各締約国は、この条の規定に従つて提供される情報が中小企業にとつて利用しやすい態様で表示される
ことの確保に向けて努力する。各締約国は、当該情報を英語により入手可能なものとするよう努める。

7 いずれの締約国の者も、1から4までの規定に従つて提供される情報を利用するに当たり、いかなる手
数料も課されない。

第二十・四条 中小企業連絡部局

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局（以下この章に
おいて「中小企業連絡部局」という。）を指定し、及び中小企業連絡部局の関係職員に関する情報を含む
連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報
する。

2 中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従つて次の任務を有する。

- (a) この協定の実施に当たり、中小企業のニーズが考慮されることを確保すること。
- (b) 中小企業のための貿易及び投資の機会を増大させるため、中小企業に関連する事項に関する両締約国

間の協力を強化する方法を検討すること。

(c) 各締約国の中企業がこの協定の下での新たな機会を利用することを可能にするための方法を特定し、及びそのための情報を交換すること。

(d) 前条の規定の実施を監視すること及び各締約国が提供する情報が最新であり、かつ、中小企業に関連するものであることを確保すること。

(e) 合同委員会に対し、中小企業連絡部局の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこと。

(f) この協定の対象となるその他の事項であつて中小企業に関連するものについて検討すること。

3 中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従い、合同委員会に対し、両締約国が前条に規定するそれぞれのウェブサイトに追加的な情報を掲載することを勧告することができる。

4 中小企業連絡部局は、この協定の実施に関連して中小企業が関心を有するその他の事項に対処するよう努める。そのような対処には、次に掲げることによるものを含む。

(a) 中小企業に関連する事項についてこの協定の実施を監視するに当たり両締約国を支援するため情報を

交換すること。

- (b) 作業の重複を避けつつ、この協定に基づいて設置される専門委員会及び作業部会の作業（規制に関する協力に関する事項及び関税以外の問題に関する事項を含む。）に参加すること並びにこれらの専門委員会及び作業部会に対し、それぞれが権限を有する分野において、中小企業が特に関心を有する特定の事項を提示すること。

- (c) 両締約国間の貿易及び投資に従事する中小企業の能力を向上させるための相互に受け入れることがで
きる解決を検討すること。

5 中小企業連絡部局は、必要に応じて会合するものとし、適当な連絡経路（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含めることができる。）を通じて活動を行う。

6 中小企業連絡部局は、その活動を行うに当たり、適当な場合には、中小企業の分野の専門家及び外部の機関と協力することを追求することができる。

第二十・五条 紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十一章 貿易及び女性の経済的エンパワーメント

第二十一・一条 女性及び経済

1 両締約国は、自国の領域内の女性（労働者及び事業経営者を含む。）が国内経済及び世界経済に衡平に参加する機会を増大させることの重要性を認識する。

2 両締約国は、国際貿易において存在し得る女性に対する制度的な障害であつて、女性が国内経済及び世界経済に衡平に参加することを妨げるものを軽減する計画を立案し、実施し、及び強化するに当たり、両締約国の多様な経験を共有することの利益を更に認識する。

第二十一・二条 協力活動

両締約国は、この協定によつて創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るために女性（労働者及び事業経営者を含む。）の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討する。当該協力活動には、助言又は訓練の提供並びに情報及び経験の交換であつて、次の事項に関するものを含めることができる。

(a) 市場、技術及び資金調達への女性のアクセスの改善を目的とする計画

(b) 女性の指導的役割及びビジネスネットワークの発展

(c) 職場での柔軟性に関する最良の慣行の特定

(d) 二千十七年十二月にブエノスアイレスで開催されたWTOの閣僚会議の機会における貿易及び女性の

経済的エンパワーメントに関する共同宣言に関する活動

第二十一・三条 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会

1 第二十三・四条の規定に基づいて設置される貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会は、貿易によつて創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るための女性の能力を向上させるという共通の目的を推進すること、前条に規定する協力活動の策定が女性の包摂的な参加を得て行われることを確保しつつ当該協力活動を実施すること並びに両締約国が合意するモニタリング及び検討の機会を与えることについて責任を負う。

2 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会は、両締約国が合意する時期及び場所において、又は両締約国が合意する手段によつて、会合する。

第二十一・四条 紛争解決

この章の規定は、次章の規定による紛争解決の対象とならない。

第二十二章 紛争解決

第A節 目的、適用範囲及び定義

第二十二・一条 目的

この章の規定は、相互に合意する解決を得るため、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための効果的かつ効率的な仕組みを設けることを目的とする。

第二十二・二条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決については、この章の規定を適用する。

第二十二・三条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「仲裁人」とは、パネルの構成員をいう。
- (b) 「緊急の場合」及び「緊急に処理を要する事案」には、品質、現状又は商業的価値が短期間に急速に損なわれる物品又はサービスに関する場合及び事案を含む。

「行動規範」とは、第二十二・三十条に規定する仲裁人についての行動規範をいう。

「申立国」とは、第二十二・七条の規定に基づいてパネルの設置を要請する締約国をいう。

「対象規定」とは、前条の規定によりこの章の規定の適用の対象となるこの協定の規定をいう。

「紛争解決機関」とは、WTOの紛争解決機関をいう。

「パネル」とは、第二十二・七条の規定に従つて設置されるパネルをいう。

「被申立国」とは、第二十二・七条の規定に従い、紛争がパネルに付託された締約国をいう。

「手続規則」とは、第二十二・三十条に規定するパネルの手続規則をいう。

第B節 協議及び仲介

第二十二・四条 情報提供の要請

締約国は、次条又は第二十二・六条の規定に基づいて協議又は仲介を要請する前に、問題となつてゐる措置に関連する情報を書面により要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後二十日以内に送付する書面による回答において要請された情報を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十二・五条 協議

1 両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十二・二条に規定する紛争を誠実に協議によつて解決するよう努める。

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となつてゐる措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を特定するもの）について記載することを含む。）を示す。

3 各締約国は、協議の過程において、問題となつてゐる措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。

4 協議の要請を受けた締約国は、当該要請に対し、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。

5 協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う

場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。

6 協議（当該協議の手続の過程において締約国によつて開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害しないものとする。

第二十二・六条 仲介

1 一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定の適用範囲内の事案であつて、両締約国間の貿易又は投資に悪影響を及ぼす措置に関するものについて、仲介の手続の開始をいつでも要請することができる。

2 両締約国は、第二十三・一条4(f)の規定に従つて合同委員会がその第一回会合において採択する仲介手続に従つて開始し、実施し、及び終了する仲介の手続を行うことについていつでも合意することができ

る。

3 両締約国が合意する場合には、仲介の手続は、次節に規定するパネルの手続の進行中においても、継続することができる。

第C節 パネルの手続

第二十二・七条 パネルの設置

1 第二十二・五条の規定に基づいて協議を要請した締約国は、次のいずれかの場合には、パネルの設置を要請することができる。

(a) 他方の締約国が、当該協議の要請を受領した日の後、十日以内に当該要請に回答しない場合又は三十日以内に当該協議を開始しない場合

(b) 両締約国が当該協議を開始しないことに合意する場合

(c) 両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該協議の要請が受領された日の後四十五日以内に、又は緊急の場合には二十五日以内に、当該協議により紛争を解決することができない場合

2 1の規定に基づくパネルの設置の要請は、被申立国に対して書面により行う。申立国は、自国の申立てにおいて次の事項を明示的に特定する。

(a) 問題となつてている措置

(b) 法的根拠 (a)に規定する措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示する方法で当該対象規定を特定するもの)

(c) 事実に係る根拠

第二十二・八条 パネルの構成

- 1 パネルは、三人の仲裁人から成る。
- 2 両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。
- 3 各締約国は、両締約国が2に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、2に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従つて作成する自國の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかつた締約国的小名簿であつて同条の規定に従つて作成されるものから一人の仲裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してもくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。
- 4 両締約国が2に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があつたときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条

の規定に従つて作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。

5 次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されていない場合又は同条に定める少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。

(a) パネルの長の選定については、次の手続を適用する。

(i) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

(ii) パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。

(iii) 両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議

長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦していた個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。締約国は、自國がパネルの長として正式に推薦していた個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。

(b) パネルの長以外の仲裁人の選定については、次の手続を適用する。

- (i) 締約国的小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、2に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。
- (ii) 締約国的小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。
- (iii) (i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。
- 6 パネルの設置の日は、三人の仲裁人のうち最後の一人の仲裁人が自己の任命への同意を両締約国に通報

した日とする。

第二十二・九条 仲裁人の名簿

1 合同委員会は、第二十三・一条2の規定によるその第一回会合において、仲裁人としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国的小名簿及びパネルの長の職を務める個人であつていづれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの1の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

2 合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であつて、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

第二十二・十条 仲裁人の資格

全ての仲裁人は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 法律及び国際貿易又はこの協定の対象となる他の事項についての専門知識を有すると認められるこ

と。パネルの長については、更に、仲裁手続における経験を有すること。

- (b) いずれの締約国からも独立していること並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないこと。
- (c) 個人の資格で職務を遂行すること及び紛争に関連する事項に関するいかなる組織又は政府からも指示を受けないこと。
- (d) 行動規範を遵守すること。

第二十二・十一条 仲裁人の交代

この章の規定による仲裁手続において、当初のパネルのいずれかの仲裁人が参加することができず、辞任し、又は行動規範に定める要件を遵守しないことにより交代の必要がある場合には、第二十二・八条に規定する手続を適用する。

第二十二・十二条 パネルの任務

第二十二・七条の規定に従つて設置されるパネルは、

- (a) パネルに付託された事案の客観的な評価（問題の事実関係、対象規定の適用可能性及び問題となつて

いる措置の対象規定との適合性に関する客観的な評価を含む。）を行う。

- (b) パネルの決定において、事実及び法に関する認定並びにパネルによる認定及び結論の理由を示す。
- (c) 両締約国と定期的に協議すべきであり、及び相互に合意する解決を得るための十分な機会を与えるべきである。

第二十二・十三条 付託事項

1 パネルの付託事項は、パネルの設置の日の後十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「両締約国が引用したこの協定の関連する対象規定に照らし、パネルの設置の要請において付託された事案を検討し、問題となつている措置のこの協定の関連する対象規定との適合性について決定し、並びに第二十二・十八条及び第二十二・十九条の規定に従つて報告書を作成する。」

- 2 両締約国は、1に規定する付託事項以外の付託事項に合意する場合には、その合意の後三日以内に、パネルに対し、合意された付託事項を通知する。

第二十二・十四条 緊急性に係る決定

パネルは、締約国が要請する場合には、その設置の日の後十五日以内に、紛争が緊急に処理を要する事案に関するものかどうかについて決定する。

第二十二・十五条 パネルの手続

- 1 パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合並びに締約国の意見及び主張が秘密の情報を探る場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。
- 2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。
- 3 パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、開示しない情報が秘密である理由についての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であつて公開し得るものを作成する。
- 4 パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。
- 5 両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締

約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6 中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7 パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によつて決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うこともできる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。

8 パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく両締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十二・十六条 解釈に関する規則

パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（条約法に関するウィーン条約として法典化されているものを含む。）に従つて対象規定を解釈する。また、パネルは、紛争解決機関によつて採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈を考慮に入れる。

第二十二・十七条 情報の受領

- 1 パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が必要かつ適當と認める関連する情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、パネルによる情報の提供の要請に迅速かつ十分に応ずる。
- 2 パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が適當と認める情報（秘密の情報を含む。）の提供をいかなる情報源にも要請することができる。また、パネルは、自己が適當と認める専門家の意見を求める権利を有する。
- 3 締約国の自然人又は締約国において設立された法人は、手続規則に従い、パネルに対し、利害関係を有する第三者（アミカス・キュリイ）の意見書を提出することができる。
- 4 パネルがこの条の規定に基づいて入手した情報については、両締約国に利用可能なものとし、両締約国

は、パネルに対し、当該情報についての意見を提出することができる。

第二十二・十八条 中間報告書

1 パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるよう、両締約国に対し、パネルの設置の日の後百二十日以内に、中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。

3 緊急の場合には、

(a) パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、

いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。

(b) 各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。

第二十二・十九条 最終報告書

1 パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2 パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。

3 最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含める。パネルは、最終報告書において、最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。

4 両締約国は、最終報告書が送付された日の後十日以内に最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

第二十二・二十条 最終報告書の履行

1 被申立国は、前条の規定に従つて送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。

2 被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この2の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通報する。

3 両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。

4 被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

第二十二・二十二条 履行状況の審査

1 被申立国は、申立国に対し、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する日までに、最終報告書を履行するためにとった措置を通報する。

2 申立国は、最終報告書を履行するためにとられた措置の存在又は当該措置の対象規定との適合性について意見の相違がある場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。

3 2に規定する要請においては、問題となっている特定の措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示するような方法で申立ての事実に係る根拠及び法的根拠（当該措置を含む。）を示す。

4 当初のパネルは、両締約国に対し、事案が付託された日の後九十日以内に、自己の決定を通報する。

第二十二・二十二条 不履行の場合における暫定的な救済措置

1 被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があつたときは、相互に満足すべき代償その

他の代替措置について合意するために協議を開始する。

(a) 当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとつた措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合

(b)

被申立国が、第二十二・二十条2の規定に従つて決定された合理的な期間が満了する前に最終報告書を履行するためとつた措置を通報しない場合

(c) 被申立国が、申立国に対し、第二十二・二十条2の規定に従つて決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合

2

申立国は、1(a)から(c)までのいずれかの条件が満たされる場合において1の規定による要請を行わないことを決定したとき、又は1の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかつた場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の被申立国への適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、譲許その他の義務の適用の意図する停止の程度を明記する。

3 申立国は、被申立国が6の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が2に規定する通

告を受領した日の後十五日目の日から、2に規定する讓許その他の義務の適用を停止する権利を有する。

4 謙許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。

(a) 被申立国の最終報告書の不履行によつて生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものとする。

(b) 特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十二・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であつて、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。

5 この条に規定する讓許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となつてゐる措置の関連する対象規定との抵触であつて、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。

6 被申立国は、讓許その他の義務の適用の停止が4の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、2に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができ
る。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該

要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通報する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが自己の決定を通報するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

第二十二・二十三条 暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査

1 被申立国が申立国に対し最終報告書を履行するためにつた措置を通報する場合には、次のとおりとする。

(a) 申立国は、前条の規定に基づき譲許その他の義務の適用の停止の権利を行使している場合には、2に定めるときを除くほか、その通報を受領した日の後三十日以内に、当該譲許その他の義務の適用の停止を終了させる。

(b) 被申立国は、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意されている場合には、2に定めるときを除くほか、その通報が受領された日の後三十日以内に、当該代償その他の代替措置の適用を終了させることができる。

2 申立国は、1の規定に従つて通報された措置が関連する対象規定に適合するかどうかについてその通報

を受領した日の後三十日以内に両締約国が合意に達しなかつた場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請する。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルの決定については、当該要請が提出された日の後四十五日以内に、両締約国に通報する。1の規定に従つて通報された措置が関連する対象規定に適合すると当初のパネルが決定する場合には、讓許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の適用については、その決定の日の後十五日以内に終了させる。適当な場合には、讓許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の程度については、当初のパネルの決定に照らして調整する。

第二十二・二十四条 手続の停止及び終了

パネルは、両締約国による共同の要請があつた場合にはいつでも、連續する十二箇月を超えない範囲で両締約国が合意する期間、パネルの手続を停止する。その停止が行われる場合には、パネルの手続に関連する期間は、パネルの手続が停止された期間と同じ期間延長される。パネルは、両締約国による共同の要請があつた場合にはいつでも、又は一方の締約国による要請があつた場合には合意された停止期間の終了の時に、パネルの手続を再開する。当該要請は、パネルの長及び該当する場合には他方の締約国に通報され

るものとする。パネルの手続が連續する十二箇月を超えて停止された場合には、パネルは、その設置の根拠を失うものとし、パネルの手続は、終了する。両締約国は、パネルの手續を終了させることについていつでも合意することができる。両締約国は、パネルの長に対し、その合意を共同で通知する。

第D節 一般規定

第二十二・二十五条 紛争解決手続の運用

1 各締約国は、次のことを行う。

- (a) この章の規定による紛争解決手続の運用について責任を負う事務局を指定すること。
 - (b) 指定された事務局の運営及び費用について責任を負うこと。
 - (c) 他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に事務局の所在地及び連絡先の情報を書面により通報すること。
- 2 両締約国は、1の規定にかかわらず、この協定による紛争解決手続に係る特定の運用上の業務のための支援を提供することを外部の組織に共同で委託することに合意することができる。

第二十二・二十六条 相互に合意する解決

1 両締約国は、第二十二・二条に規定する紛争についていつでも相互に合意する解決を得ることができ
る。

2 両締約国は、パネルの手続又は仲介の手続の過程において相互に合意する解決が得られた場合には、パ
ネルの長又は仲介人に對し、その合意する解決を共同で通知する。その通知が行われた場合には、当該パ
ネルの手續又は仲介の手續は、終了する。

3 各締約国は、相互に合意する解決を合意する期間内に実施するために必要な措置をとる。

4 3に規定する措置を実施する一方の締約国は、3に規定する合意する期間が満了する日までに、他方の
締約国に対し、相互に合意する解決を実施するために自国がとった措置を書面により通報する。

第二十二・二十七条 紛争解決の場の選択

1 申立国は、特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世
界貿易機関設立協定を含む。）に基づく義務であつてこの協定に基づく義務と実質的に同等のもののいず
れにも抵触すると申し立てる紛争が生じた場合には、当該紛争を解決するための場を選択することができ
る。

2 締約国は、1に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。

3 2の規定の適用上、

- (a) この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十二・七条1の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。
 - (b) 世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会の設置を要請した時に開始したものとする。
 - (c) 他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。
- 4 この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によつて承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の

義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

第二十二・二十八条 期間

- 1 この章に定める全ての期間は、関係する行為又は事実の翌日から起算する。
- 2 この章に定める期間は、両締約国の合意により特定の紛争について変更することができます。パネルは、両締約国に対し、この章に定める期間を変更することを理由を付していつでも提案することができます。パネルは、いずれかの締約国の要請があつた場合には、第二十二・十八条2及び3(b)に定める期間を変更するかどうかについて、特にその特定の紛争の複雑性に鑑み、自己の決定の理由を付して、決定を行う。

第二十二・二十九条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含むパネルの費用は、手続規則に従い、両締約国が均等に負担する。

第二十二・三十条 手続規則及び行動規範

この章に規定するパネルの手続については、第二十三・一条4(f)の規定に従つて合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範に従つて実施する。

第二十三章 制度に関する規定

第二十三・一条 合同委員会

1 両締約国は、両締約国の代表者から成る合同委員会をここに設置する。

2 合同委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内にその第一回会合を開催する。その後は、合同委員会は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又は緊急の場合にはいずれかの締約国の要請に応じて、会合する。合同委員会は、両締約国の代表者の合意により、対面又は他の手段によつて会合することができる。

3 合同委員会の会合は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、英國又は日本国において交互に開催する。合同委員会は、この協定に規定する事項について責任を有する両締約国の閣僚級の代表者又はその代理者を共同議長とする。

4 合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行う。

- (a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行い、並びに必要な場合には両締約国に対して適当な勧告を行うこと。

- (b) この協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関の作業を適宜、監督し、及び調整すること並びに当該機関に対して必要な行動を勧告すること。
- (c) 前章の規定の適用を妨げることなく、この協定の下で生ずる問題を解決するよう努め、又はこの協定の解釈若しくは適用に関して生ずる紛争を解決するよう努めること。
- (d) 両締約国の代表者が合意するこの協定の下での他の関心事項について検討すること。
- (e) その第一回会合において、合同委員会の手続規則を採択すること。
- (f) その第一回会合において、第二十二・三十条に規定するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範並びに第二十二・六条2に規定する仲介手続を採択すること。
- 5 合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行うことができる。
- (a) 専門委員会、作業部会その他の機関であつて、第二十三・三条及び第二十三・四条に規定するもの以外のものを設置し、又は解散すること並びに当該機関の構成、任務及び職務を決定すること。
- (b) 専門委員会、作業部会その他の機関に対して責任を割り当てること。

(c) 公衆に対しこの協定の範囲内の事項に関する情報を提供すること。

(d) この協定の改正について両締約国に勧告し、又は第二十四・二条4に特に掲げるものの改正の場合にはこの協定の改正についての決定を採択すること。

(e) この協定の規定の解釈を採択すること。この解釈は、両締約国及びこの協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関（前章の規定に基づいて設置されるパネルを含む。）を拘束するものとする。

(f) 自己の任務を遂行するに当たり、両締約国が合意する他の行動をとること。

第二十三・二条 合同委員会の決定及び勧告

- 1 合同委員会は、この協定に規定がある場合において決定を行うことができる。当該決定は、両締約国を拘束する。各締約国は、当該決定を実施するために必要な措置をとる。
- 2 合同委員会は、この協定の実施及び運用に関連する勧告を行うことができる。
- 3 合同委員会の全ての決定及び勧告については、コンセンサス方式によつて行うものとし、対面、書面又は他の手段により採択することができる。

第二十三・三条 専門委員会

1 合同委員会の下に次の専門委員会をここに設置する。

- (a) 物品の貿易に関する専門委員会
 - (b) 原産地規則及び税関に関する事項に関する専門委員会
 - (c) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会
 - (d) 貿易の技術的障害に関する専門委員会
 - (e) サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会
 - (f) 政府調達に関する専門委員会
 - (g) 知的財産に関する専門委員会
 - (h) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会
 - (i) 規制に関する協力に関する専門委員会
- 2 1に規定する専門委員会の責任及び任務については、この協定の関連する章に適宜定めるものとし、合同委員会の決定によつて修正することができる。ただし、当該専門委員会の責任については、引き続き、

当該専門委員会が実施及び運用について責任を有する章の規定の範囲内のものとする。

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、専門委員会については、次のとおりとする。

- (a) 専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又はいづれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて、会合する。

(b) 両締約国の代表者から成る。

(c) 両締約国の適当な地位の代表者を共同議長とする。

(d) 専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか英國若しくは日本国において交互に、又は他の適当な通信手段により、会合を開催する。

(e) その会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によつて定める。

(f) 全ての決定及び勧告を対面、書面又は他の手段によりコンセンサス方式によつて行う。

4 専門委員会は、その手続規則を採択することができる。専門委員会がその手續規則を採択しない限り、合同委員会の手続規則を準用する。

5 専門委員会は、合同委員会によつて採択される決定の案を提出し、又はこの協定の関連規定に基づいて

決定を行うことができる。

6 合同委員会は、締約国の要請又は関連する専門委員会からの付託に基づき、当該専門委員会によつて解決されていない問題を取り扱うことができる。

7 各専門委員会は、合同委員会に対し、十分な余裕をもつて事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに各会合の結果及び結論を報告する。

8 専門委員会の存在は、締約国が合同委員会に対して問題を直接提起することを妨げるものではない。

第二十三・四条 作業部会

1 物品の貿易に関する専門委員会の下に、ぶどう酒に関する作業部会及び自動車及び部品に関する作業部会をここに設置する。これらの作業部会の責任及び任務については、第二・三十四条及び附属書二一C第二十条に定める。

2 合同委員会の下に次の作業部会をここに設置する。

- (a) 農業分野における協力に関する作業部会。その責任及び任務については、第十九・五条に定める。
- (b) 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会。その責任については、第二十一・三条に

定める。

3 関連する章の規定に従い、次の作業部会を設置することができる。

- (a) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会の下での特別作業部会
- (b) 貿易の技術的障害に関する専門委員会の下での特別技術作業部会
- (c) 規制に関する協力に関する専門委員会の下での特別作業部会
- (d) 合同委員会の下での動物の福祉に関する技術作業部会

4 この協定に別段の定めがある場合及び作業部会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、作業部会については、次のとおりとする。

- (a) 年一回又はいずれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて会合する。
- (b) 両締約国の適当な地位の代表者を共同議長とする。
- (c) 英国若しくは日本国において交互に、又は作業部会への両締約国の代表者が合意する他の適当な通信手段により、会合を開催する。
- (d) その会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によつて定める。

(e) 全ての決定及び勧告を対面、書面又は他の手段によりコンセンサス方式によつて行う。

5 作業部会は、その手続規則を採択することができる。作業部会がその手続規則を採択しない限り、合同委員会の手続規則を準用する。

6 各作業部会は、場合に応じて関連する専門委員会又は合同委員会のいずれか適当なものに対し、十分な余裕をもつて事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに当該専門委員会又は合同委員会の各会合において自己の活動を報告する。

7 作業部会の存在は、締約国が合同委員会又は関連する専門委員会に対して問題を直接提起することを妨げるものではない。

第二十三・五条 専門委員会、作業部会その他の機関の作業

この協定に基づいて設置される専門委員会、作業部会その他の機関は、その任務を遂行するに当たり、その作業の重複を避ける。

第二十三・六条 連絡部局

1 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該

連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2 連絡部局は、次のことを行う。

- (a) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従つて両締約国間で提供される全ての通告、通報及び情報を送付し、及び受領すること。
- (b) この協定に関する事項についての両締約国間のその他の連絡を円滑にすること。
- (c) 合同委員会の会合の準備に関する調整を行うこと。

第二十四章 最終規定

第二十四・一条 一般的な見直し

両締約国は、他の章における見直しに関する規定の適用を妨げることなく、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定の効力発生の日の属する年以後十年目の年又は両締約国が合意する時期において行う。

第二十四・二条 改正

- 1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。
- 2 1に規定する改正は、当該改正の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日又は同日よりも遅い日であつて両締約国が合意する日に効力を生ずる。両締約国は、その通告を両締約国の政府間の外交上の公文の交換を通じて行う。
- 3 合同委員会は、両締約国それぞれの国内法上の手続に従い、4に掲げるものの改正の場合には、この協定の改正についての決定を採択することができる。2の規定にかかわらず、当該改正は、両締約国が別

段の合意をする場合を除くほか、両締約国の政府間の外交上の公文の交換によつて効力を生ずる。

4 3の規定は、次に掲げるものの改正について適用する。

- (a) 附属書二－A（改正が、統一システムの改正に伴う改正であつて、同附属書の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものである場合に限る。）

(b) 附属書二－C、付録二－C－1及び付録二－C－2

(c) 附属書二－D

(d) 附属書二－E

(e) 第三章、附属書三－Aから附属書三－Eまで及び付録三－B－1

(f) 附属書十

(g) 附属書十四－A

(h) 附属書十四－B

(i) この協定の規定のうち国際協定の規定を引用し、又は組み込むもの（当該国際協定の改正又は当該国

際協定を承継する協定がある場合）

第二十四・三条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について当該要件を満たし、及び当該手続が完了した後、両締約国が合意する日に効力を生ずる。当該日は、日EU経済連携協定が英国について適用されなくなる日以後とし、並びに両締約国の政府間の外交上の公文の交換であつて、当該要件を満たしたこと及び当該手續が完了したことを相互に通告するものによつて特定する。

第二十四・四条 終了

- 1 この協定は、2の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。
- 2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、他方の締約国によるその通告の受領の日の後六箇月で効力を生ずる。

第二十四・五条 者に対する直接的効果の不存在

他の国際法に基づく者の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、この協定のいかなる規定も、者に対して権利を与える、又は義務を課すものと解してはならない。

第二十四・六条 附属書、付録、議定書及び注

この協定の附属書、付録及び相互承認に関する議定書は、この協定の不可分の一部を成す。注もまた、この協定の不可分の一部を成す。

第二十四・七条 正文

この協定は、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成する。ただし、附属書二一A第二編、英國の表（附属書八一B附属書Iから附属書IVまでに掲げるもの）及び附属書十第一編第A節は、英語により本書二通を作成する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年十月二十三日に東京で、作成した。

日本国のために

茂木敏充

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために

リズ・トラス